

黒石市こども計画

(案)

令和 7 年 3 月

青森県 黒石市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の性格と役割	2
(1) 計画の根拠法令等	2
(2) 計画の位置付け	2
(3) 計画の対象	3
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	4
(1) 黒石市子ども・子育て会議の設置	4
(2) パブリックコメントの実施	4
(3) アンケート調査の実施	4
第2章 こどもと若者を取り巻く現状	7
1 人口の状況	7
(1) 人口推移	7
(2) 人口構成	9
(3) 自然動態	10
(4) 社会動態	10
(5) 人口推計	11
2 世帯の状況	12
(1) 世帯数の推移	12
(2) 18歳未満親族がいる世帯数の推移	12
(3) 児童扶養手当受給世帯の状況	13
(4) 生活保護受給世帯の状況	14
3 婚姻、出生等の状況	15
(1) 婚姻、離婚の状況	15
(2) 未婚率の推移	16
(3) 出生率	17
4 就業の状況	18
(1) 就業者数・就業率の推移	18
(2) 産業分類別就業状況	19
(3) 年齢別就業状況	20
5 保育所・認定こども園の状況	21
6 小中学校の状況	22
(1) 小学校	22
(2) 中学校	23
7 放課後児童健全育成事業の状況	24
(1) 放課後児童クラブの利用状況	24
8 アンケート調査結果に見る子育ての状況	25
(1) 教育・保育や子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童調査）	25
(2) 教育・保育や子育て支援に関するニーズ調査（小学校児童調査）	36
(3) 子どもの生活についての調査（こども用調査）	43
(4) 子どもの生活についての調査（保護者用調査）	52

(5) こども・若者意識調査	62
9 黒石市の現状に見る今後の課題	72
(1) 保育サービスの確保	72
(2) 多様な保育サービスの充実	72
(3) 仕事と生活の調和	72
(4) 育児休業について	72
(5) ヤングケアラーについて	73
(6) いじめについて	73
(7) 教育について	73
(8) こどもの貧困について	73
(9) 若者の生活について	74
(10) 若者の成長支援について	74
第3章 計画の基本方針	75
1 計画の基本理念（案）	75
2 計画の基本目標	76
3 計画の体系	77
第4章 取り組むべき施策の展開	81
I こども・若者の権利を保障し、ライフステージに応じた自分らしい成長を支援する	81
1 こども・若者の権利についての理解促進・啓発	82
(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	82
2 心身の健やかな成長を促す環境づくり	83
(1) 遊びや体験活動の推進	83
(2) こども・若者の生活習慣の形成・定着	84
(3) こどもまんなかまちづくりの推進	86
(4) こども・若者が活躍できる機会づくり	86
(5) こども・若者の可能性を拓げていくためのジェンダーギャップ解消	87
(6) 性的マイナリティに対する理解の促進	87
3 適切な教育環境の整備	89
(1) こどもたちのための学校教育の推進	89
(2) 体罰や不適切な指導の防止	90
4 将来を見据えた教育の充実	91
(1) 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育	91
(2) 高等教育の修学支援、高等教育の充実	92
5 就職と結婚を支援するための取組	93
(1) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組	93
(2) 結婚を希望する方への支援	94
II こども・若者と子育て家庭の安全・安心な暮らしを守る	95
1 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	95
(1) 妊娠前から妊娠、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保	96
(2) 小児医療体制の充実	97
(3) 学童期・思春期における保健・医療施策の推進	98
(4) 生涯にわたる保健・医療施策の推進	98
(5) 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援	99
2 こどもの貧困対策	100
(1) こどもの貧困に対する理解促進	100

(2) 困難を抱える子どもの早期発見と支援につなげる体制づくり	101
(3) 教育への支援	101
(4) 社会的な孤立を防ぐための支援	102
(5) 生活の安定と向上に向けた保護者の就労支援	102
(6) 生活困窮家庭への経済的支援	103
3 様々な困難を抱える子ども・若者への支援	104
(1) 障がい児・医療的ケア児等への支援	104
(2) ヤングケアラーへの支援と理解促進	106
(3) こども・若者の自殺対策	106
(4) いじめ防止対策の強化	107
(5) 不登校のこどもへの支援	108
(6) こども・若者の視点に立った居場所づくり	108
(7) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援体制の充実	109
4 児童虐待防止対策と社会的養護の推進	110
(1) 児童虐待防止対策の強化	110
(2) 社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援	111
5 こども・若者が安全に生活できる環境づくり	112
(1) こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備	112
(2) こども・若者を犯罪被害や事故、災害から守るための環境整備	113
(3) 非行防止と自立支援	114
III 子育てを行う家庭への支援	115
1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	115
(1) 子育てや教育に関する切れ目のない経済的負担の軽減	116
2 地域子育て支援、家庭教育支援	117
(1) 地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進	117
3 仕事と生活の調和の実現	118
(1) 共働き・共育ての推進	118
4 ひとり親家庭への支援	119
(1) ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援	119
IV 教育・保育環境の充実（子ども・子育て支援事業計画）	120
1 子ども・子育て支援制度について	120
(1) 子ども・子育て支援給付	120
(2) 子どものための教育・保育給付の認定区分	121
(3) 子育てのための施設等利用給付の認定区分	121
(4) 教育・保育施設の状況	122
(5) 地域子ども・子育て支援事業	124
(6) 教育・保育提供区域の設定	125
(7) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	125
2 幼児期の教育・保育の確保	126
(1) 教育・保育給付事業	126
3 地域子ども・子育て支援事業の推進	128
(1) 利用者支援事業	128
(2) 地域子育て支援拠点事業	129
(3) 妊婦健康診査事業	130
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	131

(5) 養育支援訪問事業	132
(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）	133
(7) 子育て世帯訪問支援事業《新規》	134
(8) 児童育成支援拠点事業《新規》	134
(9) 親子関係形成支援事業《新規》	135
(10) 妊婦等包括相談支援事業《新規》	135
(11) 産後ケア事業《新規》	136
(12) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）《新規》	137
(13) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	138
(14) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	138
(15) 一時預かり事業	139
(16) 延長保育事業（時間外保育事業）	142
(17) 病児保育事業	143
(18) 放課後児童健全育成事業	144
(19) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	146
(20) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	146
第5章 計画の推進と評価.....	147
1 計画の推進	147
2 計画の評価	148
資料.....	149
1 黒石市子ども・子育て会議条例	149
2 黒石市子ども・子育て会議 委員名簿	151
3 策定経過	152

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国の少子高齢化の進行は近年深刻さを増し、総務省統計局によると令和5年時点での日本の総人口に占めるこども（15歳未満）の割合は11.5%と49年連続で低下しており、急速な少子高齢化の進行による人口構造の変化は、生産年齢人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会・経済へ与える影響が懸念されています。また、厚生労働省によると、令和3年の日本のこともの相対的貧困率は11.5%であり、日本のこともの約9人に1人が相対的貧困状態にあるとされています。

このような現状に対し、共働き家庭や核家族の増加、価値観や生活様式の多様化、地域のつながりの希薄化による子育て世帯の孤立、貧困による教育格差など、こども・若者や家庭を取り巻く環境の変容に合わせ、全てのこともの・若者の最善の利益を第一に考えた社会全体による切れ目のない支援を図ることが重要です。

国では、全てのことものや若者が自立した個人としてひとしく成長でき、将来にわたって幸せに暮らせる「こともまんなか社会」を目指すため、令和5年にこども関連政策の司令塔である「こども家庭庁」を設置しました。また、同年にこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行、さらに「こども基本法」に基づいた国の「こども大綱」が閣議決定されるなど、こども関連施策を巡る状況は急速に変化しています。

この「こども基本法」において、市町村は、国が策定する「こども大綱」と都道府県が策定する「都道府県こども計画」を勘案して、「こども計画」を策定するよう努力義務が課せられました。「こども計画」は、子ども・子育て支援事業計画など、既存の各法令に基づく計画と一緒にのものとして策定できるとされています。

黒石市では、令和2年に「黒石市第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育のニーズ量を定めるとともに、就学前のこともの一時預かりや地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなどの様々な子育て支援事業について提供体制を整備し、地域の実情に応じたこども・子育て施策を計画的・総合的に推進してきました。

計画期間が令和6年度で満了する中、こども・若者や子育て家庭をめぐる複雑化した課題や新たな課題に対応し、全てのこともの・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会である『こともまんなか社会』を目指すため、令和7年度を始期として、「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」、「こともの貧困対策計画」、「子ども・若者計画」、「母子保健計画」を包含する「黒石市こども計画」を策定するものです。

※相対的貧困率：等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合

2 計画の性格と役割

(1) 計画の根拠法令等

こども基本法第10条第2項の規定により、各市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、5年を1期とする「市町村こども計画」を定めるよう努めるものとされています。

■ こども基本法（抜粋）

（都道府県こども計画等）

第10条第2項 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

(2) 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第10条に基づく、市町村こども計画です。こども大綱及び青森県こども計画（仮称）を勘案し、本市が取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにするものであるとともに、こどもに関する以下の法定計画を包含して作成する計画とします。

- ①子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
- ②次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」
- ③子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく
「子どもの貧困対策計画」
- ④子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「子ども・若者計画」
- ⑤成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ
目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第17条に基づく「母子
保健計画」

また、本計画の策定については、「黒石市総合計画」をはじめ、「黒石市地域福祉計画」、「黒石市障がい者支援計画」、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「黒石市教育大綱」などの関連する他の分野別計画との整合性を図ります。

(3)計画の対象

こども基本法において、「こども」とは「心身の発達の過程にある者」とされています。

本計画は、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、大人になるまでの心身の発達の過程にあるすべてのこども・若者と、その家族を対象としています。

年齢の区分は以下の通りです。

また、本計画における「こども」の表記は、こども基本法の基本理念を踏まえ、法令に根拠がある語を用いる場合や固有名詞を用いる場合等を除き平仮名表記の「こども」を用いています。

こども：乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生）及び思春期（中学生からおおむね18歳まで）の者。

若者：思春期、青年期（おおむね18歳からおおむね30歳未満まで）の者。

施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象。

3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までを一期とした5年間の計画とします。

■計画の期間

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度				
第6次黒石市総合計画					第7次黒石市総合計画								
第3次	第4次 黒石市地域福祉計画					第5次 黒石市地域福祉計画							
						黒石市こども計画							
第2期黒石市子ども・子育て支援事業計画					第3期黒石市子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成支援行動計画、母子保健計画を含む)								
					黒石市子どもの貧困対策計画 黒石市子ども・若者計画								

4 計画の策定体制

(1) 黒石市子ども・子育て会議の設置

本計画は、地域特性に応じた計画とするため、福祉関係者、学識経験者、子育ての当事者や支援者、教育・保育関係者等から構成される黒石市子ども・子育て会議において委員の意見を聴取し、策定しました。

(2) パブリックコメントの実施

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、令和7年 月 日から 月 日までの期間を設け、計画案の内容等を公表するパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

(3) アンケート調査の実施

計画を策定するにあたり、本市の保育ニーズや子ども・若者の普段の生活状況や教育状況、子育て世帯の経済状況等についてお聞きし、課題や新たなニーズを把握するため、「教育・保育や子育て支援に関するニーズ調査」、「子どもの生活についての調査」、「子ども・若者意識調査」を実施しました。

I 教育・保育や子育て支援に関するニーズ調査

■調査の概要

①就学前児童調査

調査の対象	令和5年12月10日現在、本市在住の0歳～6歳までの児童の保護者
調査の方法	郵送による配布・回収

②小学生調査

調査の対象	令和5年12月10日現在、本市在住の小学1年生から小学6年までの児童の保護者
調査の方法	小学校による配布・郵送による回収

■配布・回収の状況

区分	配布数	有効回答数	有効回答率
①就学前児童調査	1,000件	461件	46.1%
②小学校児童調査	1,305件	658件	50.4%

II 子どもの生活についての調査

■調査の実施概要

①こども用調査

調査の対象	令和6年8月1日現在、本市在住の小学5年生児童と中学2年生生徒
調査の方法	学校経由での配布、郵送回収及びWeb回答

②保護者用調査

調査の対象	令和6年8月1日現在、本市在住の小学5年生児童と中学2年生生徒の保護者
調査の方法	学校経由での配布、郵送回収及びWeb回答

■配布・回収の状況

区分	配布数	有効回答数	有効回答率
①こども用調査	454件	151件	33.3%
②保護者用調査	454件	166件	36.6%

III こども・若者意識調査

■調査の実施概要

①こども・若者

調査の対象	令和6年8月1日現在、本市在住の15歳から39歳までの方
調査の方法	郵送配布、郵送回収及びWeb回答

■配布・回収の状況

区分	配布数	有効回答数	有効回答率
①こども・若者	1,000件	211件	21.1%

第2章

こどもと若者を
取り巻く現状

第2章 こどもと若者を取り巻く現状

1 人口の状況

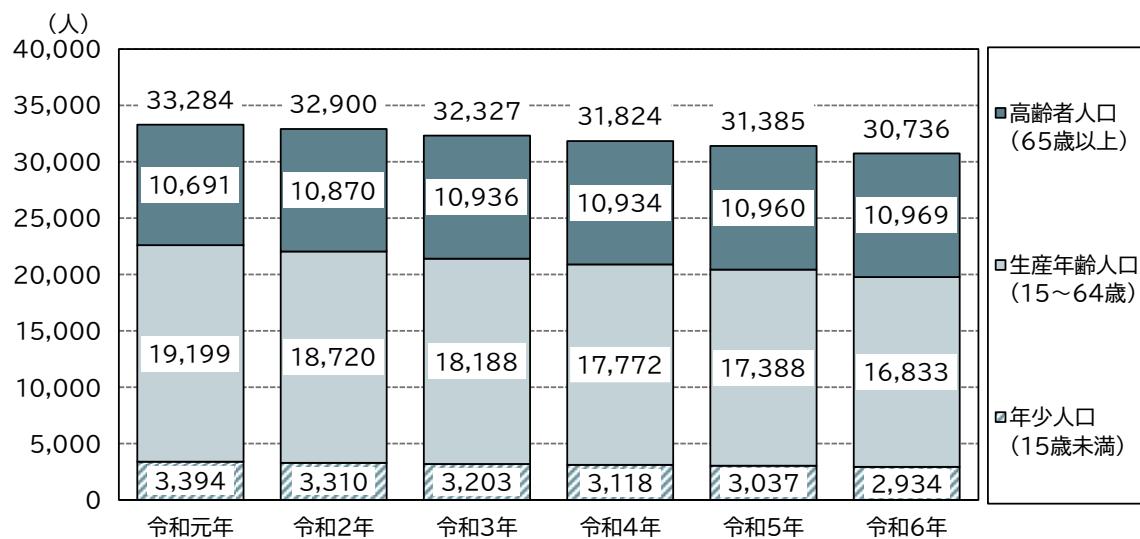
(1) 人口推移

本市の人口は、減少傾向で推移し、令和6年4月1日現在では、30,736人となっています。

年齢3区分人口では、15歳未満の年少人口、15～64歳の生産年齢人口は年々減少傾向にあり、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあります。

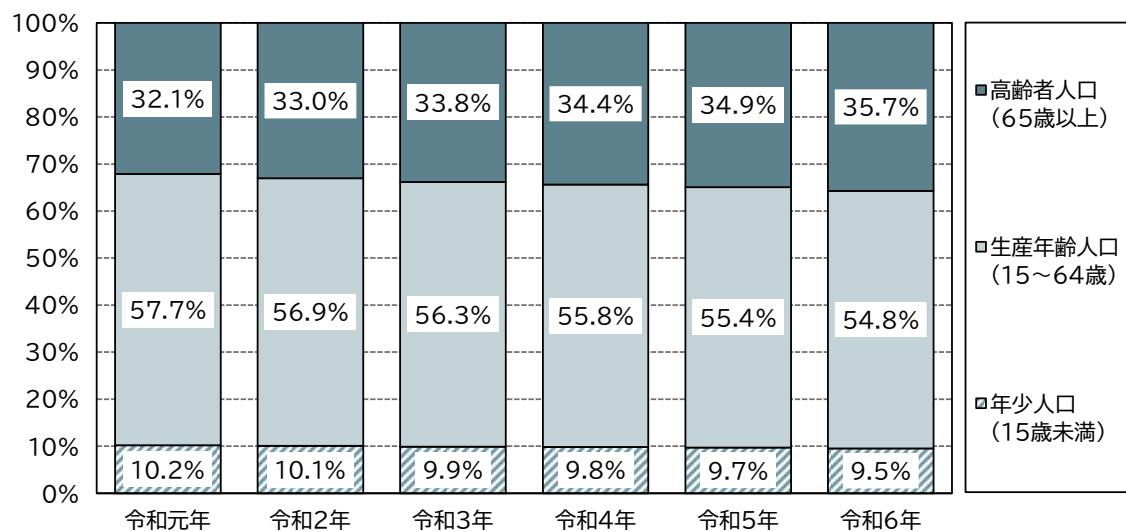
また、年齢3区分人口構成では、15歳未満の年少人口割合、15～64歳の生産年齢人口割合は減少傾向、65歳以上の高齢者人口割合（高齢化率）は増加傾向で推移していることから、少子高齢化が進行しています。

■人口推移（年齢3区分別人口）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■人口推移（年齢3区別人口割合）



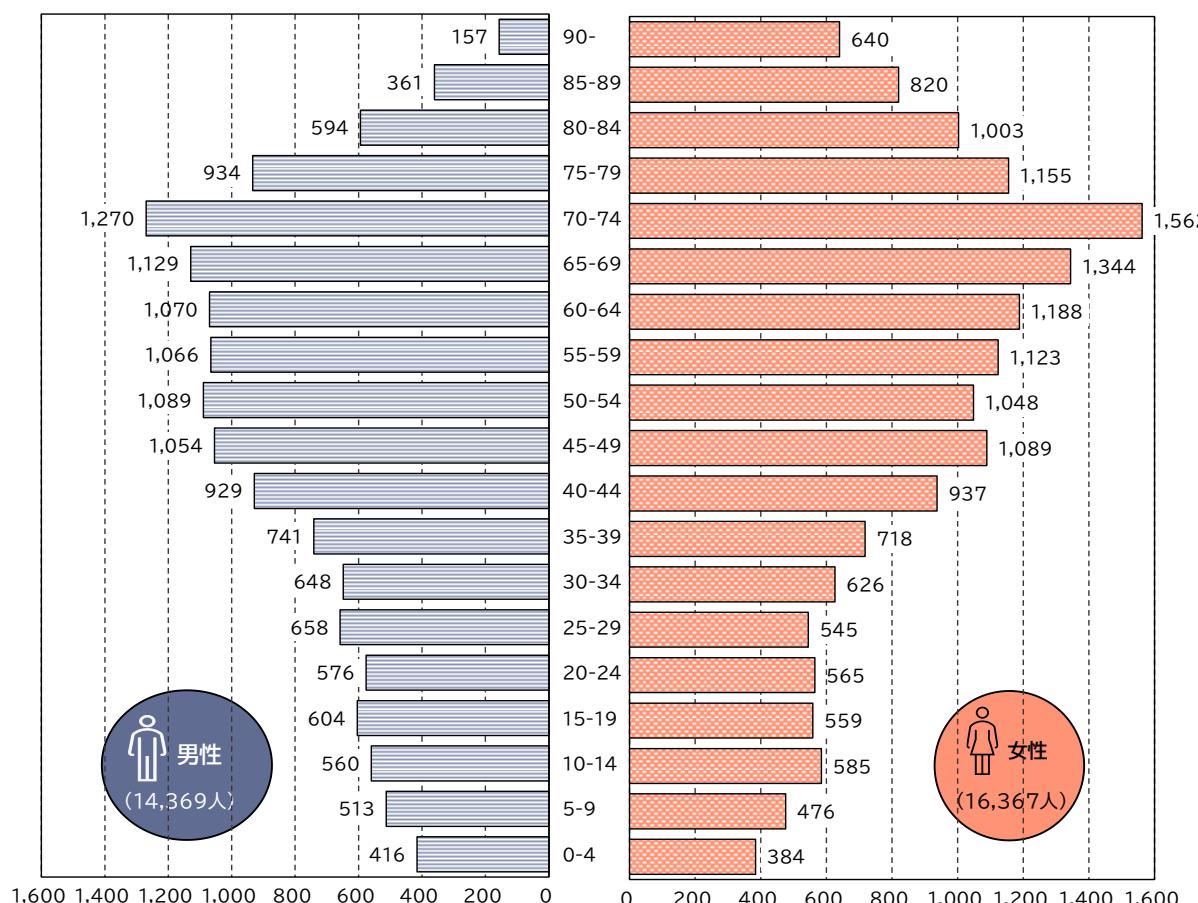
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 人口構成

本市の令和6年における人口ピラミッドをみると、年少人口が少なく高齢者人口が多いことから『つぼ型』寄りの形状となっており、将来のさらなる人口減少が予測されます。

また、70歳から74歳の人口構成が最も多く、年齢構成が高齢化している様子がうかがえるとともに、今後数年間で後期高齢者の大幅な増加が見込まれます。

■人口構成

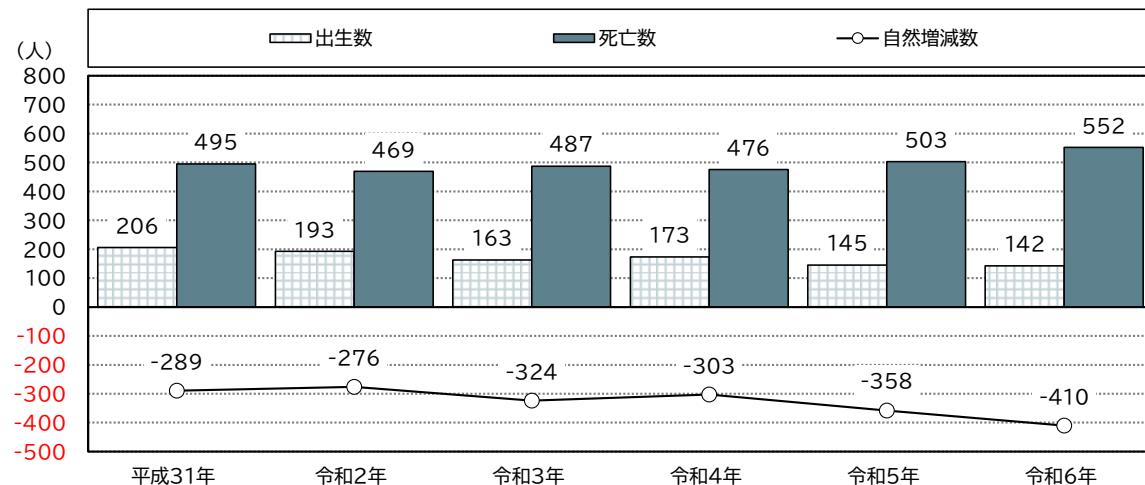


資料：住民基本台帳（令和6年4月1日）

(3) 自然動態

本市の出生数と死亡数の推移では、いずれの年も死亡数が出生数を大きく上回っています。自然動態はマイナスで推移し、令和6年はマイナス410人となっています。

■自然動態

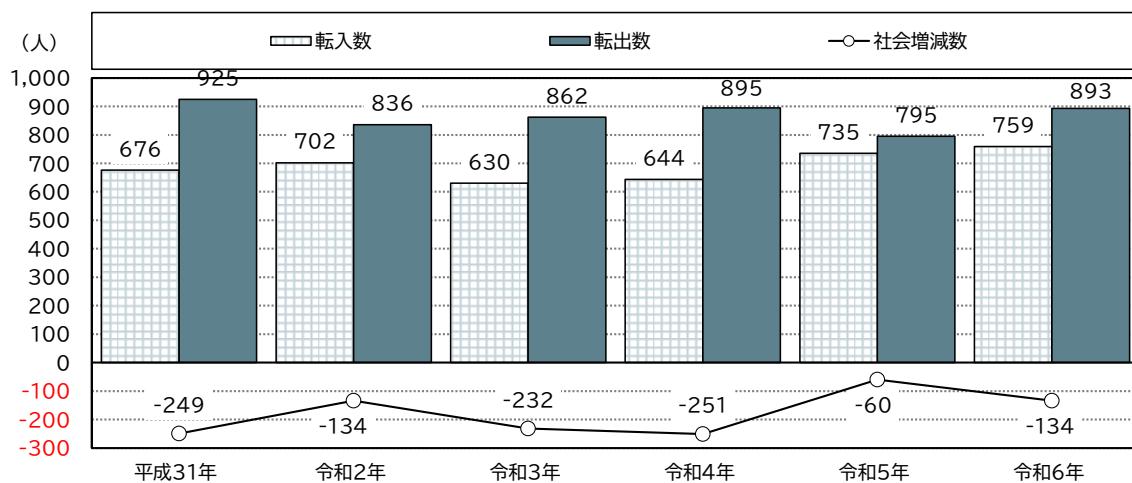


資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日現在）

(4) 社会動態

本市の転入数と転出数の推移では、いずれの年も転出数が転入数を上回っています。社会動態はマイナスで推移し、令和6年はマイナス134人となっています。

■社会動態



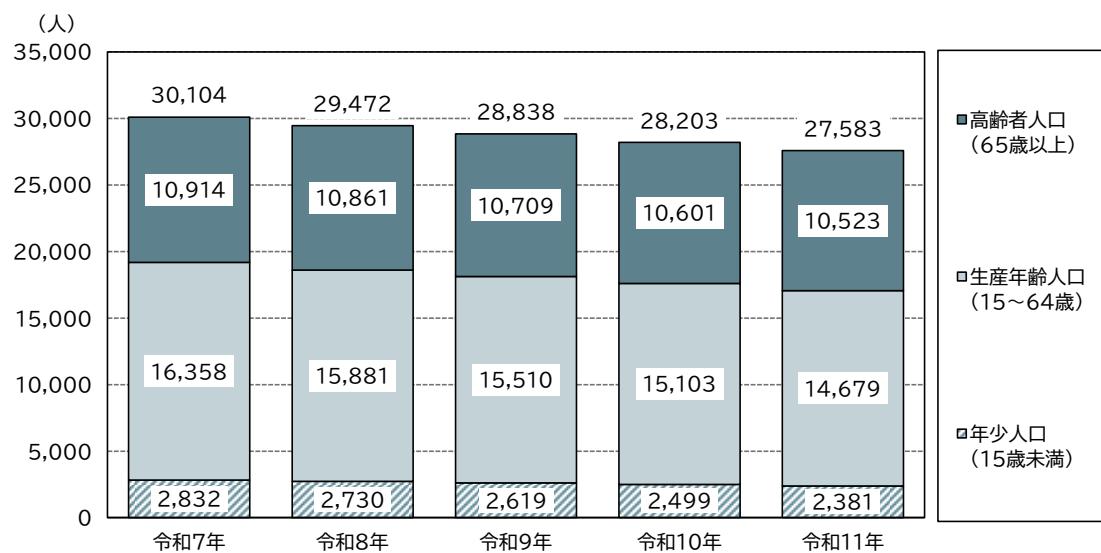
資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日現在）

(5) 人口推計

本市の令和2年から令和6年までの住民基本台帳を基に、将来人口をコーホート変化率法により推計すると、全ての人口区分において減少傾向で推移し、本計画最終年である令和11年の総人口は、27,583人と見込まれます。

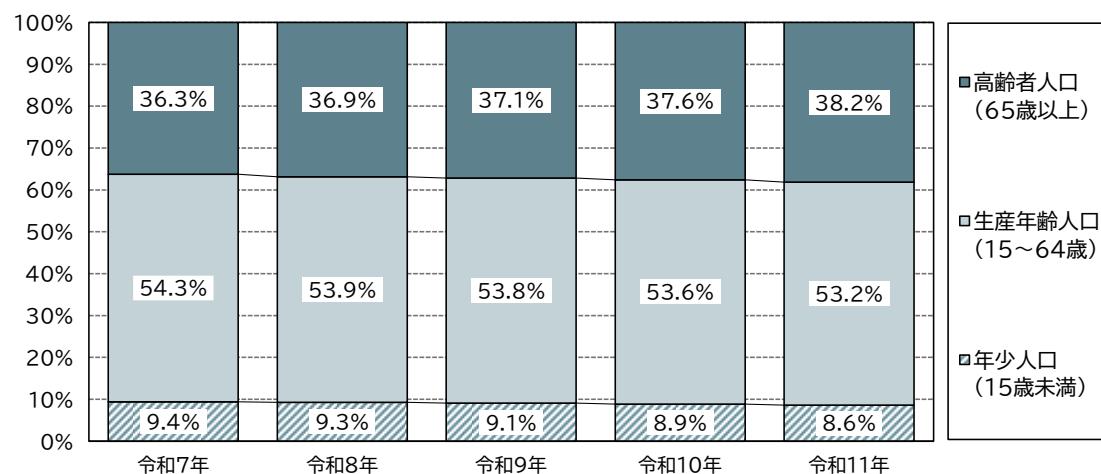
人口推計の年齢3区分の構成比の推移をみると、実績人口の推移と同様に高齢者人口の割合は増加傾向、生産年齢人口と年少人口の割合は減少傾向となっており、今後も少子高齢化が加速していくものと予測されます。

■人口推計（年齢3区分別人口）



資料：令和2年から令和6年までの住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計

■人口推計（年齢3区分別人口割合）



資料：令和2年から令和6年までの住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計

※コーホート変化率法：コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことを言い、コーホート変化率法とは、その集団ごとの過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

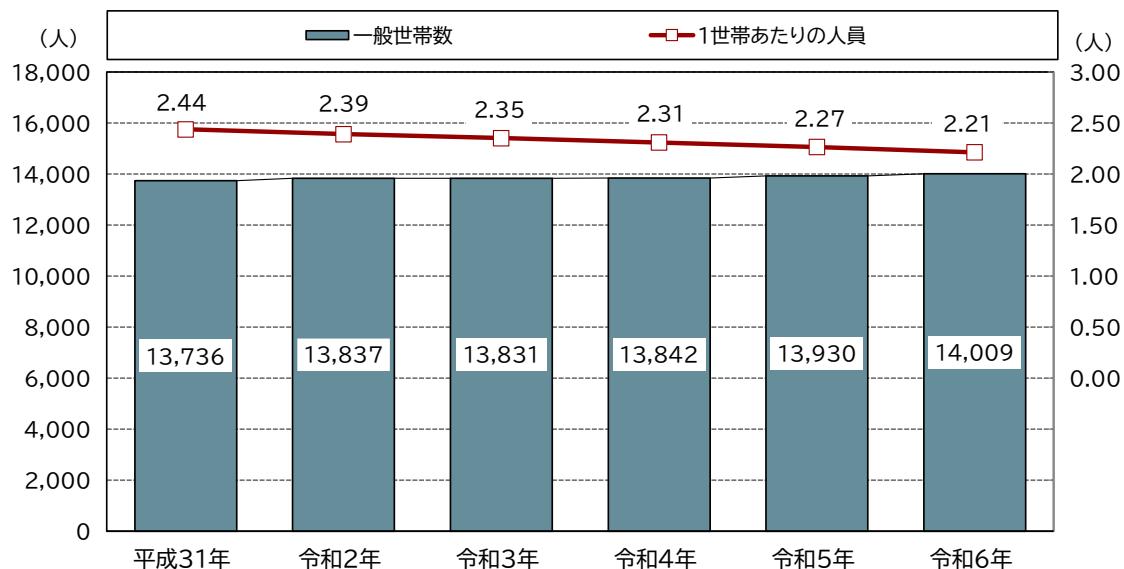
2 世帯の状況

(1) 世帯数の推移

本市の総世帯数は、令和2年以降緩やかに増加傾向で推移しており、令和6年では14,009世帯となっています。

一方で、1世帯あたりの人員は減少傾向で推移し、令和6年では2.21人となっています。

■世帯数の推移

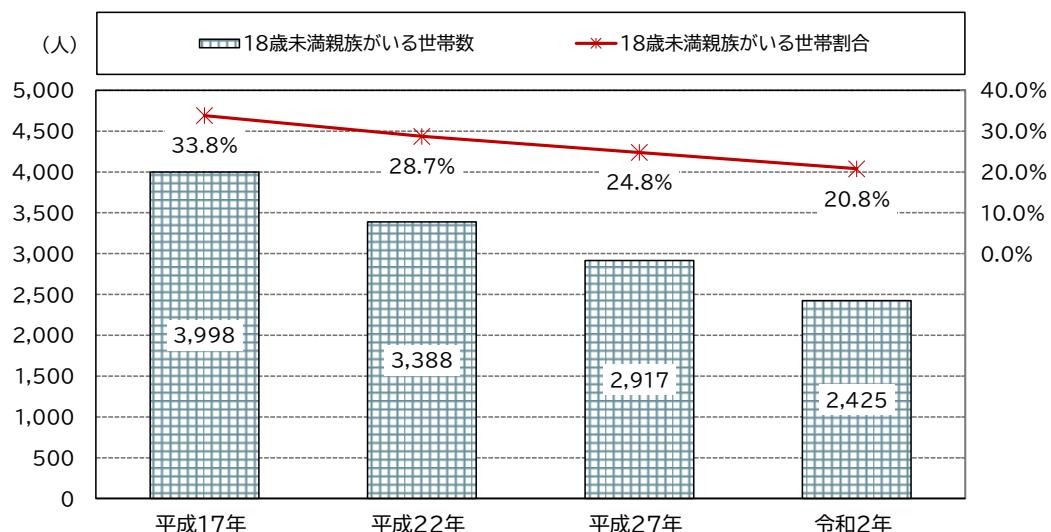


資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日現在）

(2) 18歳未満親族がいる世帯数の推移

本市の18歳未満親族がいる世帯の世帯数と全世帯数に占める割合は、いずれも減少傾向となっており、令和2年では2,425世帯で20.8%となっています。

■18歳未満親族がいる世帯数の推移

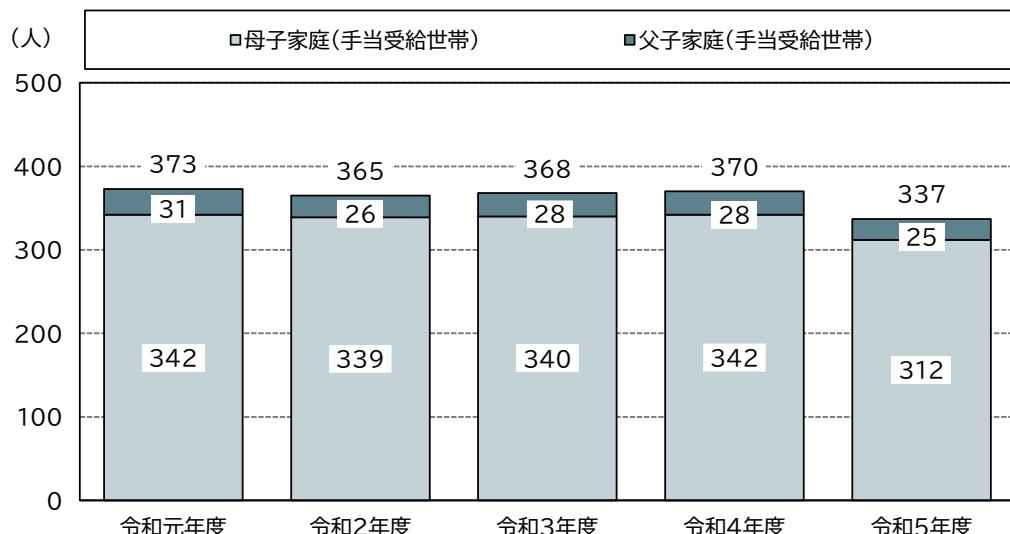


資料：国勢調査

(3) 児童扶養手当受給世帯の状況

児童扶養手当の受給世帯数は、母子世帯、父子世帯ともに微減傾向で推移し、令和5年度では母子世帯が312世帯、父子世帯が25世帯の合計337世帯となっています。

■児童扶養手当受給世帯の状況



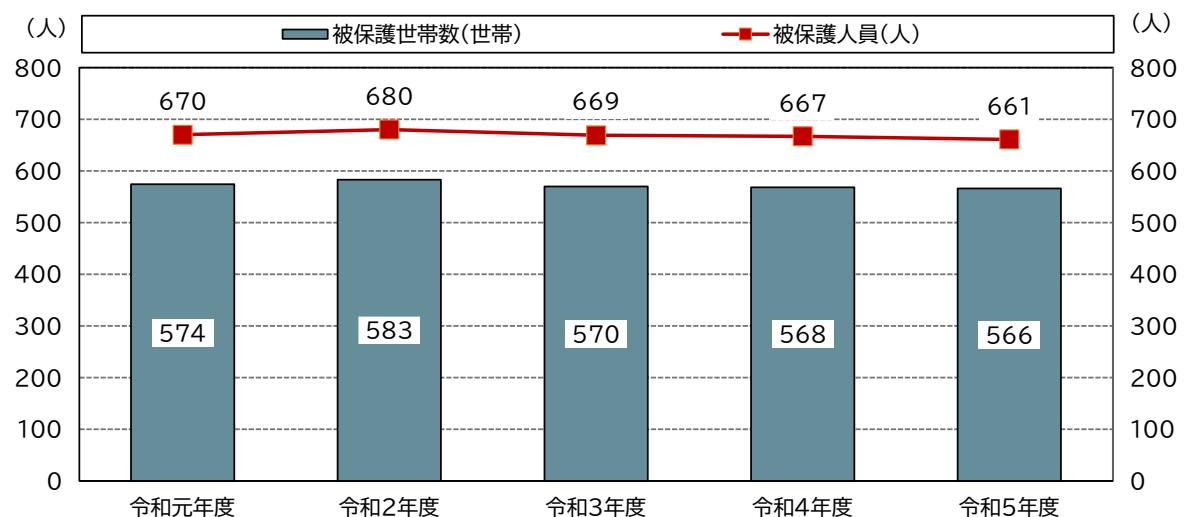
資料：子育て支援課（各年度3月31日現在）

(4) 生活保護受給世帯の状況

本市の生活保護受給世帯は横ばい傾向で推移しており、令和5年度では被保護世帯数が566世帯、被保護人員が661人となっています。

また、生活保護世帯における18歳未満人員は増加傾向で推移しており、令和5年度では25人となっています。

■生活保護受給世帯の状況



資料：青森県生活保護速報年度報

■生活保護世帯における18歳未満人員の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活保護世帯における18歳未満人員（人）	13	17	17	21	25

資料：福祉総務課（各年度4月1日現在）

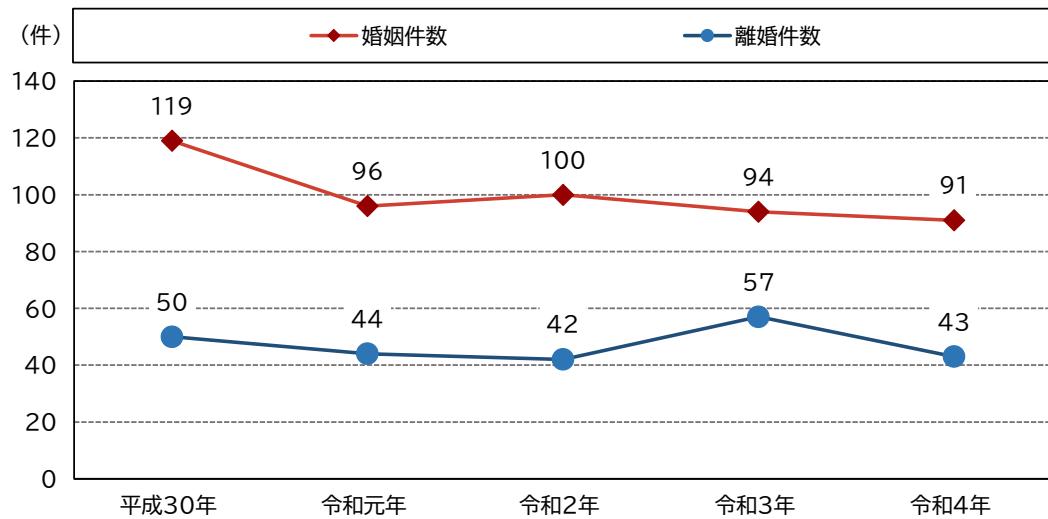
3 婚姻、出生等の状況

(1) 婚姻、離婚の状況

本市の婚姻件数は、令和元年以降概ね横ばい傾向で推移しており、令和4年は91件となっています。

また、離婚件数も概ね横ばい傾向で推移しており、令和4年は43件となっています。

■婚姻、離婚件数の推移



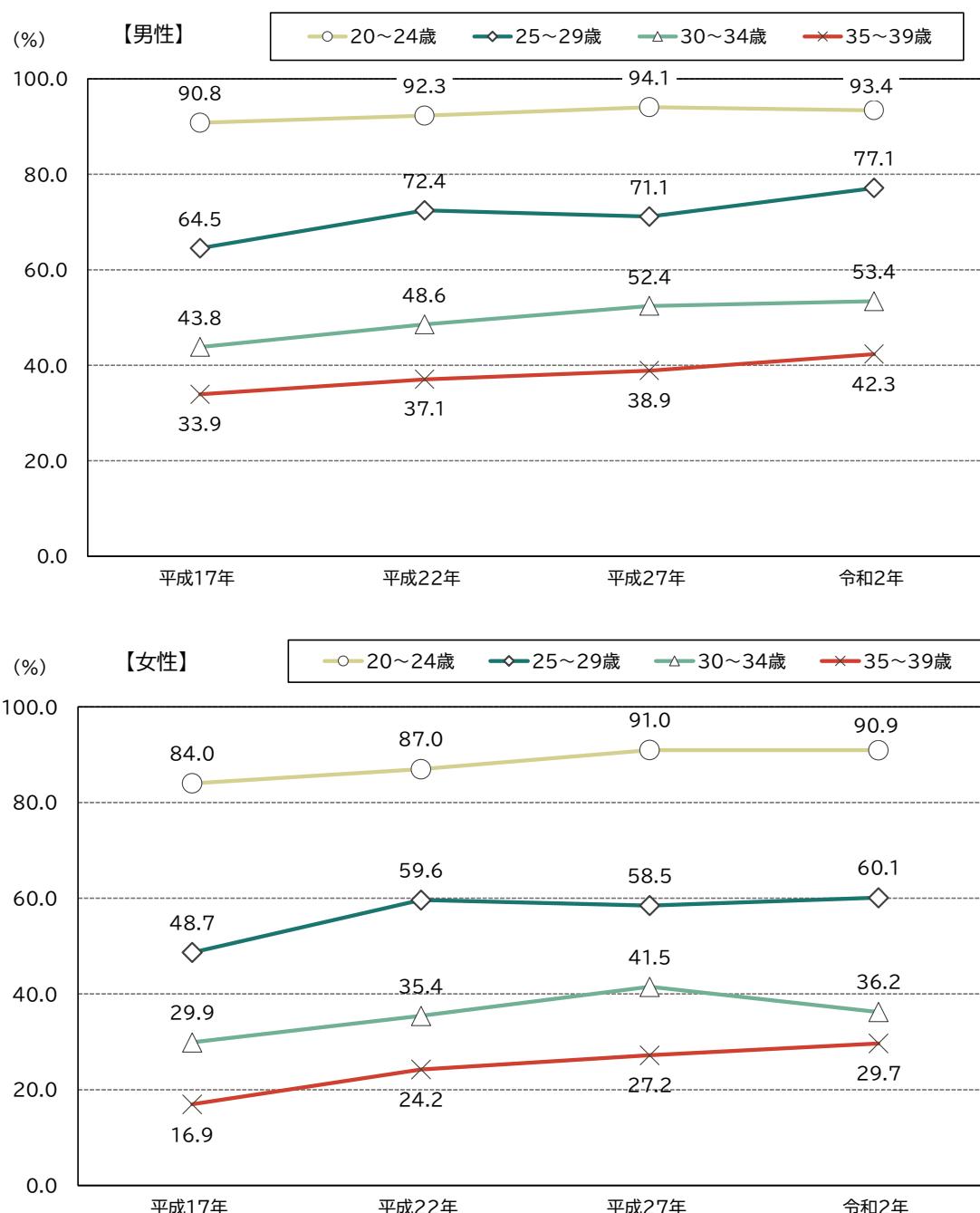
資料：青森県保健統計年報（各年12月末）

(2) 未婚率の推移

本市の未婚率は、男女ともに概ね増加傾向で推移しています。

また、男性は女性と比べて未婚率が高くなっています。令和2年の「30~34歳」、「35~39歳」の未婚率では女性の約1.5倍の割合となっています。

■未婚率の推移



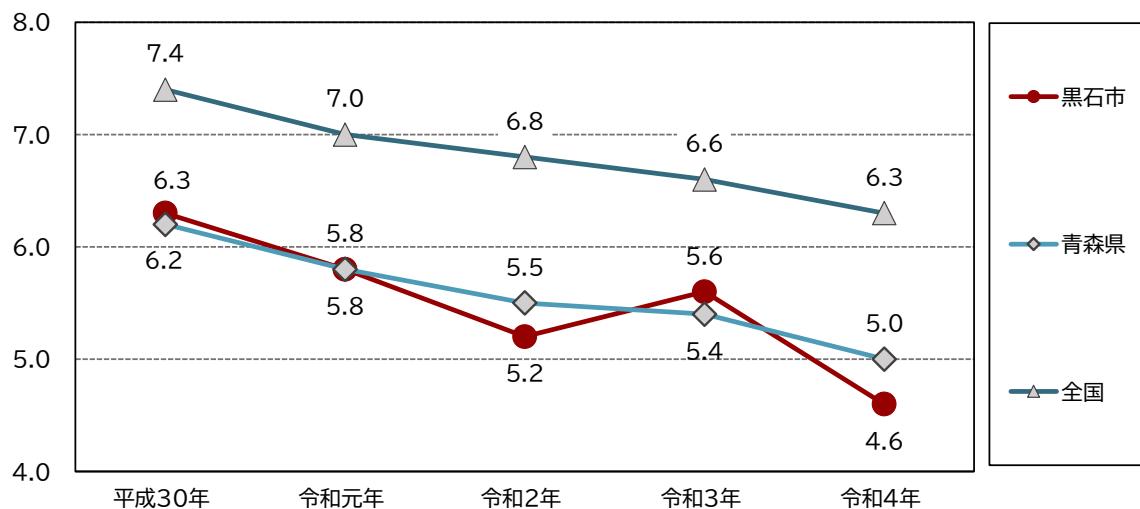
資料：国勢調査

(3) 出生率

本市の出生率は、平成30年から令和2年にかけて減少後、令和3年に一度増加しましたが、令和4年には再び減少し、4.6となっています。

全国・青森県と比較すると、全ての年度で全国を下回っており、概ね青森県と同様の水準となっています。

■出生率の推移



資料：青森県保健統計年報

※出生率：当該年における「出生数/総人口」に1,000をかけたものである。(人口千対)

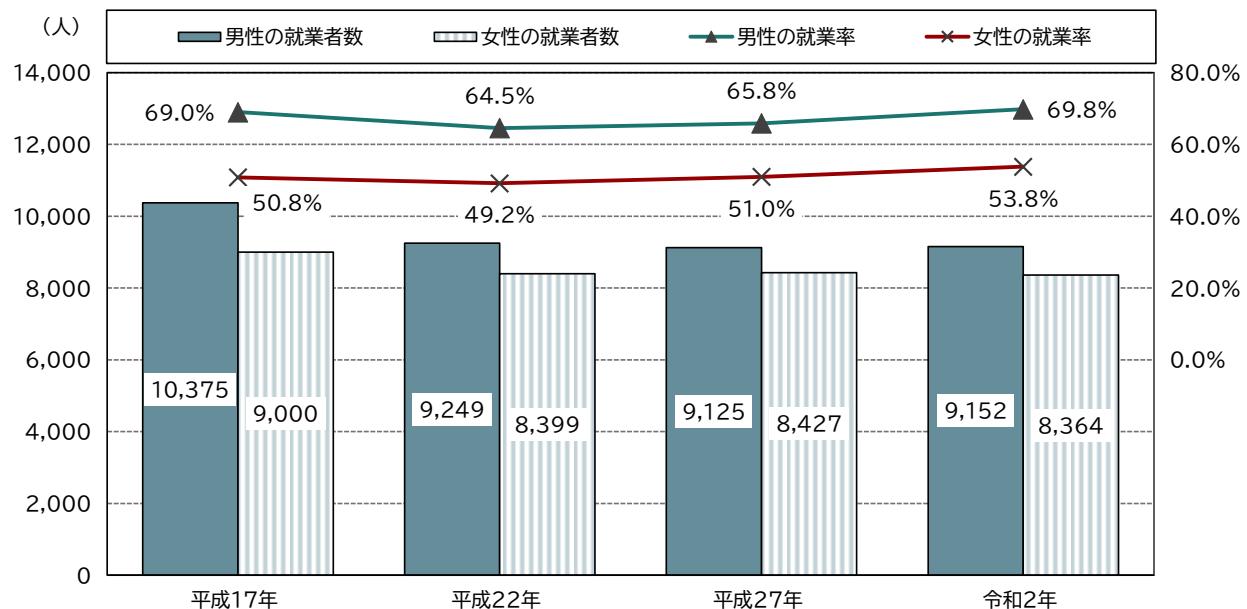
4 就業の状況

(1) 就業者数・就業率の推移

本市の就業者数は、男女ともに平成 22 年以降横ばい傾向となっています。

また、就業率についてみると、平成 22 年以降、男性、女性ともに緩やかな増加傾向となっています。

■男女別就業状況



資料：国勢調査

(2) 産業分類別就業状況

本市の産業分類別に就業者数の構成比をみると、男性では第1次産業が緩やかな減少傾向となっており、第2次産業と第3次産業では概ね横ばい傾向となっています。

女性では第1次産業と第2次産業が緩やかな減少傾向となっており、第3次産業は概ね横ばい傾向となっています。

■産業分類別の就業者数の構成



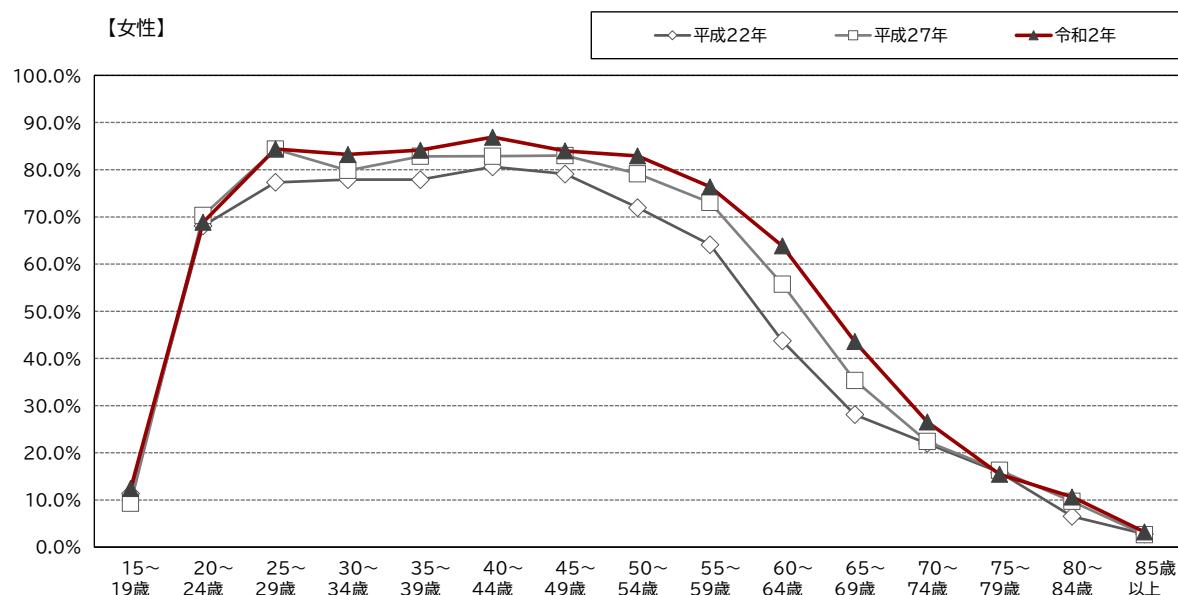
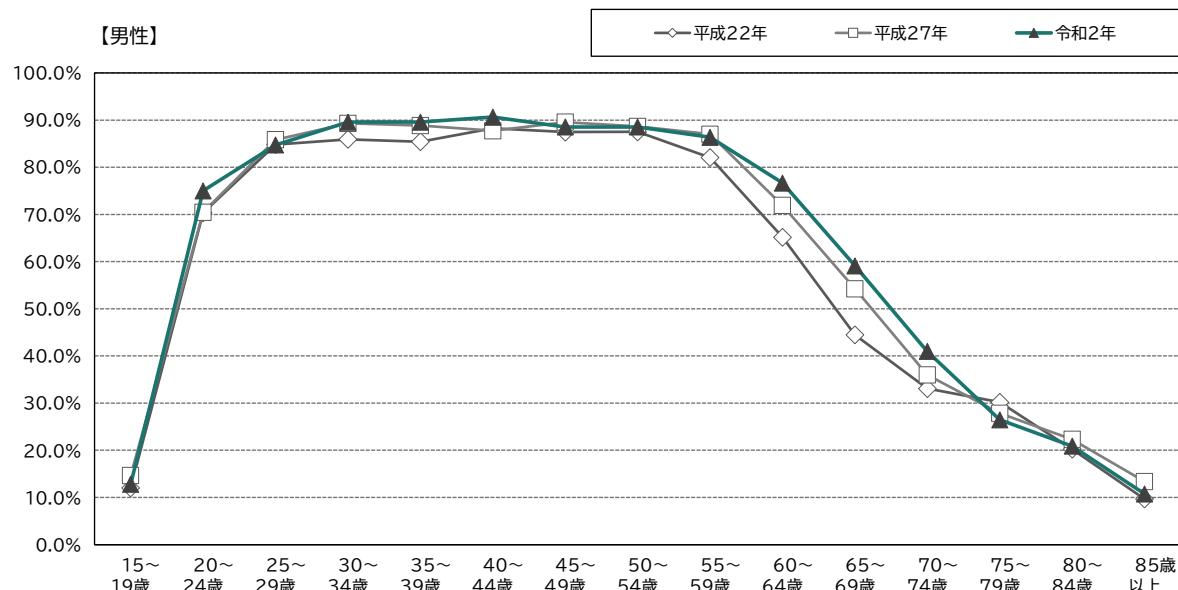
資料：国勢調査

(3) 年齢別就業状況

本市の年齢別就業状況をみると、男性では令和2年の「60～64歳」から「70～74歳」までの就業率が過去と比較して高くなっています。それ以外の年代では概ね同等の水準となっています。

女性では、令和2年の「30～34歳」から「70～74歳」までの就業率が過去と比較して高くなっています。それ以外の年代では概ね同等の水準となっています。また、主な子育て世代である30歳代の女性の就業率が低くなる、いわゆる「M字カーブ」について、平成22年以降改善傾向となっています。

■年齢別就業率



資料：国勢調査

5 保育所・認定こども園の状況

本市の保育所・認定こども園の状況は、令和3年度に1か所の認可保育所が認定こども園へと移行したことで、令和3年度以降は認可保育所が4か所、認定こども園が12か所となっています。

いずれの年においても利用定員の範囲内の入所状況となっており、本市においては令和6年4月1日現在、待機児童はありません。

■教育・保育施設の利用状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認可保育所	施設数	5	4	4	4	4
	利用定員数	390	290	290	280	280
	入所児童数	308	237	223	223	208
	入所率	79.0%	81.7%	76.9%	79.6%	74.3%
認定こども園	施設数	11	12	12	12	12
	利用定員数	838	901	897	897	825
	入所児童数	708	746	710	659	663
	入所率	84.5%	82.8%	79.2%	73.5%	80.4%
幼稚園	施設数	1	1	1	1	1
	利用定員数	25	25	15	15	15
	入所児童数	20	18	11	9	9
	入所率	80.0%	72.0%	73.3%	60.0%	60.0%

資料：子育て支援課（各年度4月1日現在）

6 小中学校の状況

(1) 小学校

本市では、令和2年度までに小学校の統合が行われ、「黒石小学校」、「黒石東小学校」、「東英小学校」、「六郷小学校」の4校となっています。

児童数は減少傾向で推移しており、令和6年度では1,242人となっています。

■小学校の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数	4	4	4	4	4
児童数	1,362	1,334	1,325	1,298	1,242
第1学年	229	201	214	191	179
第2学年	230	227	203	214	189
第3学年	225	230	228	206	214
第4学年	225	222	234	229	203
第5学年	231	223	223	232	227
第6学年	222	231	223	226	230
男子児童数	687	663	668	656	614
女子児童数	675	671	657	642	628

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

(2) 中学校

本市では、平成 29 年度に中学校の統合が行われ、「黒石中学校」、「中郷中学校」の 2 校となっています。

また、生徒数は減少傾向で推移しており、令和 6 年度では 638 人となっています。

■中学校の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数	2	2	2	2	2
生徒数	677	644	643	638	638
第1学年	215	213	215	210	212
第2学年	216	216	212	216	211
第3学年	246	215	216	212	215
男子生徒数	337	331	316	320	317
女子生徒数	340	313	327	318	321

資料：学校教育課（各年度 5 月 1 日現在）

7 放課後児童健全育成事業の状況

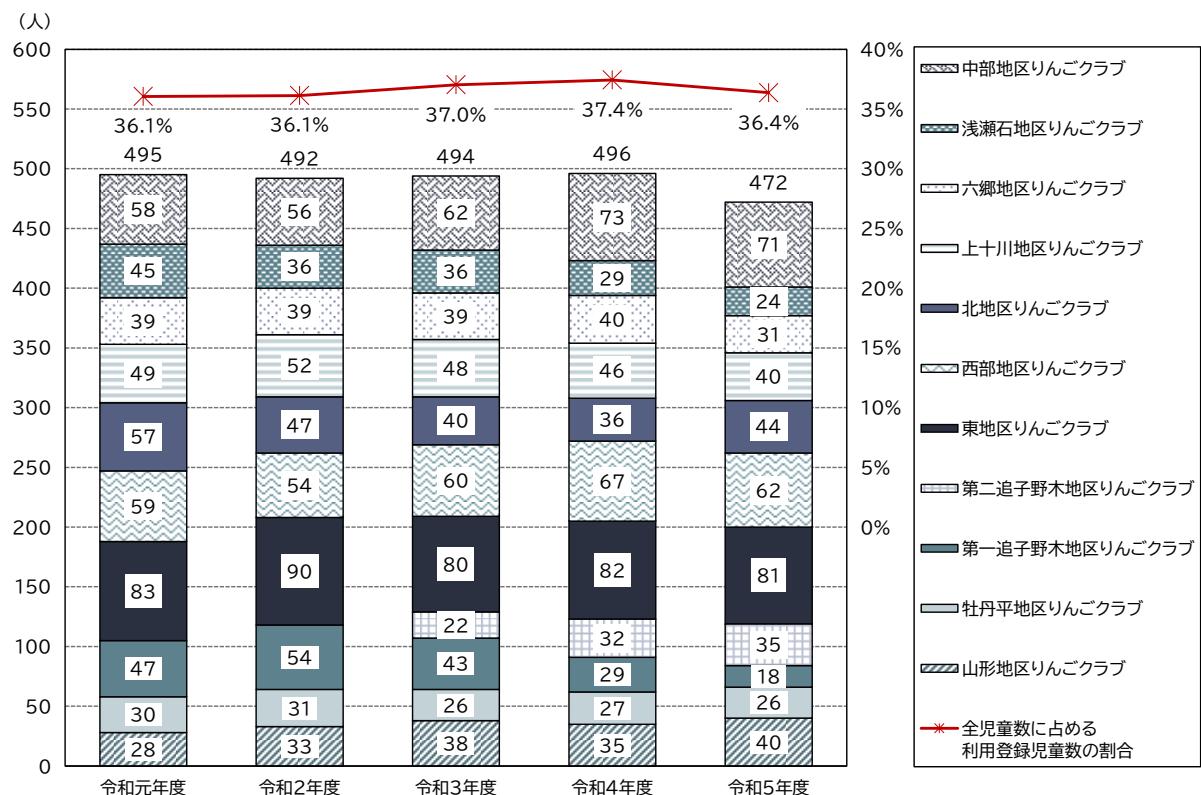
(1) 放課後児童クラブの利用状況

本市の放課後児童クラブは、令和3年度の第二追子野木地区りんごクラブの新設以降、合計11クラブとなっています。

令和5年度の利用登録児童数は472人となっており、東地区りんごクラブが81人と最も多くなっています。

また、小学生全児童数に占める利用登録児童数の割合は、令和5年では36.4%となっており、概ね横ばい傾向で推移しています。

■放課後児童クラブの利用状況



資料：子育て支援課（各年度5月1日現在）

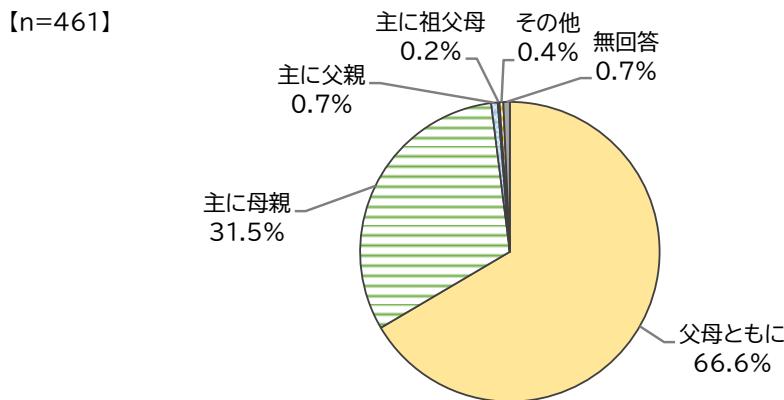
8 アンケート調査結果に見る子育ての状況

(1) 教育・保育や子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童調査）

①子育てを主に行っている人

子育てを主に行っている人は「父母とともに」が66.6%と最も多く、次いで「主に母親」(31.5%)、「主に父親」(0.7%)、「主に祖父母」(0.2%)となっています。

■子育てを主に行っている人

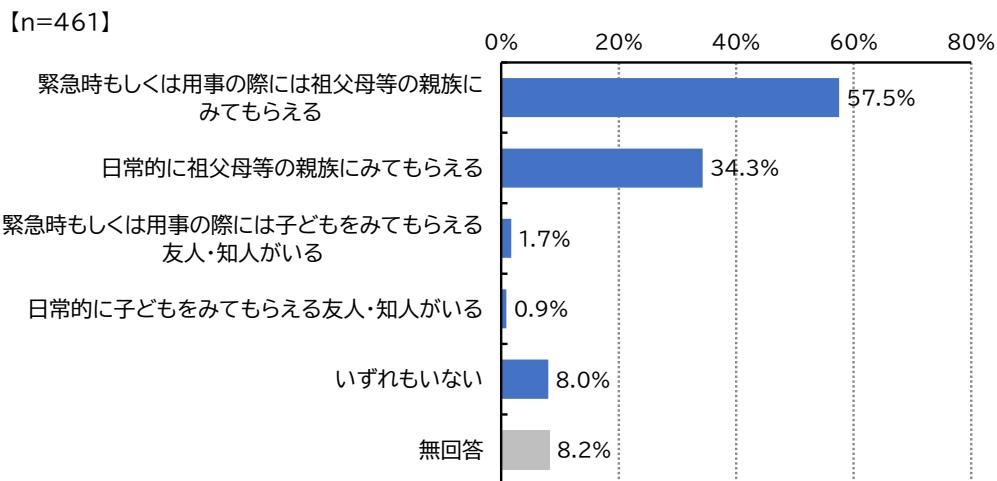


②子どもをみてもらえる親族・知人の有無

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人がいるかは、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が34.3%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が57.5%となっています。

なお、8.0%が「いずれもない」と回答しています。

■子どもをみてもらえる親族・知人の有無

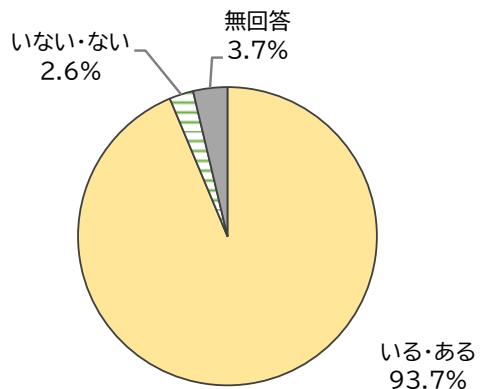


③子育てに関する相談相手の有無

子育てをする上で、気軽に相談できる人がいるかは「いる・ある」が93.7%、「いない・ない」が2.6%となっています。

■子育てに関する相談相手の有無

【n=461】



④母親の就労状況

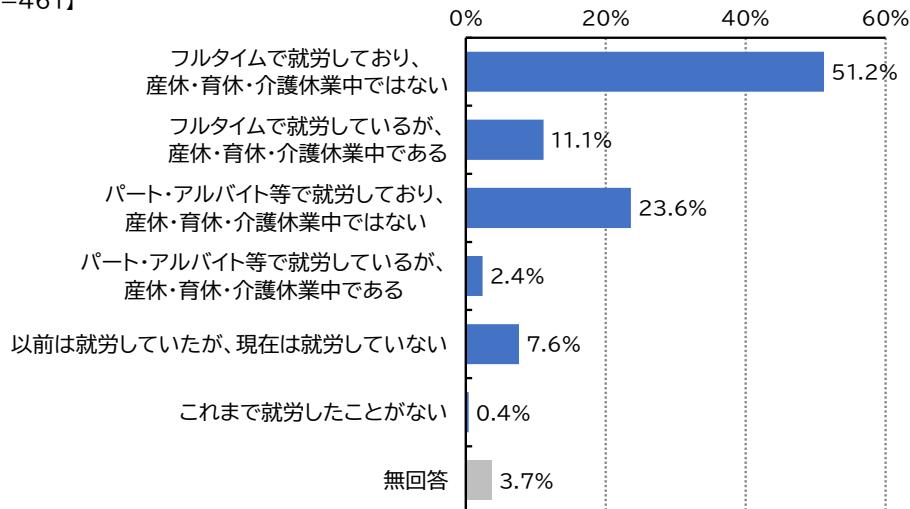
母親の現在の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(51.2%)と「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」(11.1%)を合わせた62.3%が『フルタイムでの就労』となっています。

また、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(23.6%)と「パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」(2.4%)を合わせた26.0%が『パート・アルバイト等での就労』となっています。

なお、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(7.6%)と「これまで就労したことがない」(0.4%)を合わせた全体の8.0%は『就労していない』と回答しています。

■母親の就労状況

【n=461】

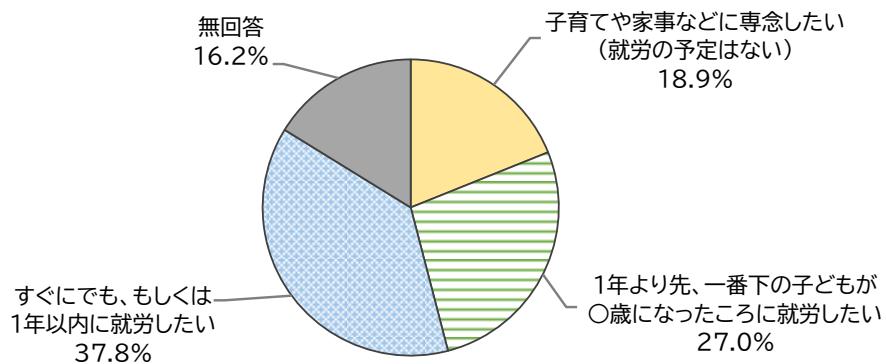


⑤現在就労していない母親の就労希望

現在就労していない母親 37 人に、就労希望があるか尋ねると、「すぐにでも、もしくは 1 年以内に就労したい」が 37.8% と最も多く、「1 年より先、一番下の子どもが○歳になったころに就労したい」(27.0%) と合わせると、全体の 64.8% が『就労したい』と回答しています。

■現在就労していない母親の就労希望

【n=37】

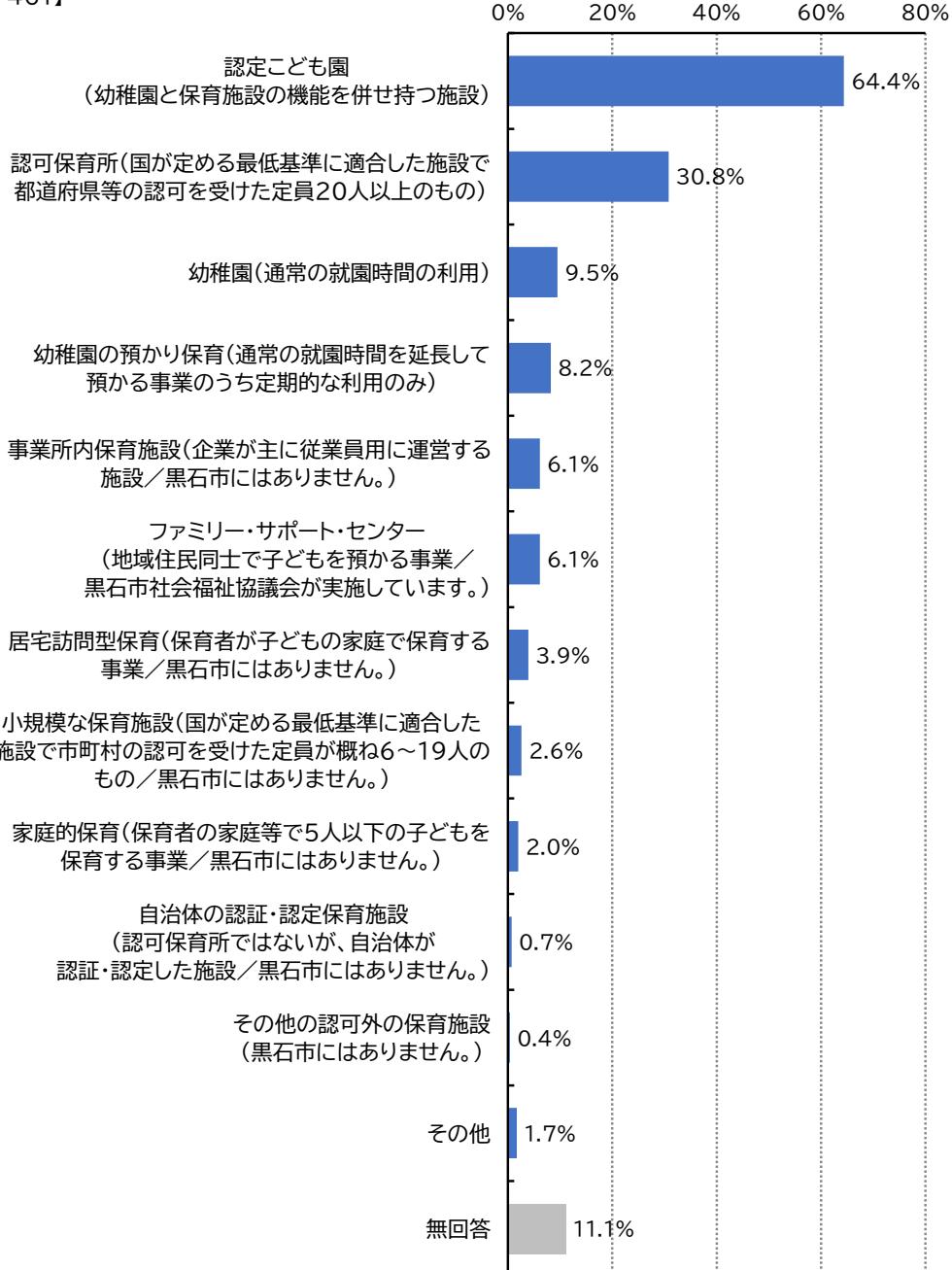


⑥今後、平日において「定期的な」利用を希望する教育・保育事業

現在の利用状況にかかわらず、平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業は、「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」が64.4%と最も多く、次いで「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの）」（30.8%）、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」（9.5%）、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」（8.2%）と続いています。

■今後、平日において「定期的な」利用を希望する教育・保育事業

【n=461】

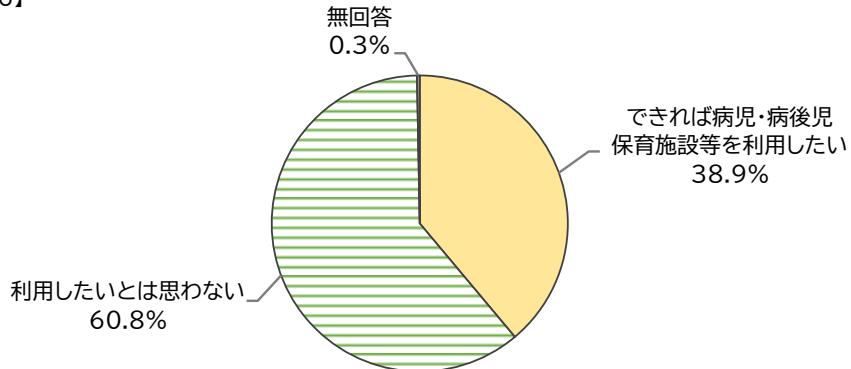


⑦病児・病後児保育を利用したいと思ったか

子どもが病気やけがで教育・保育事業を利用できなかった際の対処方法として、母親もしくは父親が休んだと回答した 296 人に、その際に病児・病後児保育施設等を利用したいと思ったか尋ねると、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が 38.9%、「利用したいとは思わない」が 60.8% となっています。

■病児・病後児保育を利用したいと思ったか

【n=296】

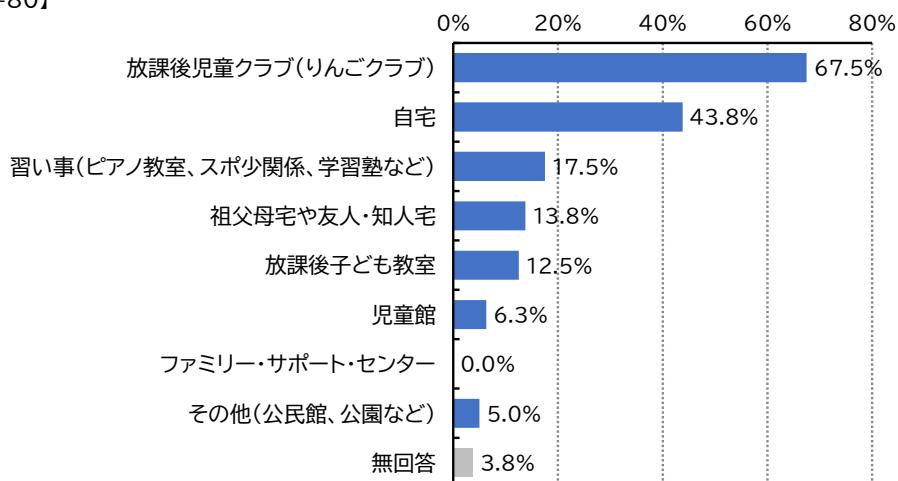


⑧小学校就学後の子どもを放課後過ごさせたい場所

5 歳以上の子どもの保護者 80 人に、小学校就学後の子どもを放課後過ごさせたい場所を尋ねると、「放課後児童クラブ(りんごクラブ)」が 67.5% と最も多く、次いで「自宅」(43.8%)、「習い事(ピアノ教室、スポ少関係、学習塾など)」(17.5%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(13.8%)、「放課後子ども教室」(12.5%)、「児童館」(6.3%) となっています。

■小学校就学後の子どもを放課後過ごさせたい場所

【n=80】



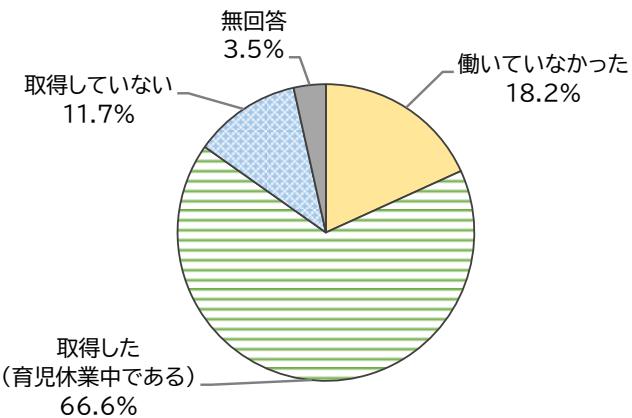
⑨育児休業の取得状況

母親の育児休業の取得状況は、「働いていなかった」が18.2%、「取得した（育児休業中である）」が66.6%、「取得していない」が11.7%となっています。

また、父親の育児休業の取得状況は、「働いていなかった」が1.3%、「取得した（育児休業中である）」が8.7%、「取得していない」が77.7%となっています。

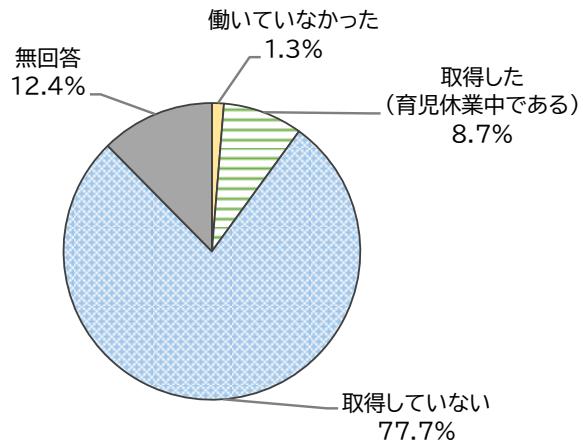
■母親の育児休業の取得状況

【n=461】



■父親の育児休業の取得状況

【n=461】

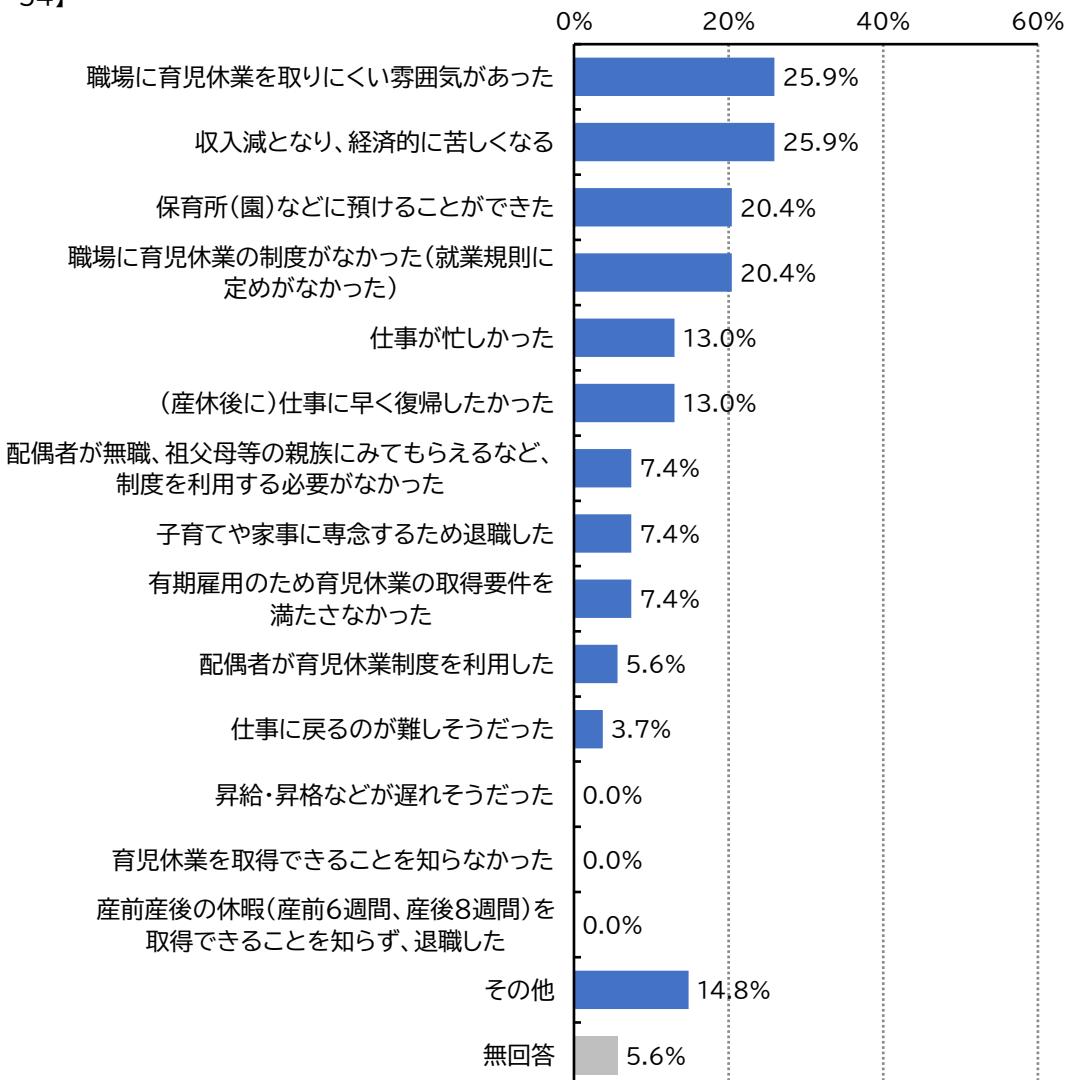


⑩母親が育児休業を取得していない理由

育児休業を取得していない母親 54 人に、取得しなかった理由を尋ねると、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」がともに 25.9% と最も多く、次いで「保育所（園）などに預けることができた」、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」（ともに 20.4%）、「仕事が忙しかった」、「（産休後に）仕事に早く復帰したかった」（ともに 13.0%）と続いています。

■母親が育児休業を取得していない理由

【n=54】

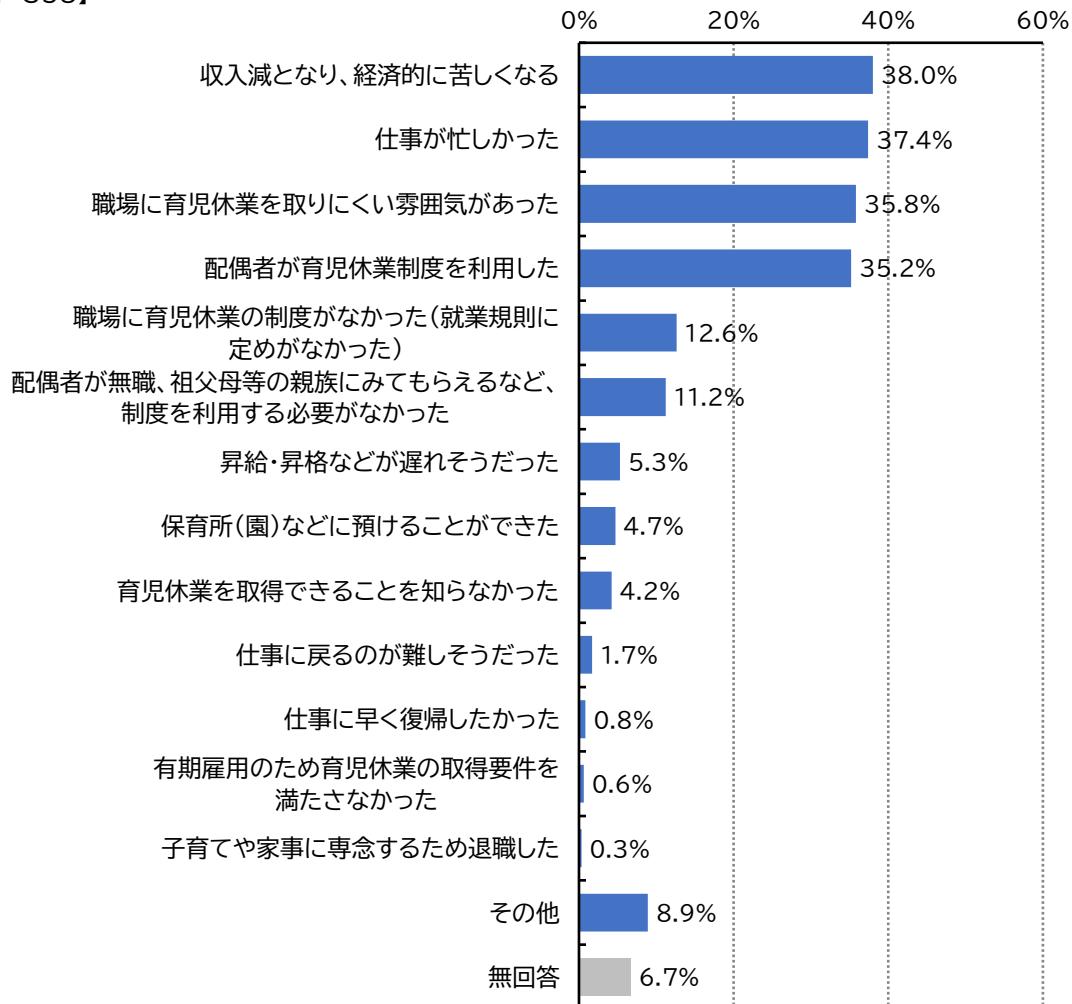


⑪父親が育児休業を取得していない理由

育児休業を取得していない父親 358 人に、取得しなかった理由を尋ねると、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が 38.0% と最も多く、次いで「仕事が忙しかった」(37.4%)、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(35.8%)、「配偶者が育児休業制度を利用した」(35.2%)、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」(12.6%) と続いています。

■父親が育児休業を取得していない理由

【n=358】

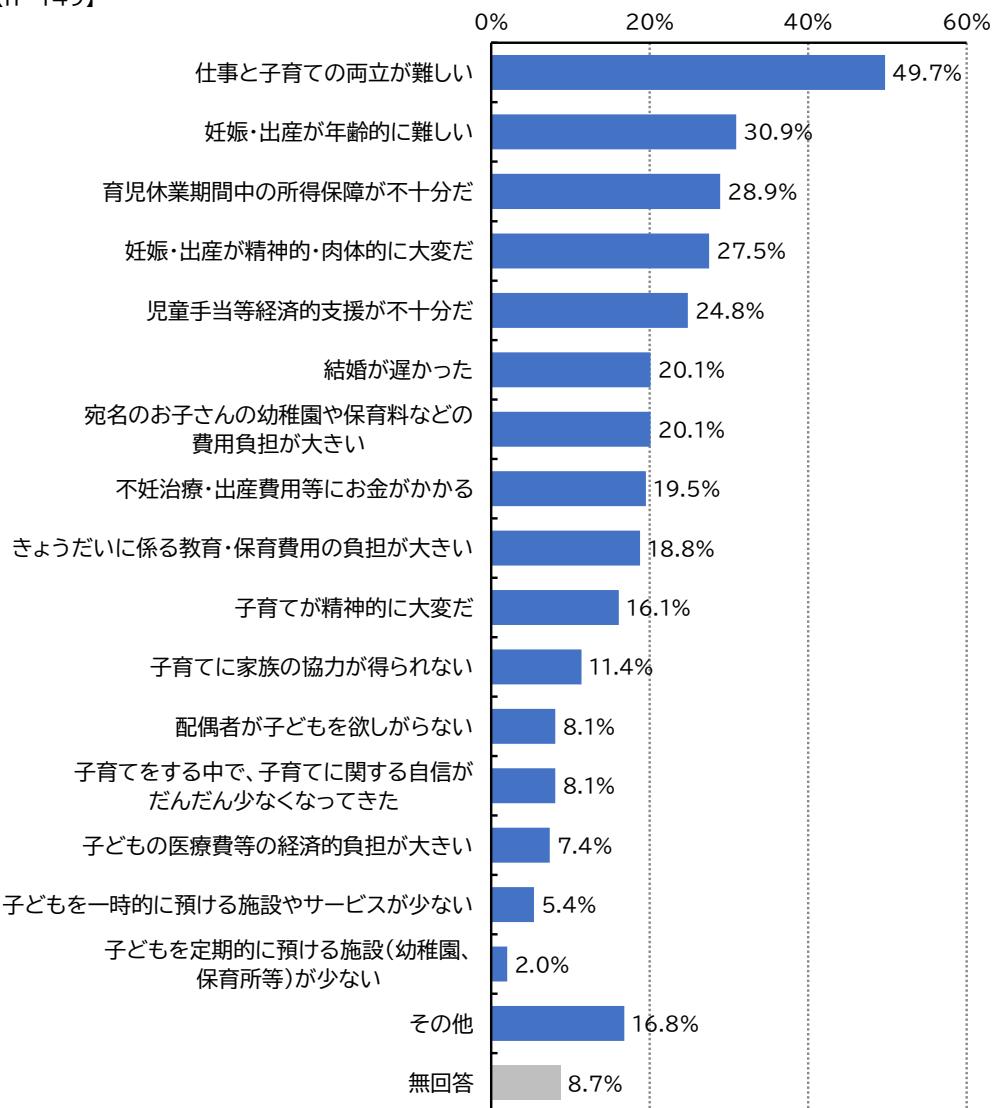


⑫予定している子どもの数が希望する子どもの数より少ない理由

予定している子どもの数が希望する子どもの数より少ない 149 人に、その理由を尋ねると、「仕事と子育ての両立が難しい」が 49.7% と最も多く、次いで「妊娠・出産が年齢的に難しい」(30.9%)、「育児休業期間中の所得保障が不十分だ」(28.9%)、「妊娠・出産が精神的・肉体的に大変だ」(27.5%)、「児童手当等経済的支援が不十分だ」(24.8%)、「結婚が遅かった」、「宛名のお子さんの幼稚園や保育料などの費用負担が大きい」(ともに 20.1%) と続いています。

■予定している子どもの数が希望する子どもの数より少ない理由

【n=149】



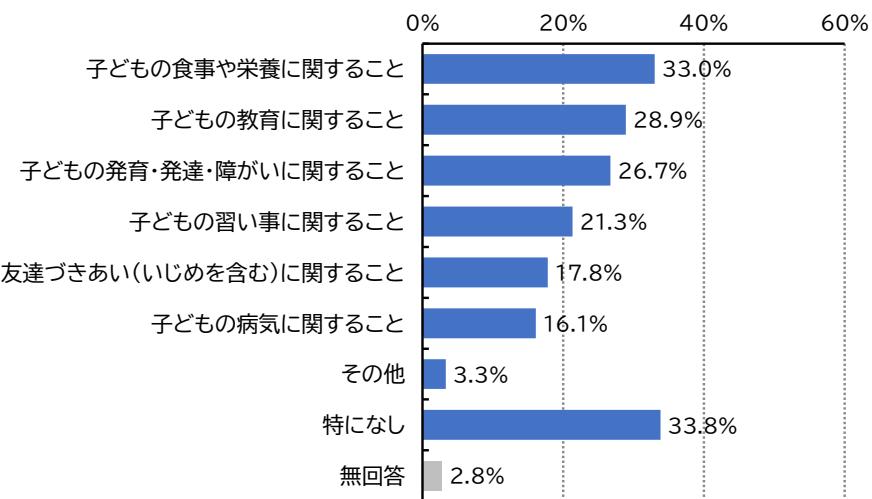
⑬子育ての中で、子ども自身について日常悩んでいることや気になること

子ども自身のことで日ごろ悩んでいること、又は気になることは、「子どもの食事や栄養に関するこども」が33.0%と最も多く、次いで「子どもの教育に関するこども」(28.9%)、「子どもの発育・発達・障がいに関するこども」(26.7%)、「子どもの習い事に関するこども」(21.3%)、「子どもの友達づきあい（いじめを含む）に関するこども」(17.8%)、「子どもの病気に関するこども」(16.1%)となっています。

また、33.8%は「特になし」と回答しています。

■子育ての中で、子ども自身について日常悩んでいることや気になること

【n=461】



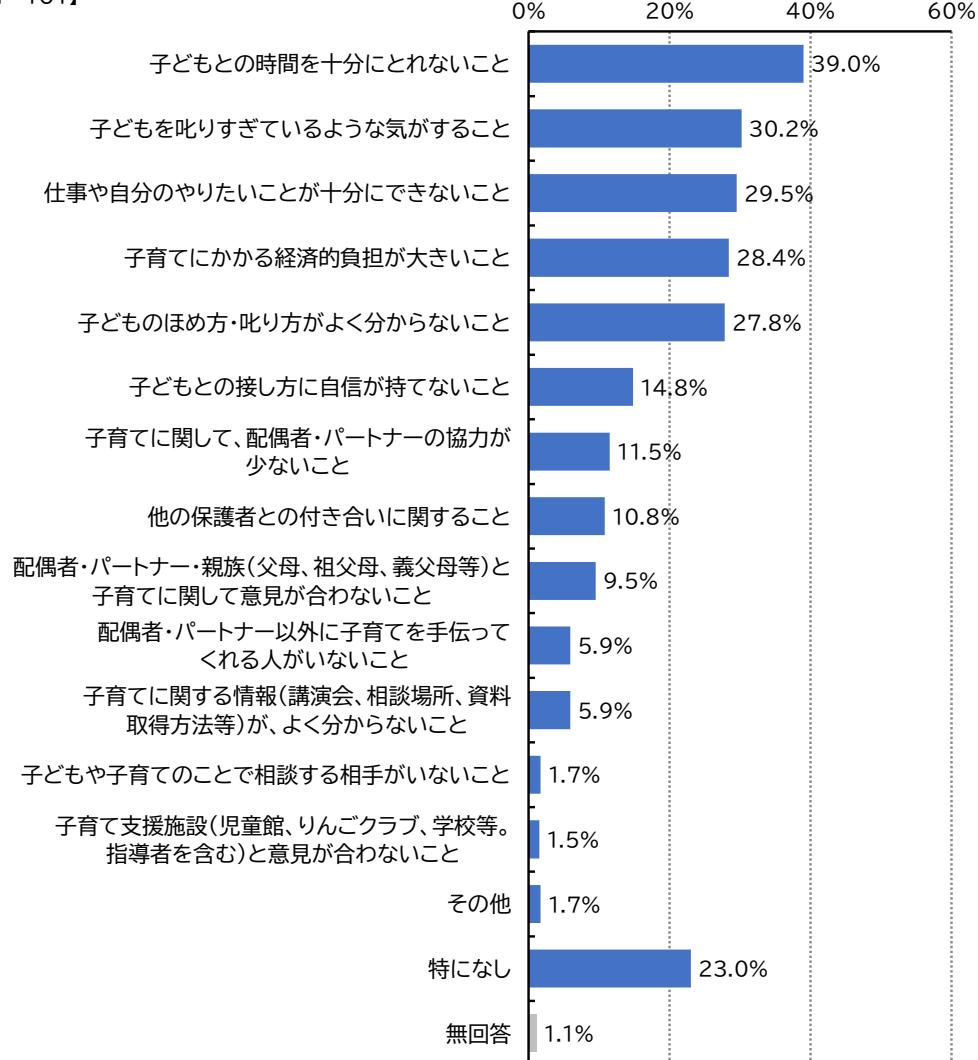
⑭子育ての中で、保護者自身について日常悩んでいることや気になること

保護者自身のことで日ごろ悩んでいること、又は気になることは、「子どもとの時間を十分にとれないこと」が39.0%と最も多い、次いで「子どもを叱りすぎているような気がすること」(30.2%)、「仕事や自分のやりたいことが十分にできないこと」(29.5%)、「子育てにかかる経済的負担が大きいこと」(28.4%)、「子どものほめ方・叱り方がよく分からぬこと」(27.8%)と続いています。

また、23.0%は「特になし」と回答しています。

■子育ての中で、保護者自身について日常悩んでいることや気になること

【n=461】

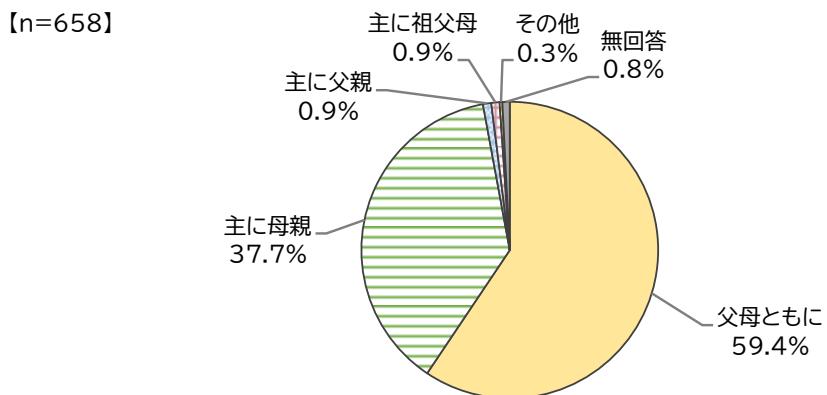


(2) 教育・保育や子育て支援に関するニーズ調査（小学校児童調査）

①子育てを主に行っている人

子育てを主に行っている人は、「父母ともに」が 59.4%と最も多く、次いで「主に母親」(37.7%)、「主に父親」(0.9%)、「主に祖父母」(0.9%) となっています。

■子育てを主に行っている人

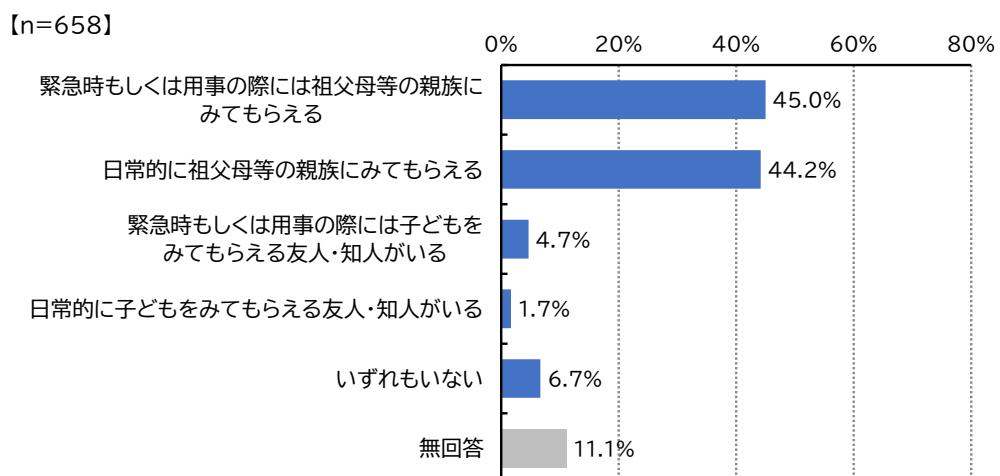


②子どもをみてもらえる親族・知人の有無

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人がいるかは、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 45.0%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 44.2% となっています。

なお、6.7%が「いずれもない」と回答しています。

■子どもをみてもらえる親族・知人の有無

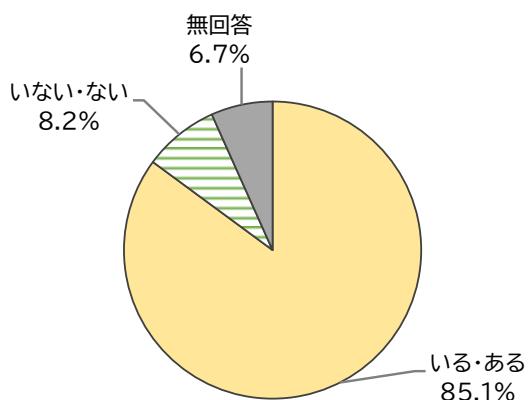


③子育てに関する相談相手の有無

子育てをする上で、気軽に相談できる人がいるかは、「いる・ある」が85.1%、「いない・ない」が8.2%となっています。

■子育てに関する相談相手の有無

【n=658】



④母親の就労状況

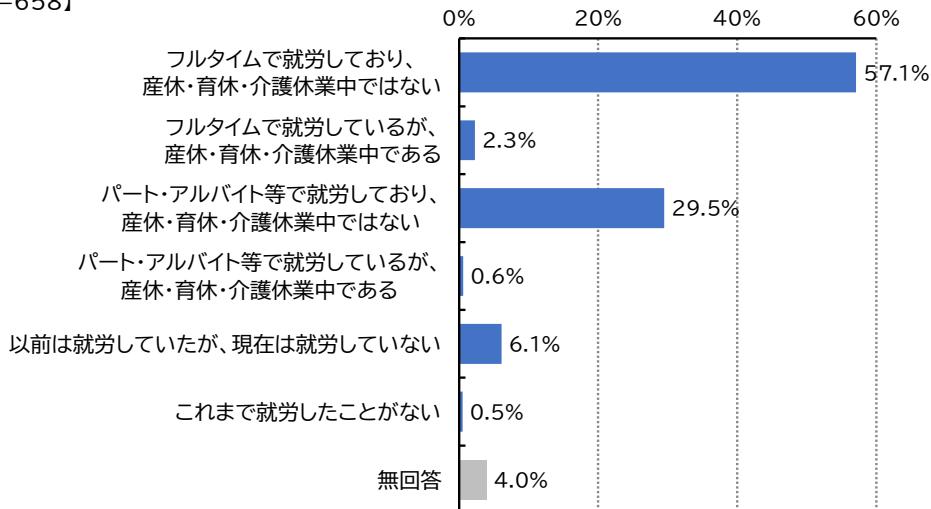
母親の現在の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(57.1%)と「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」(2.3%)を合わせた59.4%が『フルタイムでの就労』となっています。

また、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(29.5%)と「パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」(0.6%)を合わせた30.1%が『パート・アルバイト等での就労』となっています。

なお、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(6.1%)と「これまで就労したことがない」(0.5%)を合わせた全体の6.6%は『就労していない』と回答しています。

■母親の就労状況

【n=658】

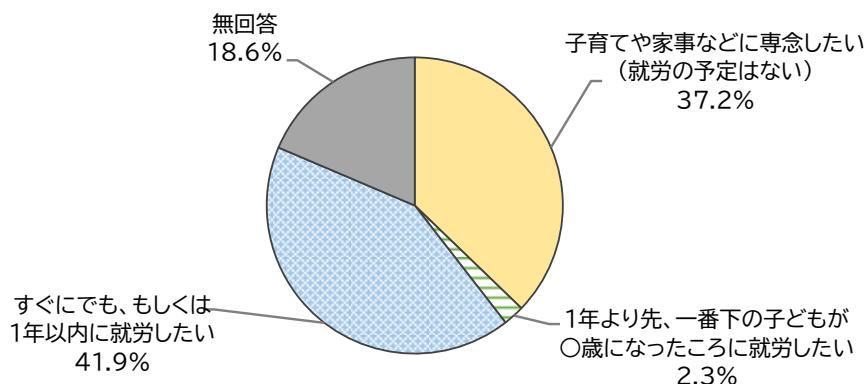


⑤現在就労していない母親の就労希望

現在就労していない母親 43 人に、就労希望があるか尋ねると、「すぐにでも、もしくは 1 年以内に就労したい」が 41.9% と最も多く、「1 年より先、一番下の子どもが○歳になったころに就労したい」(2.3%) と合わせると、全体の 44.2% が『就労したい』と回答しています。

■現在就労していない母親の就労希望

【n=43】

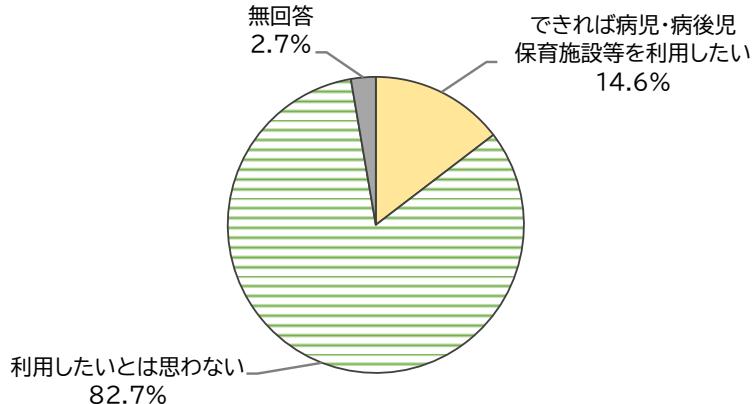


⑥病児・病後児保育を利用したいと思ったか

子どもが病気やけがで教育・保育事業を利用できなかった際の対処方法として、母親もしくは父親が休んだと回答した 456 人に、その際に病児・病後児保育施設等を利用したいと思ったか尋ねると、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が 14.6%、「利用したいとは思わない」が 82.7% となっています。

■病児・病後児保育を利用したいと思ったか

【n=452】

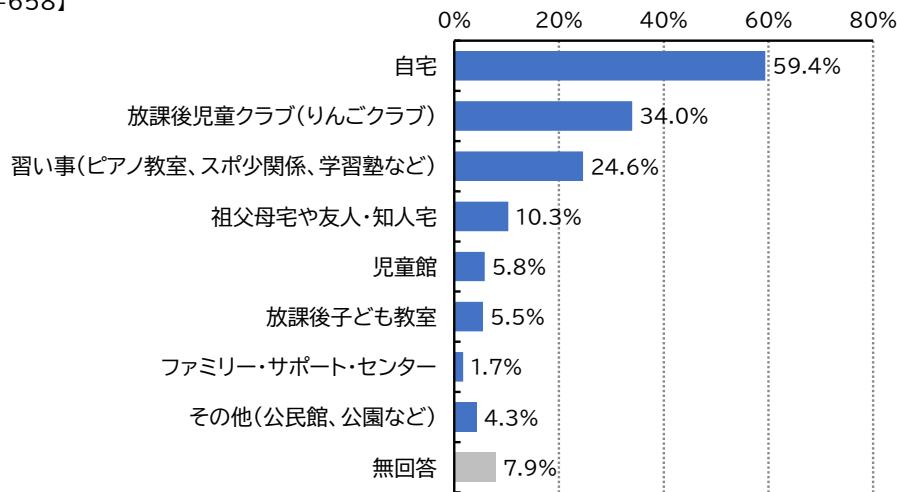


⑦子どもを放課後にどのような場所で過ごさせたいと思うか

放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかは、「自宅」が59.4%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ（りんごクラブ）」（34.0%）、「習い事（ピアノ教室、スポ少関係、学習塾など）」（24.6%）、「祖父母宅や友人・知人宅」（10.3%）、「児童館」（5.8%）、「放課後子ども教室」（5.5%）、「ファミリー・サポート・センター」（1.7%）となっています。

■子どもを放課後にどのような場所で過ごさせたいと思うか

【n=658】

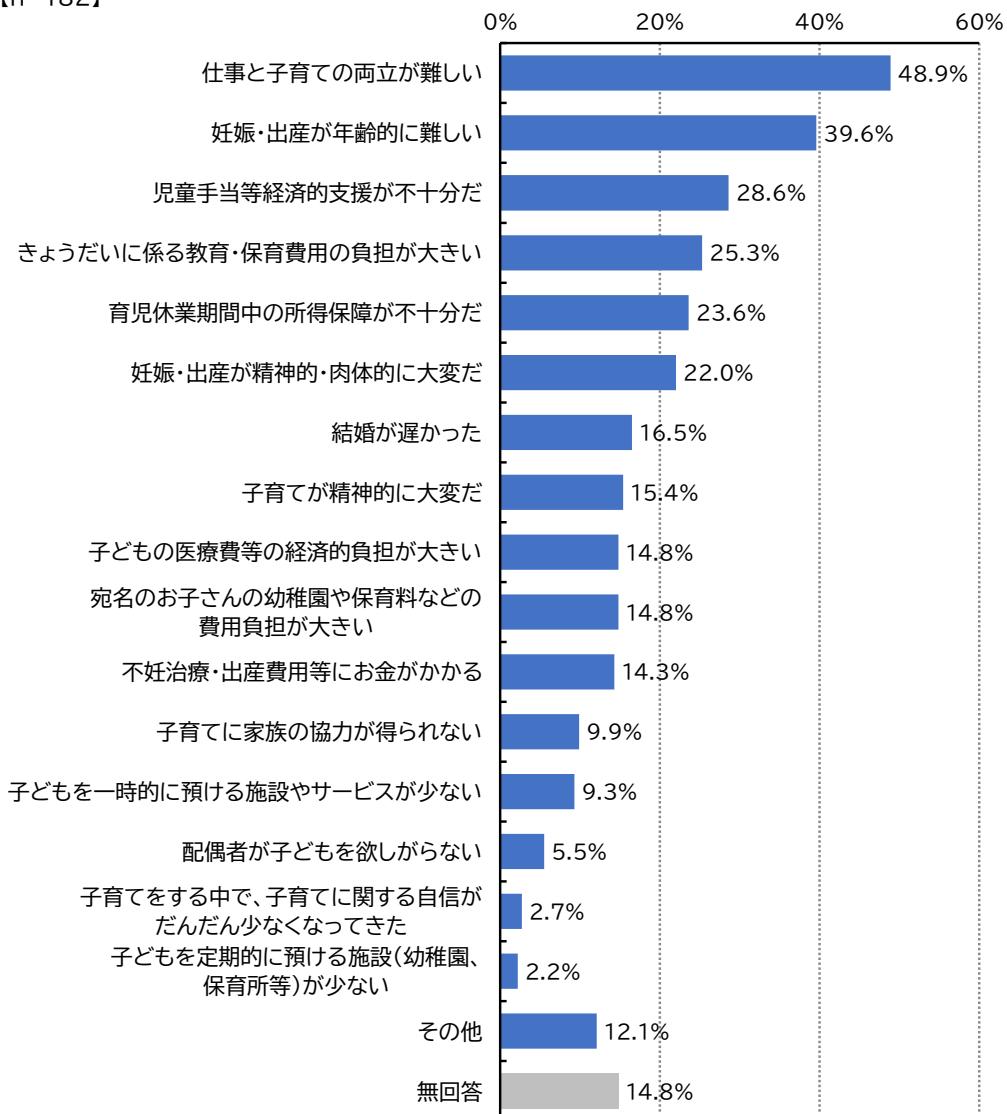


⑧予定している子どもの数が希望する子どもの数より少ない理由

予定している子どもの数が希望する子どもの数より少ない 182 人に、その理由を尋ねると、「仕事と子育ての両立が難しい」が 48.9% と最も多く、次いで「妊娠・出産が年齢的に難しい」(39.6%)、「児童手当等経済的支援が不十分だ」(28.6%)、「きょうだいに係る教育・保育費用の負担が大きい」(25.3%)、「育児休業期間中の所得保障が不十分だ」(23.6%) と続いています。

■予定している子どもの数が希望する子どもの数より少ない理由

【n=182】



⑨子育ての中で、子ども自身について日常悩んでいることや気になること

子ども自身のことで日ごろ悩んでいること、又は気になることは、「子どもの教育に関するこ

と」が36.8%と最も多く、次いで「子どもの友達づきあい（いじめを含む）に関するこ

と」(28.6%)、「子どもの食事や栄養に関するこ

と」(23.7%)、「子どもの習い事に関するこ

と」(18.4%)、「子どもの発育・発達・障がいに関するこ

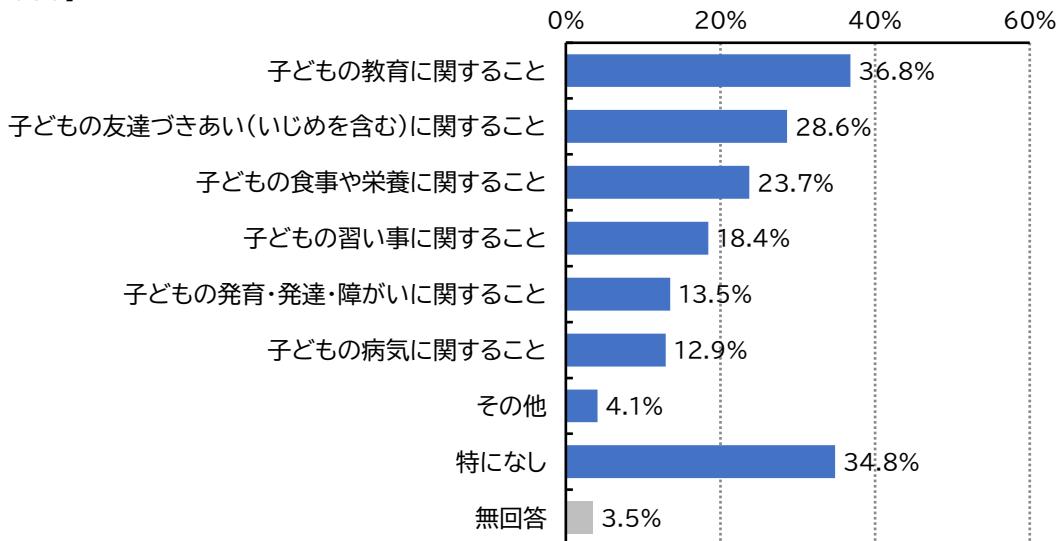
と」(13.5%)、「子どもの病気に関するこ

と」(12.9%)となっています。

また、34.8%は「特になし」と回答しています。

■子育ての中で、子ども自身について日常悩んでいることや気になること

【n=658】



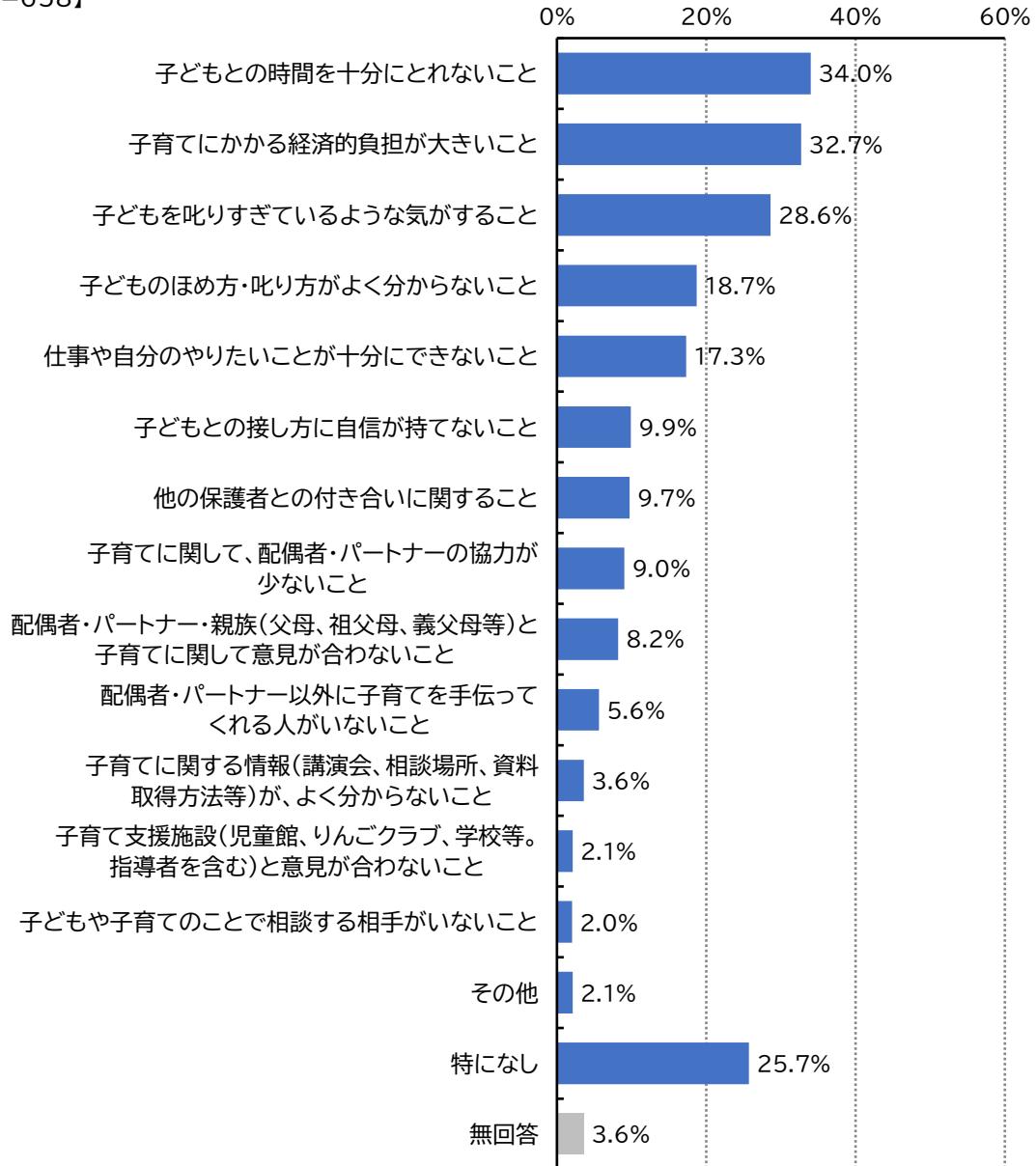
⑩子育ての中で、保護者自身について日常悩んでいることや気になること

保護者自身のことで日ごろ悩んでいること、又は気になることは、「子どもとの時間を十分にとれないこと」が 34.0%と最も多い、次いで「子育てにかかる経済的負担が大きいこと」(32.7%)、「子どもを叱りすぎているような気がすること」(28.6%)、「子どものほめ方・叱り方がよく分からないこと」(18.7%)、「仕事や自分のやりたいことが十分にできないこと」(17.3%)、「子どもとの接し方に自信が持てないこと」(9.9%) と続いています。

また、25.7%は「特になし」と回答しています。

■子育ての中で、保護者自身について日常悩んでいることや気になること

【n=658】



(3) 子どもの生活についての調査（子ども用調査）

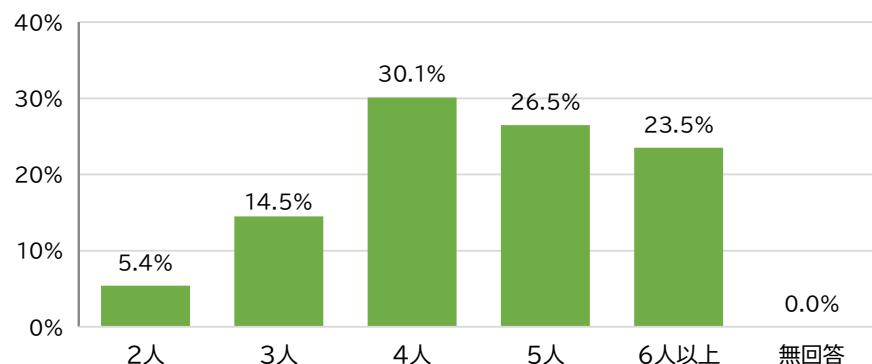
子どもの生活についての調査の家庭分類について

「子どもと同居し、生計を同一にしている家族の人数（保護者用調査 問4）」と「世帯全員の年間収入の状況（保護者用調査 問8）」から、以下の手順で等価世帯収入の状況を算出し、回答者の世帯を『一般家庭』、『周辺家庭』、『困窮家庭』の3区分に分類しています。

- ① 年間の世帯収入の状況に関する回答の各選択肢の中央値をその世帯の収入の値とする。
- ② ①の値を同居家族の人数の平方根をとったもので除す。
- ③ ②で算出した値（等価世帯収入）の中央値を求め、中央値以上の世帯を『一般家庭』、中央値の2分の1以上中央値未満の世帯を『周辺家庭』、中央値の2分の1未満の世帯を『困窮家庭』とする。

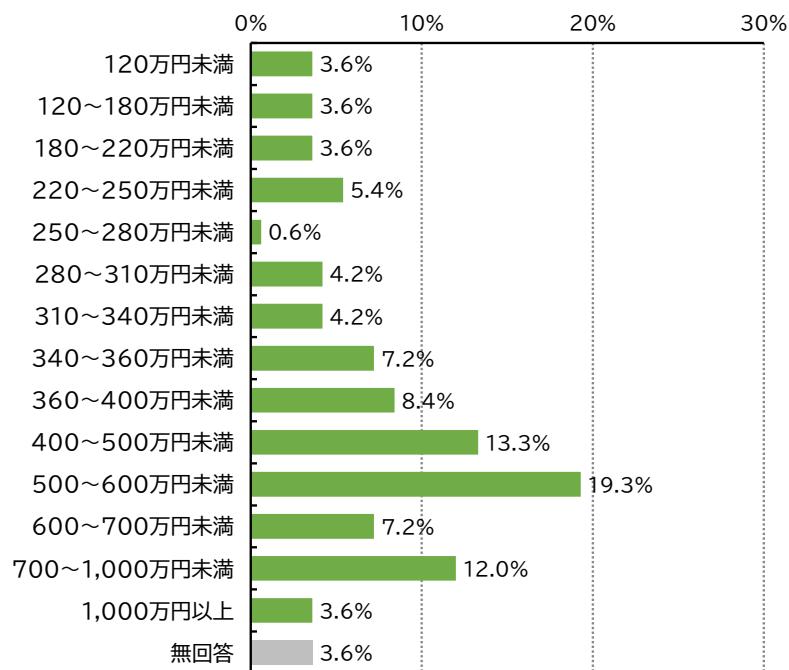
■子どもと同居し、生計を同一にしている家族の人数（保護者用調査 問4）

【n=166】



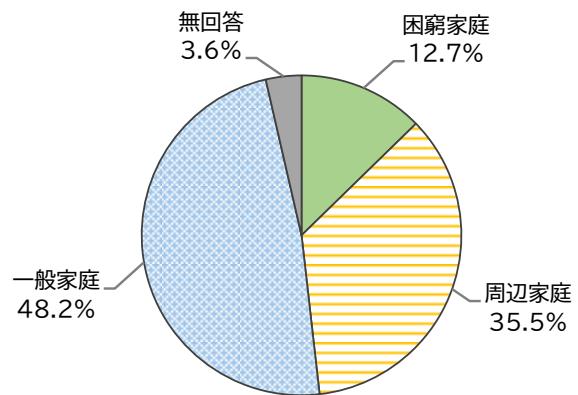
■世帯全員の年間収入の状況（保護者用調査 問8）

【n=166】



■家庭分類

【n=166】



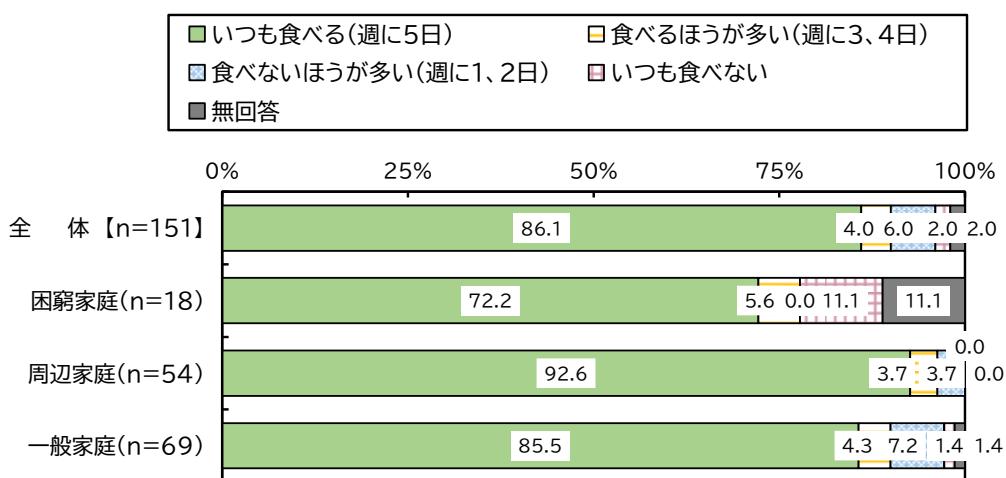
経済的な水準に基づく家庭分類について、『困窮家庭』は 12.7%、『周辺家庭』は 35.5%、『一般家庭』は 48.2% となっています。

①朝食の摂取状況

朝食の摂取状況は、全体では「いつも食べる（週に5日）」が86.1%と最も多く、次いで「食べないほうが多い（週に1、2日）」（6.0%）、「食べるほうが多い（週に3、4日）」（4.0%）となっています。

等価世帯収入別にみると、「いつも食べない」の割合は「困窮家庭」で11.1%となっており、他の家庭分類と比較して多い傾向となっています。

■朝食の摂取状況

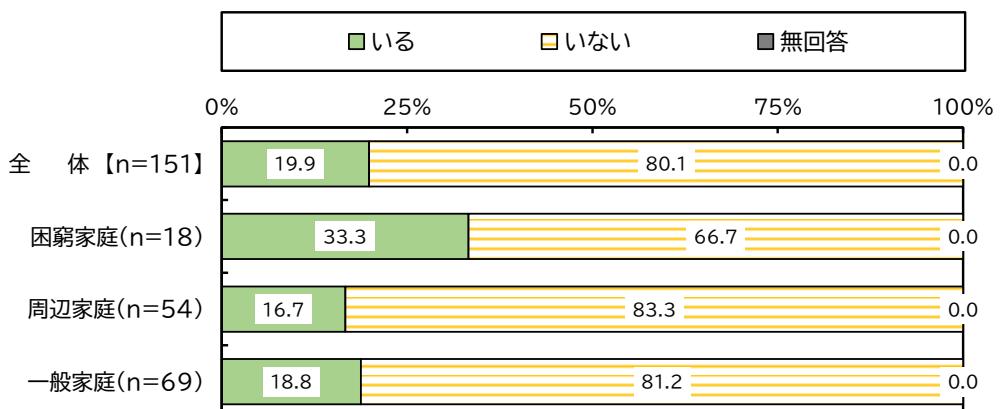


②家族の中に、自身が世話をしている人がいるか

家族の中に、自身が世話をしている人がいるかは、全体では「いる」が19.9%、「いない」が80.1%となっています。

等価世帯収入別にみると、「いる」の割合は「困窮家庭」が33.3%と最も多く、次いで「一般家庭」（18.8%）、「周辺家庭」（16.7%）となっています。

■家族の中に、自身が世話をしている人がいるか

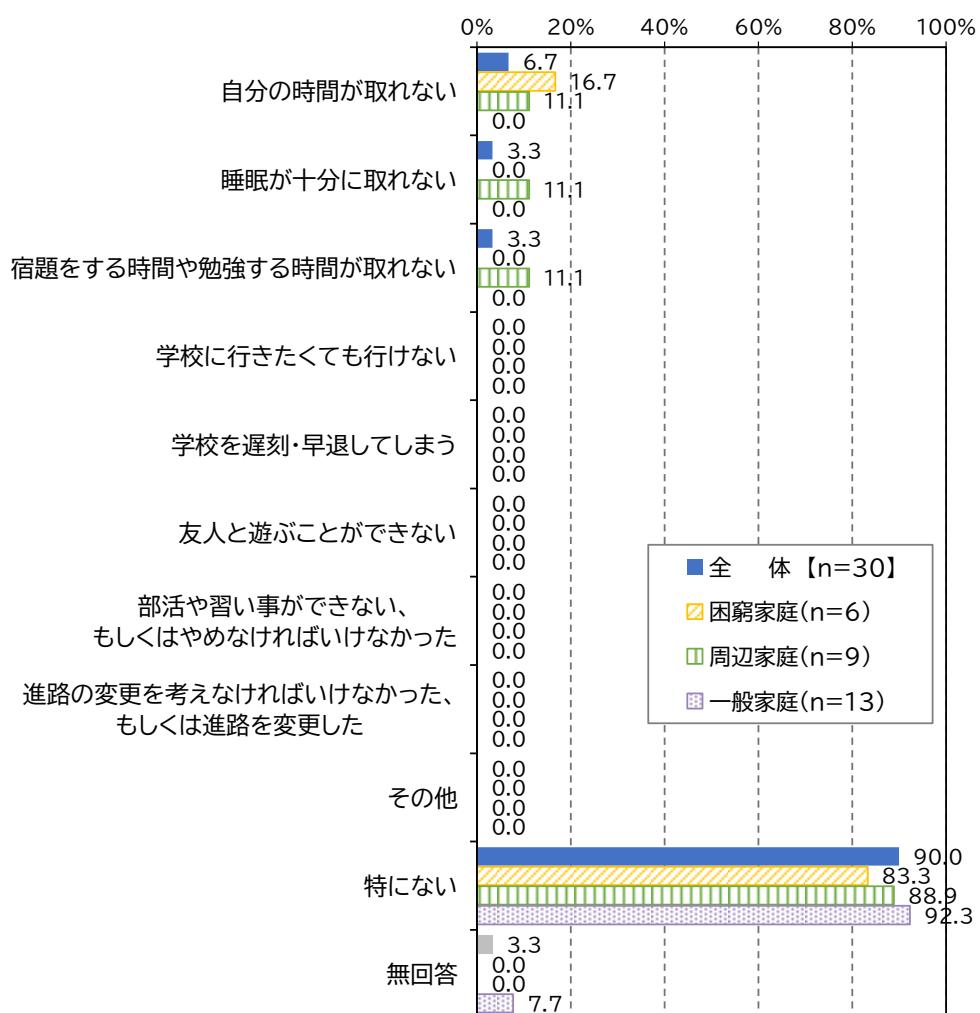


③家族の世話をしているため、我慢していることがあるか

家族の中に、自身が世話をしている人がいると回答した30人に、家族の世話をしているため、我慢していることがあるかを尋ねると、「自分の時間が取れない」が6.7%と最も多く、次いで「睡眠が十分に取れない」、「宿題をする時間や勉強する時間が取れない」（ともに3.3%）となっています。

また、「特ない」は90.0%となっています。

■家族の世話をしているため、我慢していることがあるか



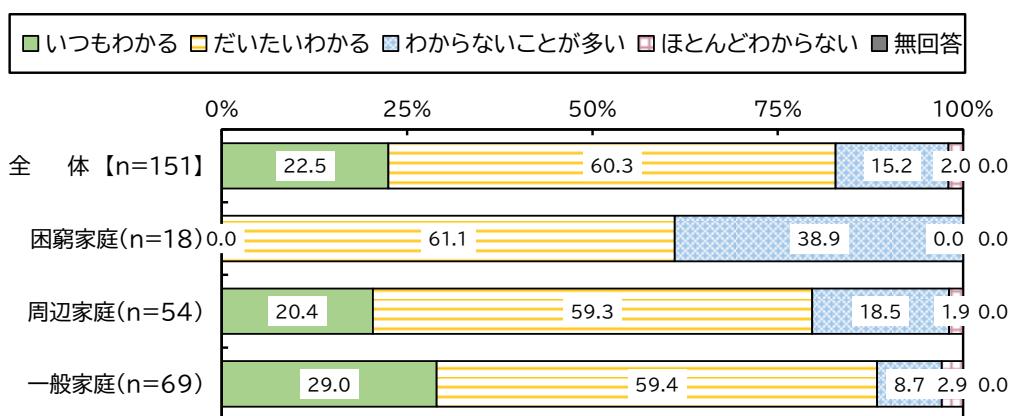
④学校の授業の内容を理解しているか

学校の授業の内容を理解しているかは、全体では「だいたいわかる」が 60.3%と最も多く、「いつもわかる」(22.5%) と合わせた約8割は『わかる』と回答しています。

一方で、「わからないことが多い」(15.2%) と「ほとんどわからない」(2.0%) を合わせた約2割は『わからない』と回答しています。

等価世帯収入別にみると、『わからない』(「ほとんどわからない」と「わからないことが多い」の合計)の割合は、「困窮家庭」が 38.9%と最も多く、次いで「周辺家庭」(20.4%)、「一般家庭」(11.6%) となっており、経済的に困窮している家庭ほど割合が多い傾向となっています。

■学校の授業の内容を理解しているか

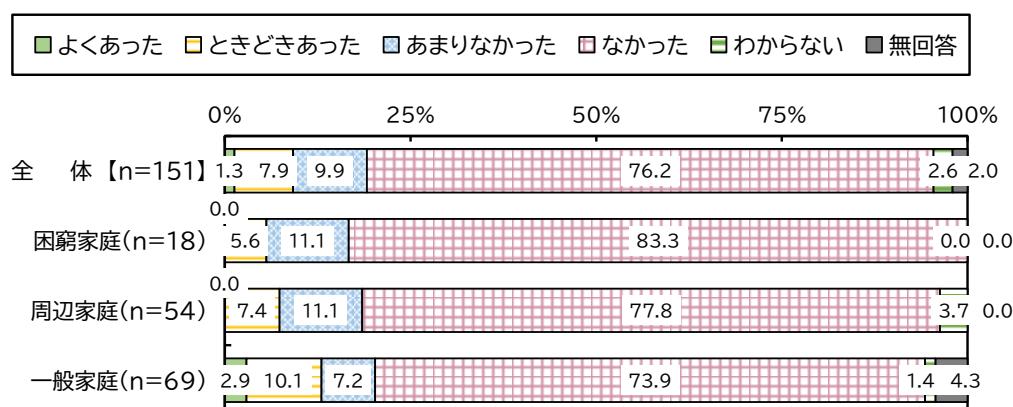


⑤いじめられた経験

いじめられた経験は、全体では「なかった」が 76.2%と最も多く、「あまりなかった」(9.9%) と合わせた約9割は『なかった』と回答しています。

一方で、「ときどきあった」(7.9%) と「よくあった」(1.3%) を合わせた約1割は『あった』と回答しています。

■いじめられた経験

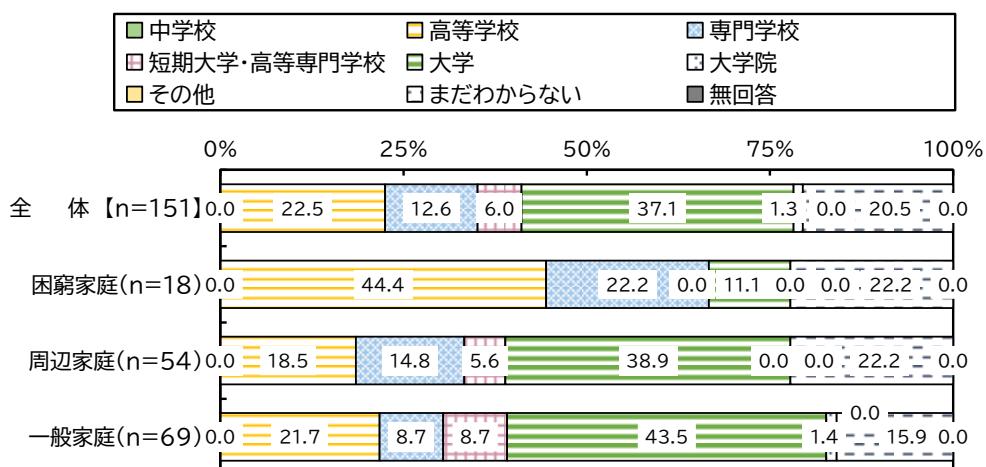


⑥どの段階まで進学したいか

どの段階まで進学したいかは、全体では「大学」が37.1%と最も多く、次いで「高等学校」(22.5%)、「まだわからない」(20.5%)、「専門学校」(12.6%)、「短期大学・高等専門学校」(6.0%)、「大学院」(1.3%)となっています。

等価世帯収入別にみると、「困窮家庭」では他の家庭分類と比較して「高等学校」が多く、「短期大学・高等専門学校」、「大学」は少ない傾向となっています。

■どの段階まで進学したいか

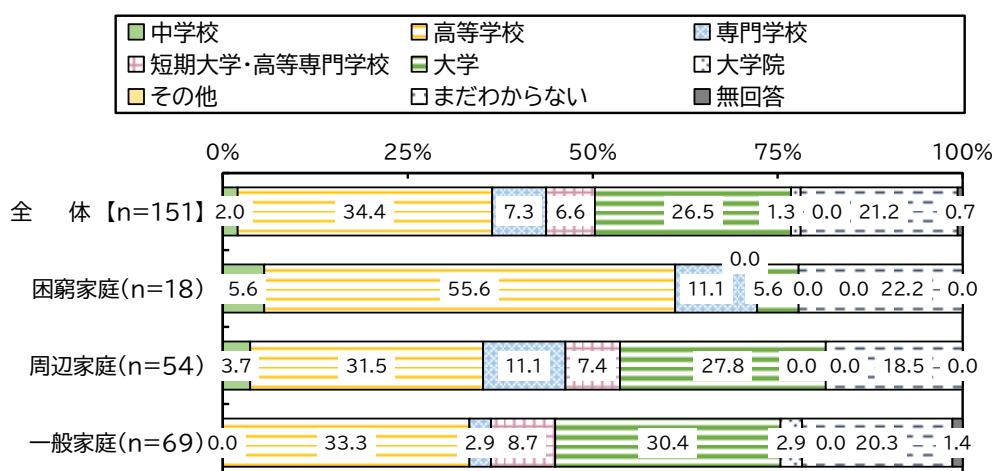


⑦どの段階まで進学できると思うか

どの段階まで進学できると思うかは、全体では「高等学校」が34.4%と最も多く、次いで「大学」(26.5%)、「専門学校」(7.3%)、「短期大学・高等専門学校」(6.6%)、「中学校」(2.0%)、「大学院」(1.3%)となっています。

等価世帯収入別にみると、「困窮家庭」では他の家庭分類と比較して「高等学校」が多く、「短期大学・高等専門学校」、「大学」は少ない傾向となっています。

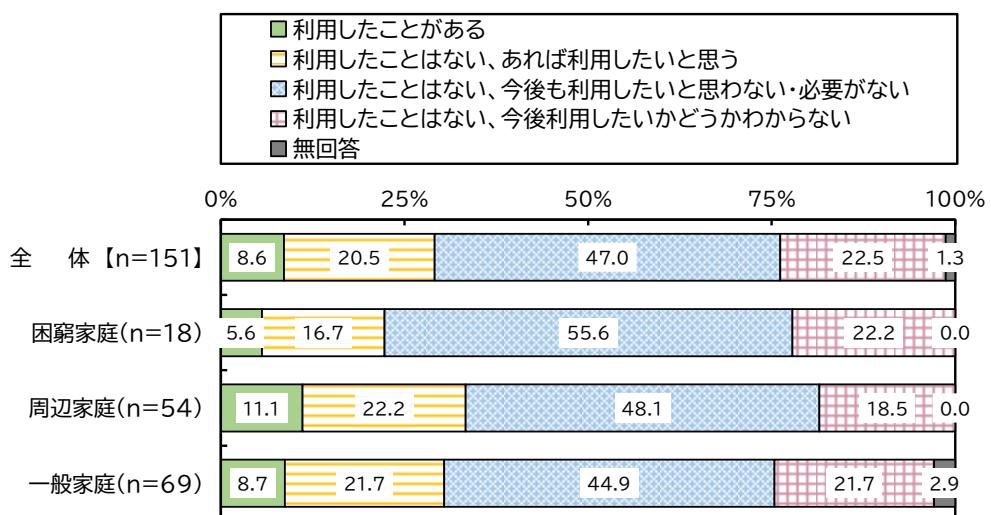
■どの段階まで進学できると思うか



⑧子ども食堂などの利用状況

子ども食堂などの利用状況は、全体では「利用したことはない、今後も利用したいと思わない・必要がない」が47.0%と最も多く、次いで「利用したことはない、今後利用したいかどうかわからない」(22.5%)、「利用したことはない、あれば利用したいと思う」(20.5%)、「利用したことがある」(8.6%)となっています。

■子ども食堂などの利用状況

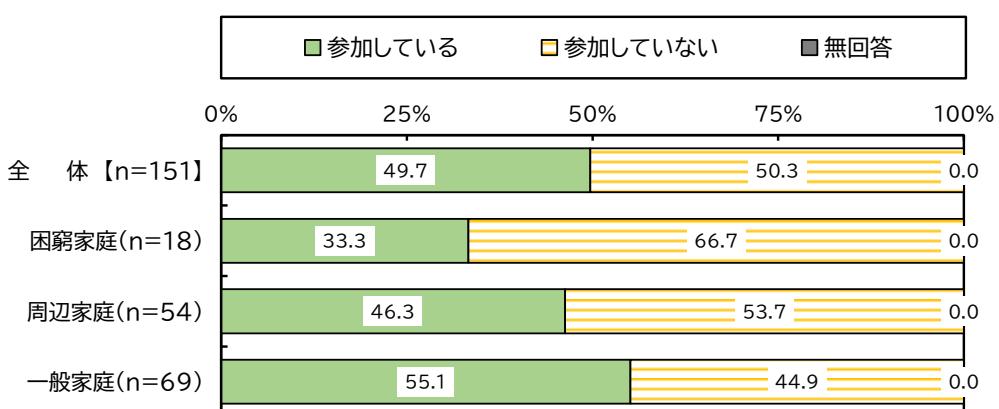


⑨クラブ活動や部活動の参加状況

クラブ活動や部活動へ参加しているかは、全体では「参加している」が49.7%、「参加していない」が50.3%となっています。

等価世帯収入別にみると、「参加している」の割合は「一般家庭」が55.1%と最も多く、次いで「周辺家庭」(46.3%)、「困窮家庭」(33.3%)となっており、経済的に困窮している家庭ほど割合が少ない傾向となっています。

■クラブ活動や部活動の参加状況

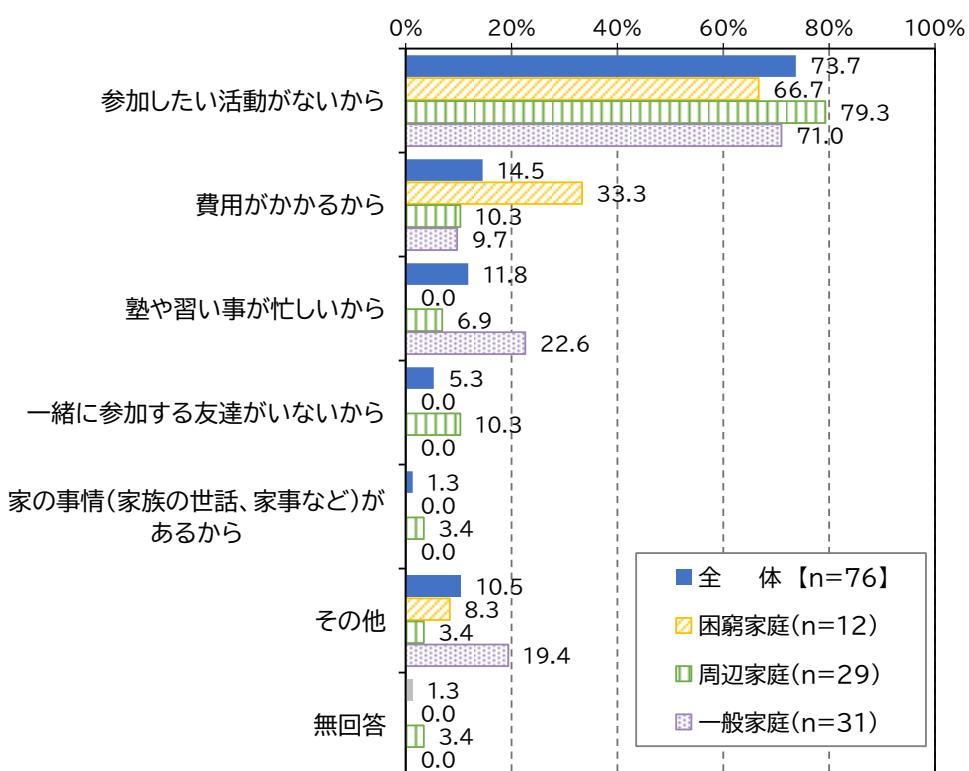


⑩クラブ活動や部活動に参加していない理由

クラブ活動や部活動に参加していないと回答した 76 人に、その理由を尋ねると、全体では「参加したい活動がないから」が 73.7% と最も多く、次いで「費用がかかるから」(14.5%)、「塾や習い事が忙しいから」(11.8%)、「一緒に参加する友達がいないから」(5.3%)、「家の事情（家族の世話、家事など）があるから」(1.3%) となっています。

等価世帯収入別にみると、「費用がかかるから」の割合が「困窮家庭」では 33.3% となっており、他の家庭分類と比較して多い傾向となっています。

■クラブ活動や部活動に参加していない理由



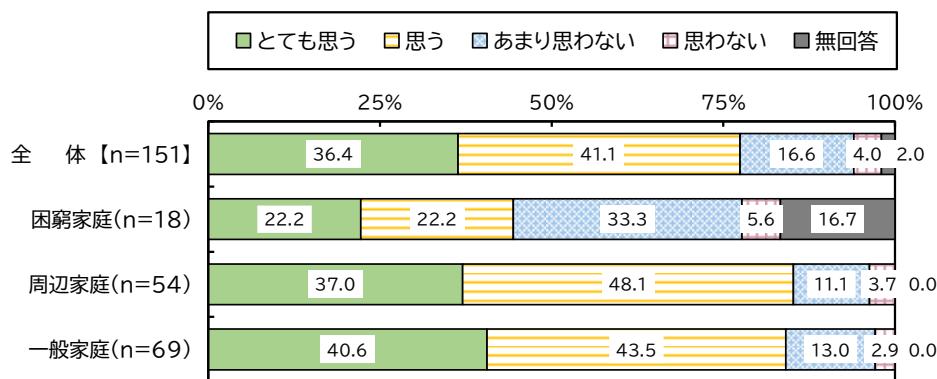
⑪自分の将来が楽しみだと思うか

自分の将来が楽しみだと思うかは、全体では「思う」が41.1%と最も多く、「とても思う」(36.4%)と合わせた約8割は『思う』と回答しています。

一方で、「あまり思わない」(16.6%)と「思わない」(4.0%)を合わせた約2割は『思わない』と回答しています。

等価世帯収入別にみると、「困窮家庭」では『思う（「とても思う」と「思う」の合計）』が44.4%、「とても思う」のみの割合は22.2%となっており、他の家庭分類と比較して大幅に低い傾向となっています。

■自分の将来が楽しみだと思うか



(4) 子どもの生活についての調査（保護者用調査）

①現在の暮らしの状況について

現在の暮らしの状況をどのように感じているかは、全体では「やや苦しい」が41.0%と最も多く、「大変苦しい」(15.1%)と合わせた約6割が『苦しい』と回答しています。

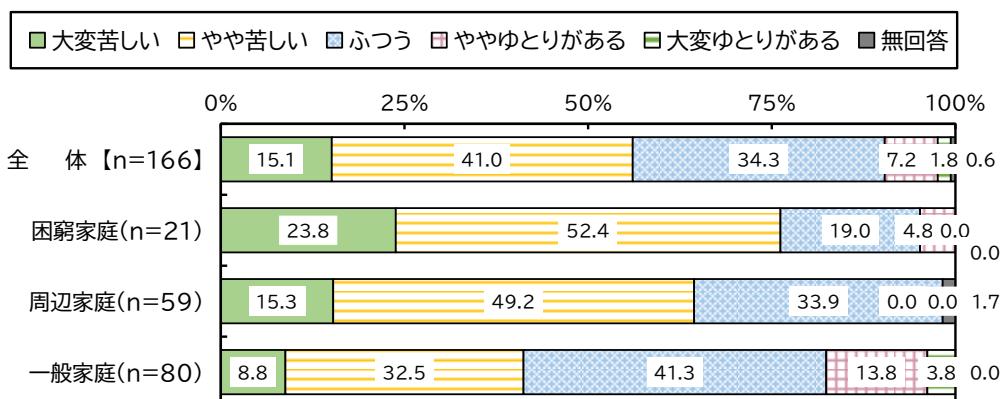
一方で、「ややゆとりがある」(7.2%)と「大変ゆとりがある」(1.8%)を合わせた約1割は『ゆとりがある』と回答しています。

また、「ふつう」は34.3%となっています。

等価世帯収入別にみると、『苦しい（「苦しい」と「やや苦しい」の合計）』の割合は「困窮家庭」が76.2%と最も多く、次いで「周辺家庭」(64.5%)、「一般家庭」(41.3%)となっており、経済的に困窮している家庭ほど割合が多い傾向となっています。

小・中学生別にみると、『苦しい（「苦しい」と「やや苦しい」の合計）』の割合は、小学生では58.0%、中学生では53.9%となっています。

■現在の暮らしの状況について



■小・中学生別 現在の暮らしの状況について

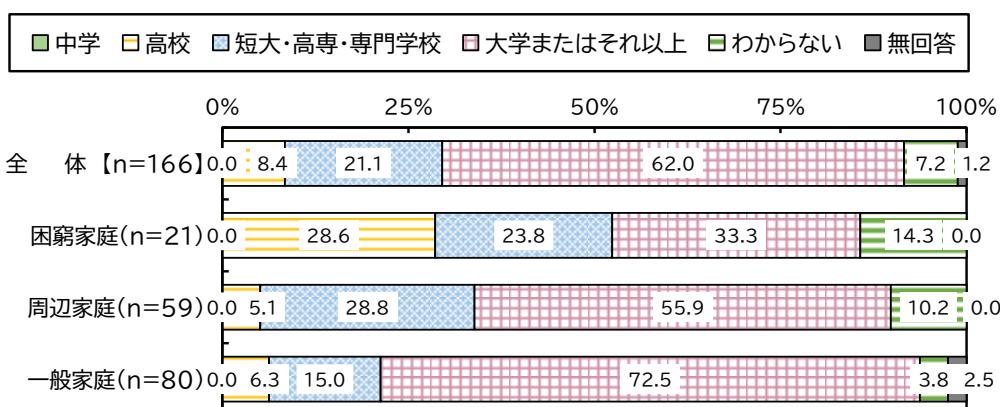
		n	大変苦しい	やや苦しい	ふつう	ややゆとりがある	大変ゆとりがある	無回答
小学生	全体	(88)	14.8	43.2	35.2	5.7	1.1	-
	世帯別	ふたり親世帯	(73)	13.7	41.1	37.0	6.8	1.4
		ひとり親世帯	(15)	20.0	53.3	26.7	-	-
	等価世帯 収入別	一般家庭	(42)	9.5	35.7	42.9	9.5	2.4
		周辺家庭	(31)	12.9	54.8	32.3	-	-
		困窮家庭	(14)	28.6	42.9	21.4	7.1	-
中学生	全体	(78)	15.4	38.5	33.3	9.0	2.6	1.3
	世帯別	ふたり親世帯	(67)	17.9	35.8	32.8	10.4	3.0
		ひとり親世帯	(10)	-	60.0	30.0	-	10.0
	等価世帯 収入別	一般家庭	(38)	7.9	28.9	39.5	18.4	5.3
		周辺家庭	(28)	17.9	42.9	35.7	-	3.6
		困窮家庭	(7)	14.3	71.4	14.3	-	-

②理想的な教育段階

お子さんにどの段階までの教育を受けさせたいと考えているかについて、理想的な教育段階は、全体では「大学またはそれ以上」が62.0%と最も多い、次いで「短大・高専・専門学校」(21.1%)、「高校」(8.4%)となっています。

等価世帯収入別にみると、「大学またはそれ以上」の割合は「一般家庭」が72.5%と最も多く、次いで「周辺家庭」(55.9%)、「困窮家庭」(33.3%)となっており、経済的に困窮している家庭ほど割合が少ない傾向となっています。

■理想的な教育段階

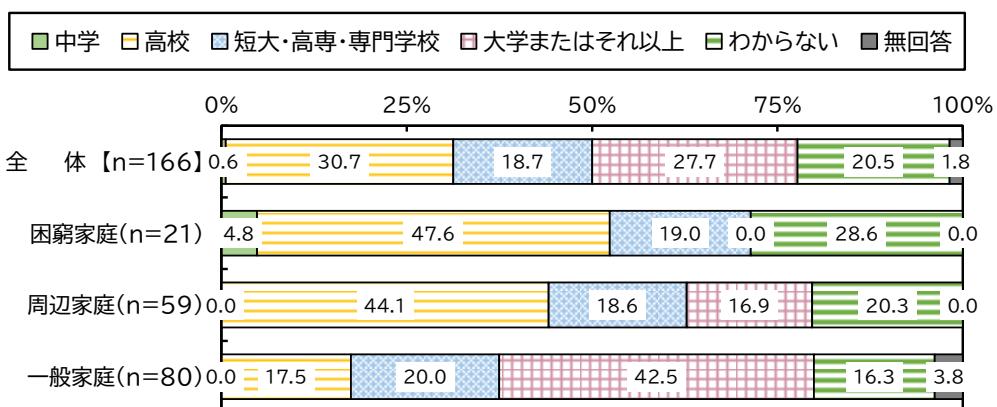


③現実的な教育段階

お子さんにどの段階までの教育を受けさせたいと考えているかについて、現実的な教育段階は、全体では「高校」が30.7%と最も多い、次いで「大学またはそれ以上」(27.7%)、「短大・高専・専門学校」(18.7%)、「中学」(0.6%)となっています。

「大学またはそれ以上」の割合は「一般家庭」が42.5%と最も多く、次いで「周辺家庭」(16.9%)となっており、「困窮家庭」にはみられなかったことから、経済的に困窮している家庭ほど、「大学またはそれ以上」の割合が低い傾向となっています。

■現実的な教育段階

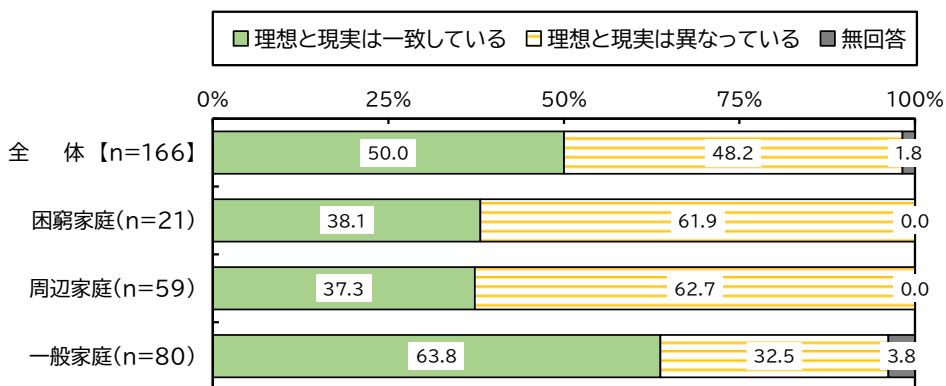


④教育段階の理想と現実が一致しているか

教育段階の理想と現実が一致しているかは、全体では「理想と現実は一致している」が50.0%、「理想と現実は異なっている」が48.2%となっています。

等価世帯収入別にみると、「理想と現実は一致している」の割合は「困窮家庭」と「周辺家庭」では約4割となっており、「一般家庭」と比較して低い傾向となっています。

■教育段階の理想と現実が一致しているか



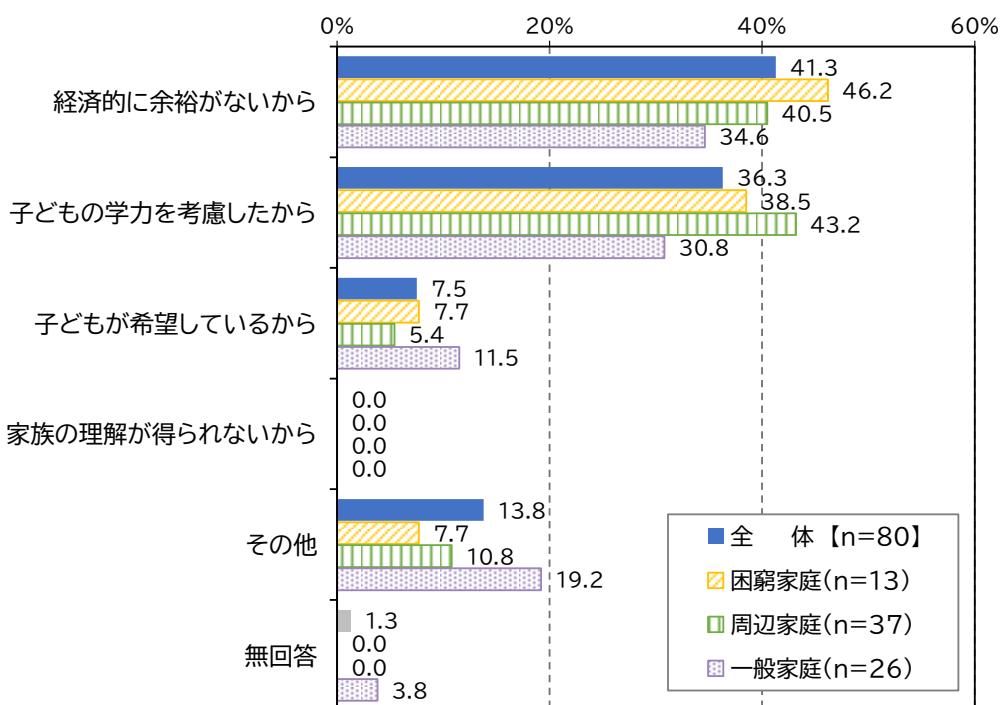
⑤理想と現実の教育段階が異なる理由

理想と現実の教育段階が異なる 80 人に、その理由を尋ねると、全体では「経済的に余裕がないから」が 41.3% と最も多く、次いで「子どもの学力を考慮したから」(36.3%)、「子どもが希望しているから」(7.5%) となっています。

等価世帯収入別にみると、「経済的に余裕がないから」の割合は「困窮家庭」が 46.2% と最も多く、次いで「周辺家庭」(40.5%)、「一般家庭」(34.6%) となっており、経済的に困窮している家庭ほど割合が多い傾向となっています。

小・中学生別にみると、ともに「経済的に余裕がないから」が最も多くなっています。

■理想と現実の教育段階が異なる理由



■小・中学生別 理想と現実の教育段階が異なる理由

	n	し子ど いも るが か希 望	考 慮 し た の 学 か ら	経 済 的 に な い か ら	得 ら れ な い か ら	そ の 他	無 回 答		
小学生	全体	全体	(42)	9.5	35.7	42.9	-	9.5	2.4
	世帯別	ふたり親世帯	(34)	11.8	35.3	38.2	-	11.8	2.9
		ひとり親世帯	(8)	-	37.5	62.5	-	-	-
	等価世帯 収入別	一般家庭	(14)	14.3	28.6	35.7	-	14.3	7.1
		周辺家庭	(19)	5.3	42.1	47.4	-	5.3	-
		困窮家庭	(9)	11.1	33.3	44.4	-	11.1	-
中学生	全体	全体	(38)	5.3	36.8	39.5	-	18.4	-
	世帯別	ふたり親世帯	(32)	6.3	31.3	43.8	-	18.8	-
		ひとり親世帯	(6)	-	66.7	16.7	-	16.7	-
	等価世帯 収入別	一般家庭	(12)	8.3	33.3	33.3	-	25.0	-
		周辺家庭	(18)	5.6	44.4	33.3	-	16.7	-
		困窮家庭	(4)	-	50.0	50.0	-	-	-

⑥お子さんの進学について心配なこと

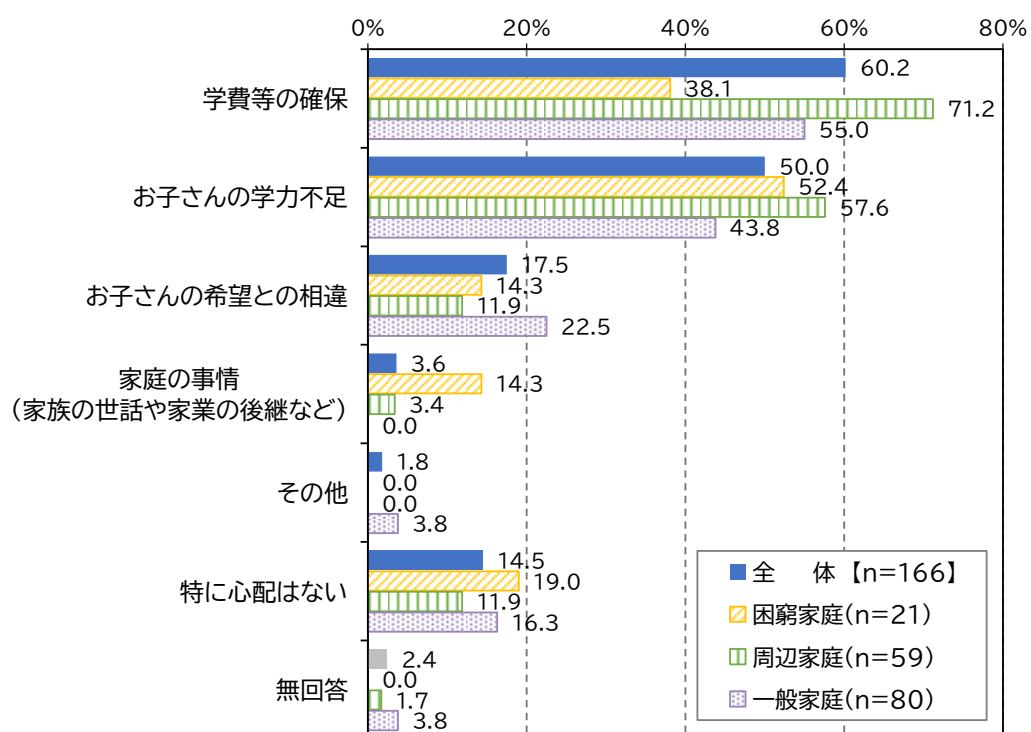
お子さんの進学について心配なことは、全体では「学費等の確保」が 60.2%と最も多く、次いで「お子さんの学力不足」(50.0%)、「お子さんの希望との相違」(17.5%)、「家庭の事情（家族の世話や家業の後継など）」(3.6%) となっています。

また、「特に心配はない」は 14.5%となっています。

等価世帯収入別にみると、「学費等の確保」の割合は「周辺家庭」で 71.2%となっており、他の家庭分類と比較して高い傾向となっています。

また、「家庭の事情（家族の世話や家業の後継など）」の割合は「困窮家庭」で 14.3%となっており、他の家庭分類と比較して高い傾向となっています。

■お子さんの進学について心配なこと



⑦子育てに関する相談で頼れる人がいるか

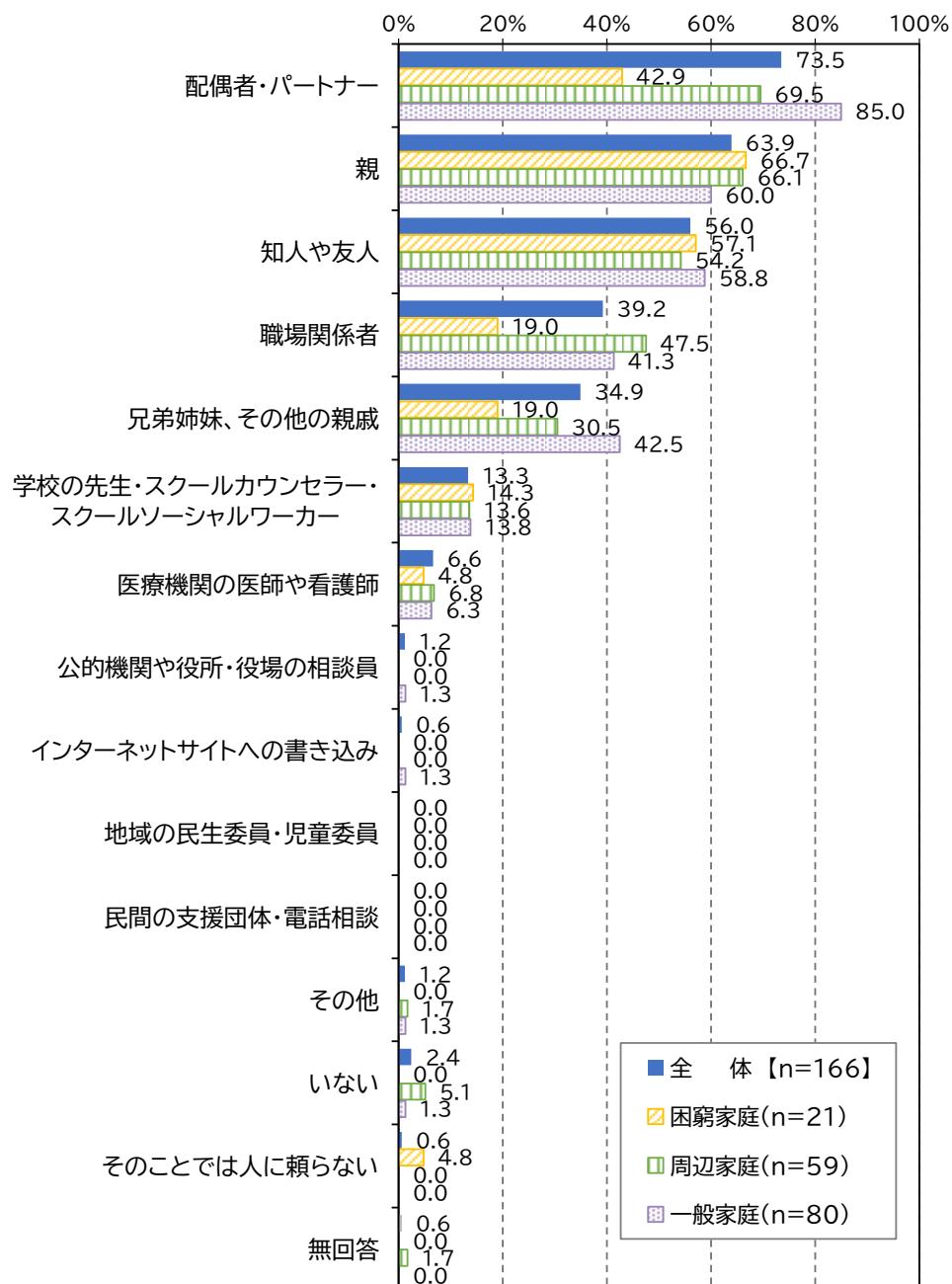
子育てに関する相談で頼れる人は、全体では「配偶者・パートナー」が73.5%と最も多く、次いで「親」(63.9%)、「知人や友人」(56.0%)、「職場関係者」(39.2%)、「兄弟姉妹、その他の親戚」(34.9%)と続いています。

また、「いない」は2.4%、「のことでは人に頼らない」は0.6%となっています。

等価世帯収入別にみると、「周辺家庭」と「一般家庭」では「配偶者・パートナー」が最も多くなっており、「困窮家庭」では「親」が最も多くなっています。

小・中学生別にみると、ともに「配偶者・パートナー」が最も多くなっています。

■子育てに関する相談で頼れる人がいるか



■小・中学生別 子育てに関する相談で頼れる人がいるか

		n	パートナーや配偶者	親	その他の兄弟姉妹や親戚	知人や友人	職場関係者	スクールカウンセラーやワーカー	学校の先生・スタッフ	公的機関や役場の相談窓口	地域の民生委員・児童委員	民間の支援団体・電話相談	医師や看護師	医療機関の相談窓口	サイトへの書き込み	その他	いない	そのことではない	無回答
小学生	全体	(88)	72.7	62.5	34.1	54.5	38.6	12.5	1.1	-	-	-	6.8	-	1.1	3.4	1.1	-	
	世帯別	ふたり親世帯	(73)	87.7	63.0	34.2	54.8	41.1	12.3	1.4	-	-	6.8	-	-	2.7	-	-	
		ひとり親世帯	(15)	-	60.0	33.3	53.3	26.7	13.3	-	-	-	6.7	-	6.7	6.7	6.7	-	
	等価世帯 収入別	一般家庭	(42)	85.7	64.3	47.6	61.9	42.9	16.7	2.4	-	-	9.5	-	-	2.4	-	-	
中学生	全体	(78)	74.4	65.4	35.9	57.7	39.7	14.1	1.3	-	-	-	6.4	1.3	1.3	1.3	-	0.0	
	世帯別	ふたり親世帯	(67)	83.6	61.2	34.3	55.2	40.3	13.4	1.5	-	-	7.5	1.5	1.5	1.5	-	0.0	
		ひとり親世帯	(10)	10.0	90.0	50.0	70.0	40.0	20.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	等価世帯 収入別	一般家庭	(38)	84.2	55.3	36.8	55.3	39.5	10.5	-	-	-	2.6	2.6	2.6	-	-	0.0	
	周辺家庭	(28)	67.9	64.3	42.9	60.7	50.0	14.3	-	-	-	-	7.1	-	-	3.6	-	0.0	
	困窮家庭	(7)	57.1	100.0	14.3	71.4	28.6	42.9	-	-	-	-	14.3	-	-	-	-	0.0	

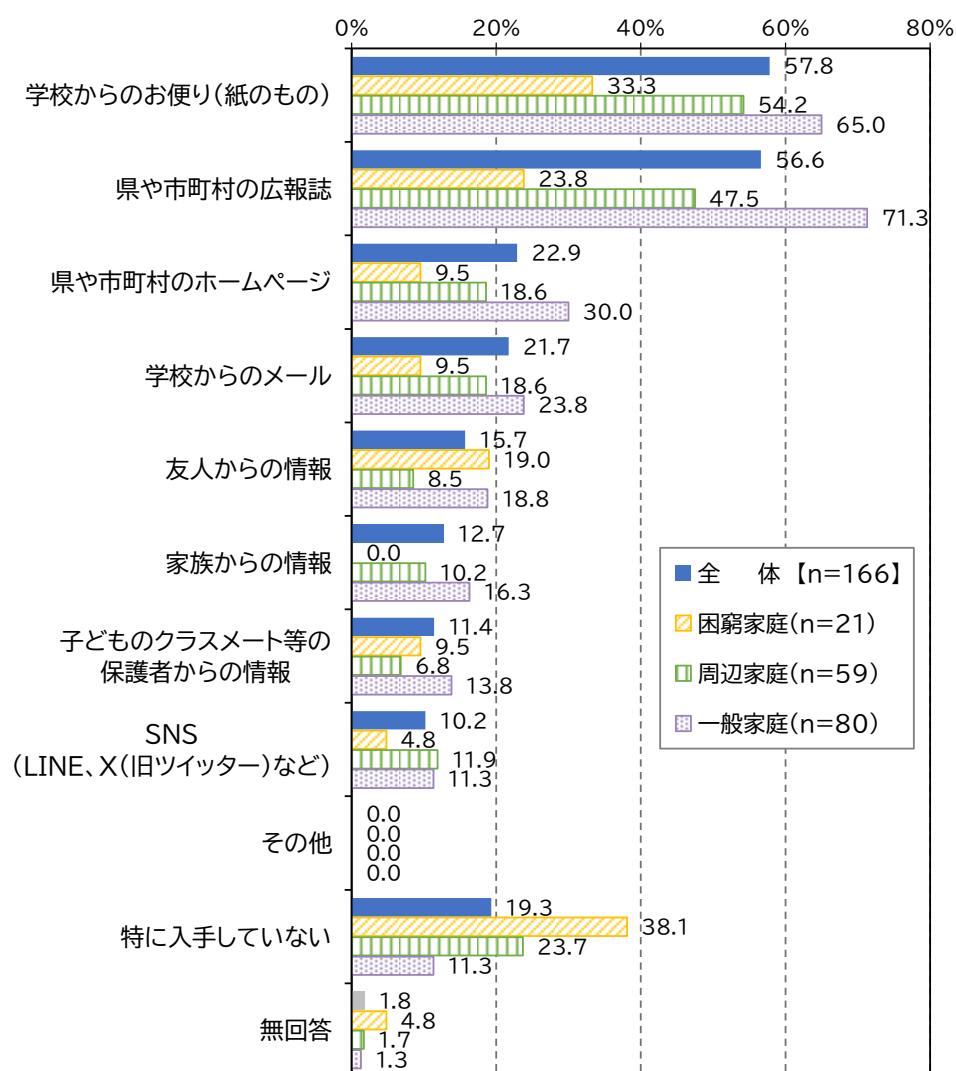
⑧子育てや生活に関する支援の情報をどのように入手しているか

子育てや生活に関する支援の情報をどのように入手しているかは、全体では「学校からのお便り（紙のもの）」が57.8%と最も多く、次いで「県や市町村の広報誌」（56.6%）、「県や市町村のホームページ」（22.9%）、「学校からのメール」（21.7%）、「友人からの情報」（15.7%）と続いている。

また、「特に入手していない」は19.3%となっています。

等価世帯収入別にみると、「困窮家庭」では「特に入手していない」が他の家庭分類と比較して多い傾向となっており、経済的に困窮している家庭ほど、各項目の選択が少ない傾向となっています。

■子育てや生活に関する支援の情報をどのように入手しているか



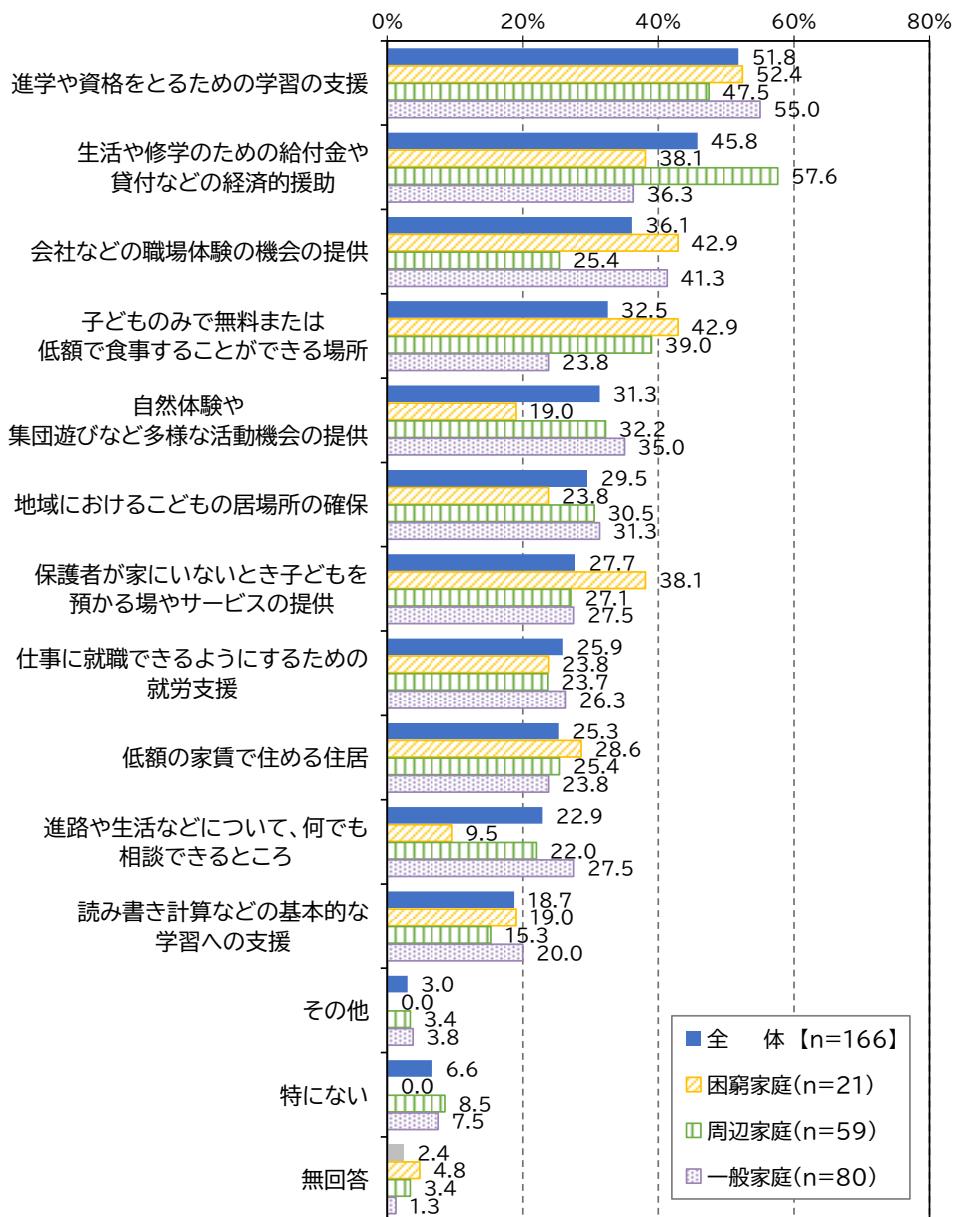
⑨子どもにとって将来どのような施策があるとよいか

子どもにとって将来どのような施策があるとよいかは、全体では「進学や資格をとるための学習の支援」が51.8%と最も多く、次いで「生活や修学のための給付金や貸付などの経済的援助」(45.8%)、「会社などの職場体験の機会の提供」(36.1%)、「子どものみで無料または低額で食事することができる場所」(32.5%)、「自然体験や集団遊びなど多様な活動機会の提供」(31.3%)と続いています。

等価世帯収入別にみると、「困窮家庭」と「一般家庭」では「進学や資格をとるための学習の支援」、「周辺家庭」では「生活や修学のための給付金や貸付などの経済的援助」がそれぞれ最も多くなっています。

小・中学生別にみると、ともに「進学や資格をとるための学習の支援」が最も多くなっています。

■子どもにとって将来どのような施策があるとよいか



■小・中学生別 こどもにとって将来どのような施策があるとよいか

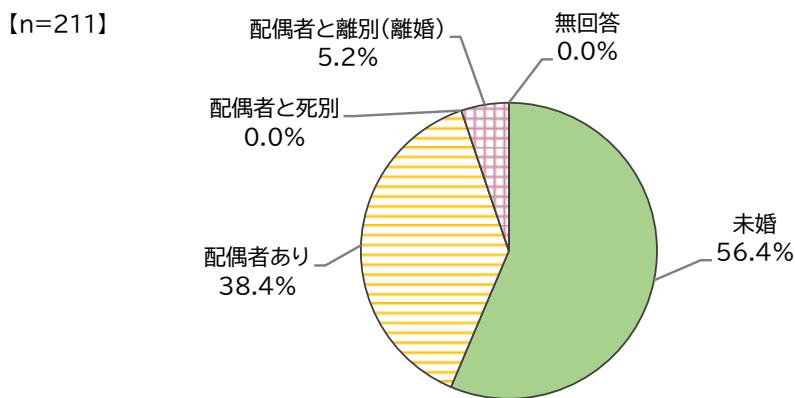
			n	保護者が家にいるとき 子どもが家にいるとき サービスの提供場所	低額の家賃で 住める住居	給付金や修学 経済的援助などの ための 生活や修学の 援助などの 給付	進路や生活など について、 何でも相談 できるところ	多様な活動機会 遊びなどを 自然体験や集団遊びなど	ことの 地域の場所の 確保	読み書き計算などの 基礎的な学習への 支援	進学や資格をと るために 学習の支援	会社などの職場 機会の提供	仕事をするため に就職できるよう に就労支援	子どものみで無料 でできる場所	その他	特 に ない	無回答
小学生	全体	全体	(88)	31.8	26.1	44.3	19.3	35.2	38.6	23.9	51.1	38.6	25.0	34.1	3.4	5.7	2.3
	世帯別	ふたり親世帯	(73)	27.4	24.7	42.5	17.8	32.9	38.4	24.7	50.7	38.4	23.3	30.1	2.7	6.8	2.7
		ひとり親世帯	(15)	53.3	33.3	53.3	26.7	46.7	40.0	20.0	53.3	40.0	33.3	53.3	6.7	-	-
	等価世帯 収入別	一般家庭	(42)	33.3	23.8	38.1	26.2	42.9	42.9	28.6	57.1	47.6	26.2	23.8	2.4	7.1	-
中学生	全体	全体	(78)	23.1	24.4	47.4	26.9	26.9	19.2	12.8	52.6	33.3	26.9	30.8	2.6	7.7	2.6
	世帯別	ふたり親世帯	(67)	20.9	22.4	49.3	26.9	23.9	16.4	11.9	50.7	34.3	25.4	28.4	3.0	7.5	3.0
		ひとり親世帯	(10)	30.0	30.0	30.0	30.0	50.0	30.0	20.0	70.0	30.0	40.0	40.0	-	10.0	-
	等価世帯 収入別	一般家庭	(38)	21.1	23.7	34.2	28.9	26.3	18.4	10.5	52.6	34.2	26.3	23.7	5.3	7.9	2.6
		周辺家庭	(28)	25.0	17.9	60.7	25.0	28.6	17.9	10.7	46.4	21.4	25.0	32.1	-	10.7	3.6
		困窮家庭	(7)	42.9	42.9	42.9	28.6	28.6	28.6	14.3	71.4	71.4	14.3	42.9	-	-	-

(5) こども・若者意識調査

①現在の婚姻状況

婚姻状況は、「未婚」が 56.4%、「配偶者あり」が 38.4%、「配偶者と離別（離婚）」が 5.2% となっています。

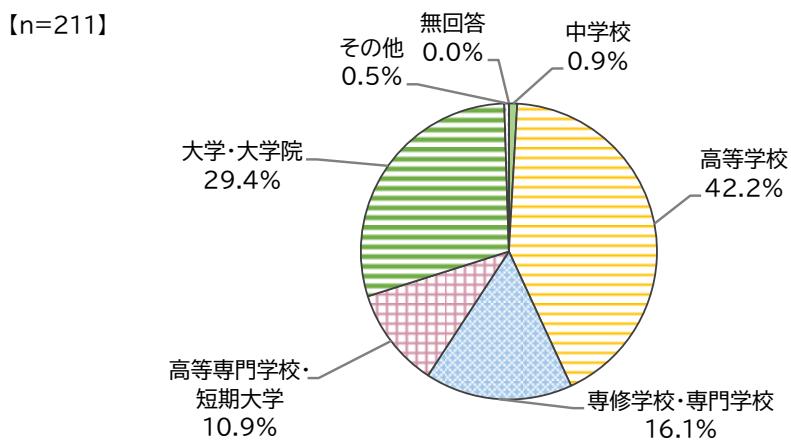
■現在の婚姻状況



②最終学歴について

回答者の最終学歴は、「高等学校」が 42.2% と最も多く、次いで「大学・大学院」(29.4%)、「専修学校・専門学校」(16.1%)、「高等専門学校・短期大学」(10.9%)、「中学校」(0.9%) となっています。

■最終学歴について



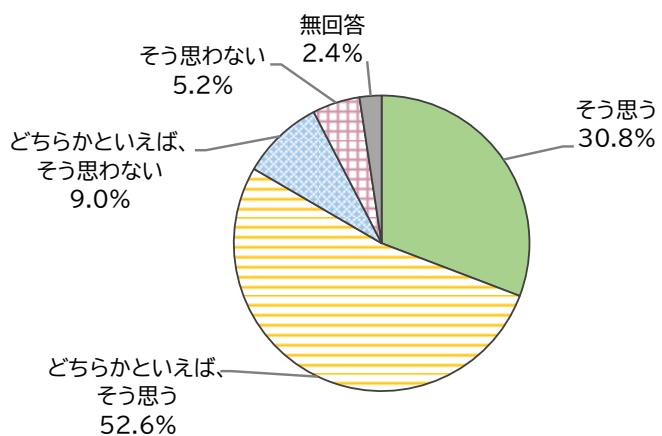
③今、自分が幸せだと思うか

今、自分が幸せだと思うかは、「どちらかといえば、そう思う」が52.6%と最も多く、次いで「そう思う」(30.8%)と合わせた8割以上が『そう思う』と回答しています。

一方で、「どちらかといえば、そう思わない」(9.0%)と「そう思わない」(5.2%)を合わせた1割以上は『そう思わない』と回答しています。

■今、自分が幸せだと思うか

【n=211】



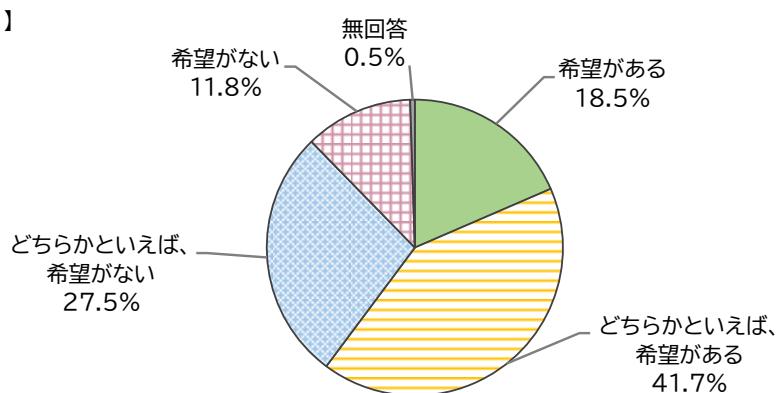
④自分の将来について明るい希望を持っているか

自分の将来について明るい希望を持っているかは、「どちらかといえば、希望がある」が41.7%と最も多く、「希望がある」(18.5%)と合わせた約6割が『希望がある』と回答しています。

一方で、「どちらかといえば、希望がない」(27.5%)と「希望がない」(11.8%)を合わせた約4割は『希望がない』と回答しています。

■自分の将来について明るい希望を持っているか

【n=211】



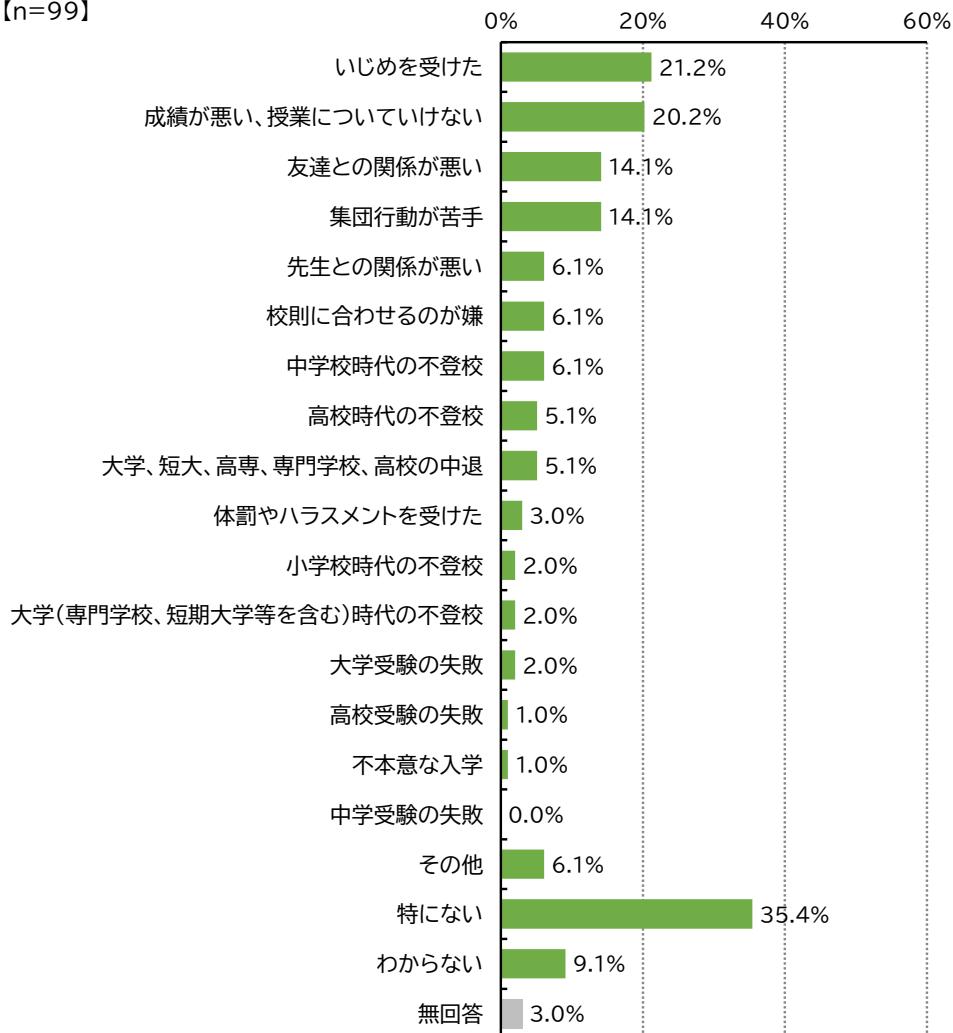
⑤社会生活等を円滑に送ることができなかつた原因（学校）

社会生活等を円滑に送ることができなかつた経験があつたと回答した 99 人に、その原因を尋ねると、「学校について」では、「いじめを受けた」が 21.2% と最も多く、次いで「成績が悪い、授業についていけない」(20.2%)、「友達との関係が悪い」、「集団行動が苦手」(ともに 14.1%) と続いています。

また、「特にない」は 35.4% となっています。

■社会生活等を円滑に送ることができなかつた原因（学校）

【n=99】



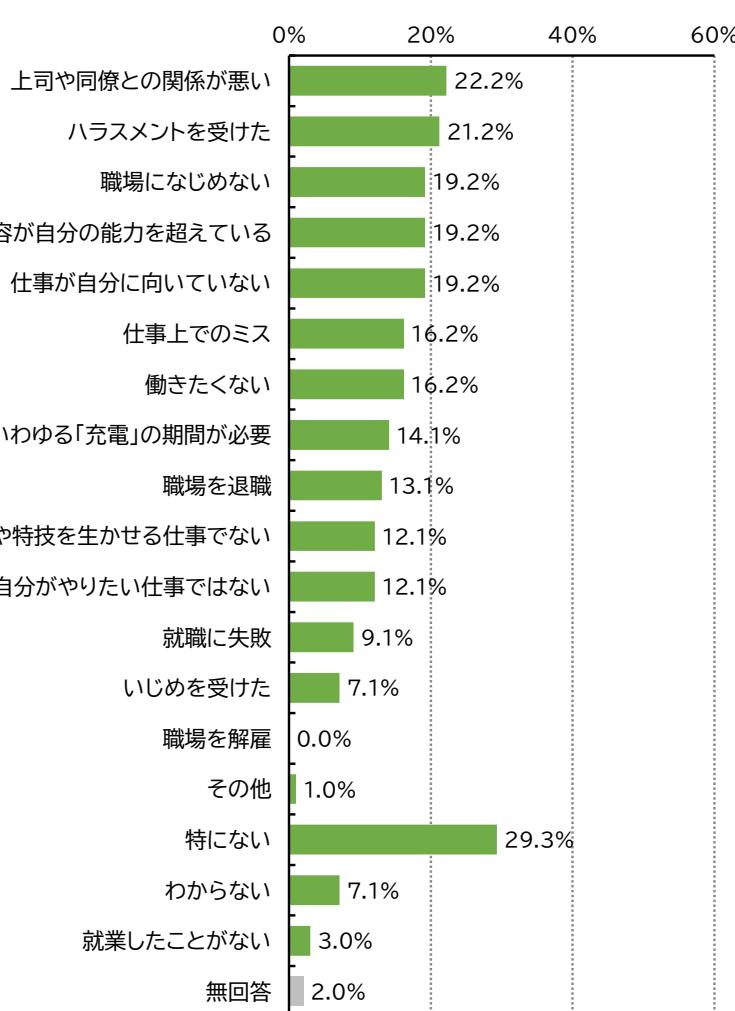
⑥社会生活等を円滑に送ることができなかつた原因（仕事・職場）

社会生活等を円滑に送ることができなかつた経験があつたと回答した 99 人に、その原因を尋ねると、「仕事・職場について」では、「上司や同僚との関係が悪い」が 22.2% と最も多く、次いで「ハラスメントを受けた」(21.2%)、「職場になじめない」、「仕事の量や内容が自分の能力を超えている」、「仕事が自分に向いていない」(それぞれ 19.2%) と続いています。

また、「特にない」は 29.3% となっています。

■社会生活等を円滑に送ることができなかつた原因（仕事・職場）

【n=99】

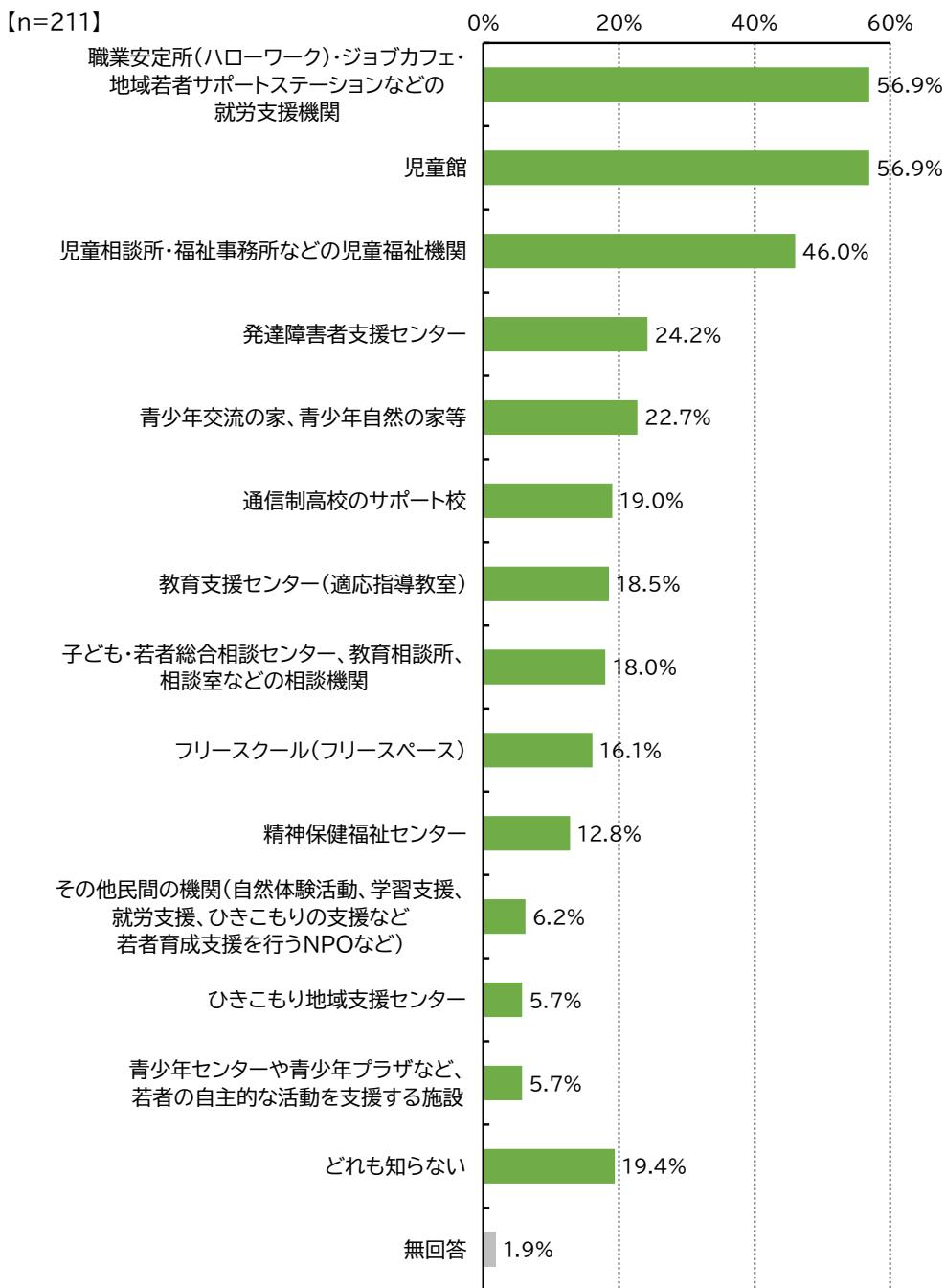


⑦育成支援機関等の認知度

子ども・若者を対象とした育成支援機関等の認知度は、「職業安定所（ハローワーク）・ジョブカフェ・地域若者サポートステーションなどの就労支援機関」と「児童館」がともに56.9%と最も多く、次いで「児童相談所・福祉事務所などの児童福祉機関」（46.0%）、「発達障害者支援センター」（24.2%）、「青少年交流の家、青少年自然の家等」（22.7%）と続いています。

また、「どれも知らない」は19.4%となっています。

■育成支援機関等の認知度

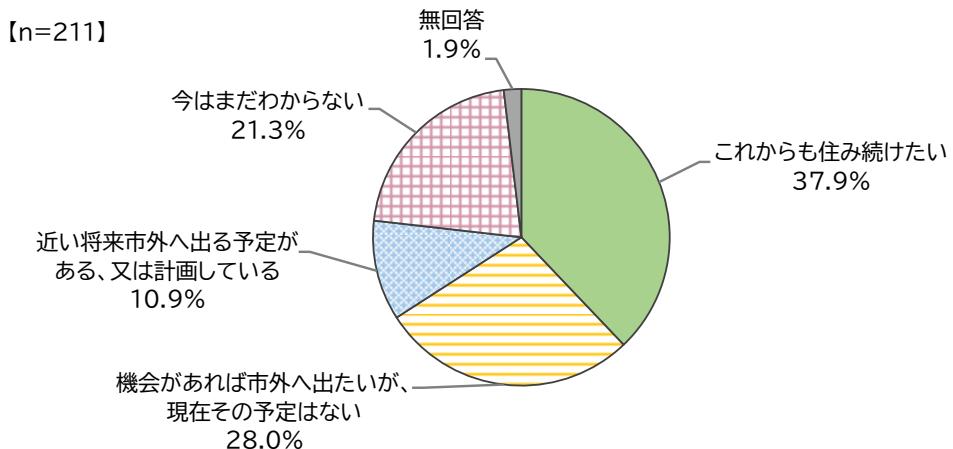


⑧今後も黒石市に住み続けたいと思うか

今後も黒石市に住み続けたいと思うかは、「これからも住み続けたい」が37.9%となって います。

一方で、「機会があれば市外へ出たいが、現在その予定はない」(28.0%)と「近い将来市 外へ出る予定がある、又は計画している」(10.9%)を合わせた約4割は『市外へ出たい（出 る予定がある）』と回答しています。

■今後も黒石市に住み続けたいと思うか

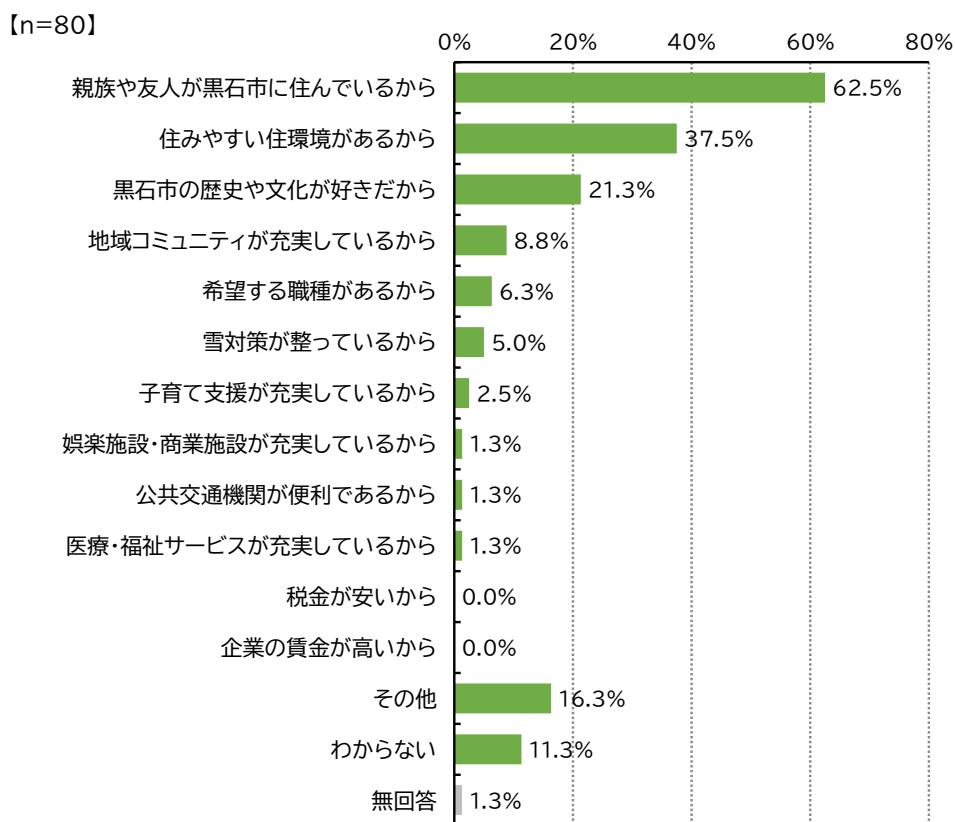


⑨黒石市に住み続けたいと思う理由

黒石市にこれからも住み続けたいと回答した 80 人に、その理由を尋ねると、「親族や友人が黒石市に住んでいるから」が 62.5% と最も多く、次いで「住みやすい住環境があるから」(37.5%)、「黒石市の歴史や文化が好きだから」(21.3%)、「地域コミュニティが充実しているから」(8.8%)、「希望する職種があるから」(6.3%) と続いています。

また、「その他」が 16.3% となっており、主な回答としては「家を建てたから」が多くみられました。

■黒石市に住み続けたいと思う理由

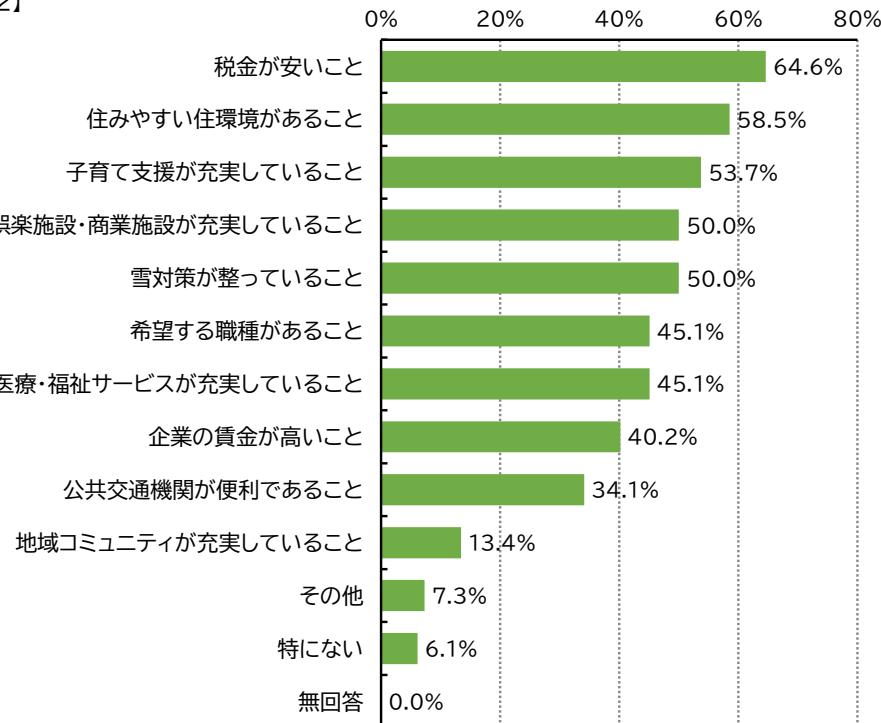


⑩どのようになれば黒石市に住み続けたい・離れても戻ってきたいと思うか

市外へ出たい、もしくは出る予定があると回答した82人に、どのようになれば黒石市に住み続けたい・離れても戻ってきたいと思うかを尋ねると、「税金が安いこと」が64.6%と最も多く、次いで「住みやすい住環境があること」(58.5%)、「子育て支援が充実していること」(53.7%)、「娯楽施設・商業施設が充実していること」、「雪対策が整っていること」(ともに50.0%)と続いています。

■どのようになれば黒石市に住み続けたい・離れても戻ってきたいと思うか

【n=82】



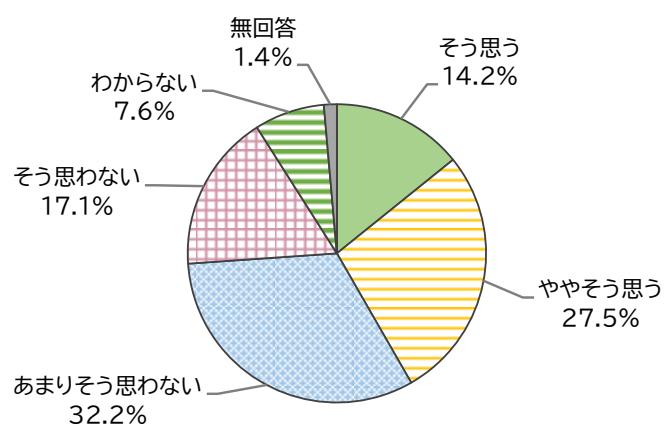
⑪行政機関に対して自分の意見を伝えたいと思うか

国や黒石市に対して自分の意見を伝えたいと思うかは、「あまりそう思わない」が32.2%と最も多く、「そう思わない」(17.1%)と合わせた約5割は『そう思わない』と回答しています。

一方で、「ややそう思う」(27.5%)と「そう思う」(14.2%)を合わせた約4割は『そう思う』と回答しています。

■行政機関に対して自分の意見を伝えたいと思うか

【n=211】

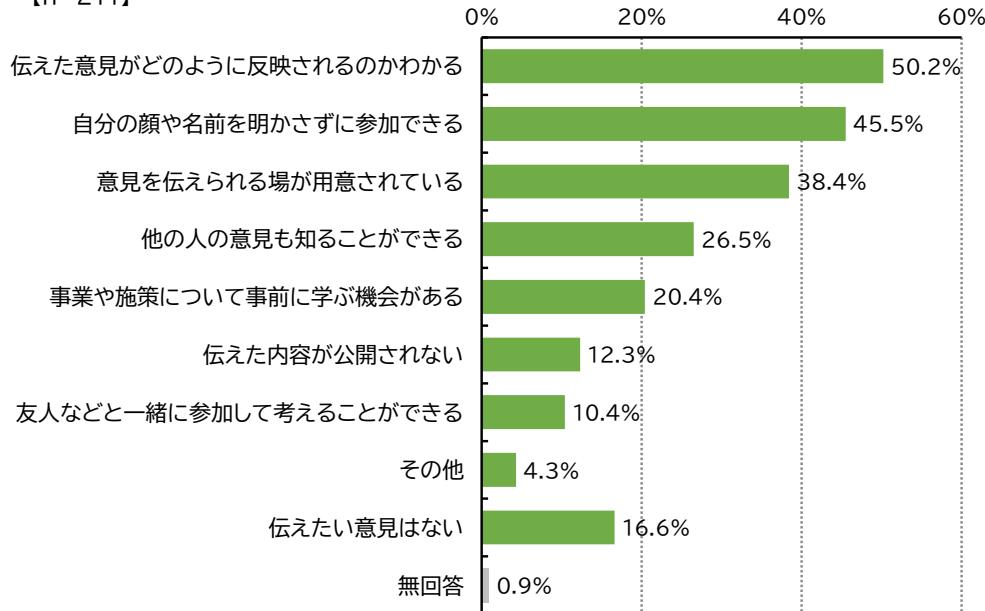


⑫行政機関に対して自分の意見を伝えやすいと思う方法

国や黒石市に対して、どのような方法であれば意見が伝えやすいと思うかは、「伝えた意見がどのように反映されるのかわかる」が50.2%と最も多く、次いで「自分の顔や名前を明かさずに参加できる」(45.5%)、「意見を伝えられる場が用意されている」(38.4%)、「他の人の意見も知ることができる」(26.5%)、「事業や施策について事前に学ぶ機会がある」(20.4%)、「伝えた内容が公開されない」(12.3%)、「友人などと一緒に参加して考えることができる」(10.4%) となっています。

■行政機関に対して自分の意見を伝えやすいと思う方法

【n=211】

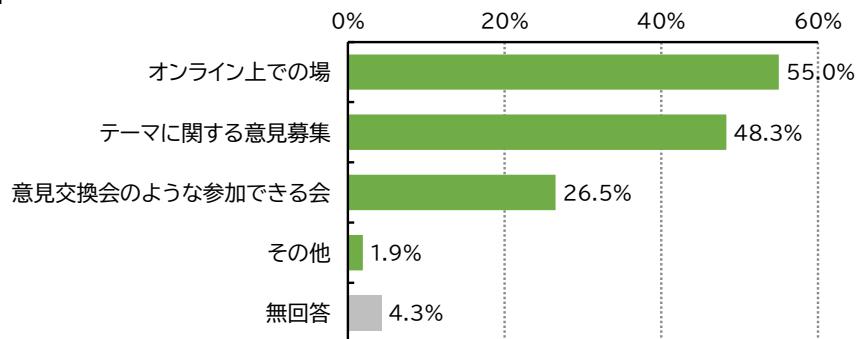


⑬意見を伝える場はどのような形が良いか

意見を伝えられる場はどのような形が良いと思うかは、「オンライン上の場」が55.0%と最も多く、次いで「テーマに関する意見募集」(48.3%)、「意見交換会のような参加できる会」(26.5%) となっています。

■意見を伝える場はどのような形が良いか

【n=211】



9 黒石市の現状に見る今後の課題

(1) 保育サービスの確保

人口推計によると、本市の人口は減少傾向で推移し、少子高齢化の加速化に伴い、児童人口の減少は顕著となっております。しかし、女性の就業率は年々上昇しており、アンケート調査においても就学前児童を持つ母親の就労状況では、9割以上が就労していると回答し、現在就労していない母親においても6割以上に就労意向があり、保育サービスに対する潜在的なニーズもみられることから、現状では定員を下回っていますが、今後の推移を注視し、就労を妨げないよう保育サービスの量の確保に配慮する必要があります。

(2) 多様な保育サービスの充実

アンケート調査によると、「子どもが病気やけがで教育・保育事業を利用できなかった際の対処方法として、病児・病後児保育施設等を利用したいと思ったか」尋ねると、約4割が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答しています。家庭のライフスタイルの多様化、就労形態の多様化などから、保育サービスの量的確保とともに、多様な保育事業の充実が求められています。同時にニーズに合ったサービス利用につながるよう、制度の周知や相談体制の充実が求められます。

(3) 仕事と生活の調和

アンケート調査によると、「予定している子どもの数が希望する子どもの数より少ない」と回答した人に、その理由を尋ねると、「仕事と子育ての両立が難しい」が最も多い回答となっています。また、保護者自身のことで日ごろ悩んでいること、又は気になることは、「子どもとの時間を十分にとれないこと」が最も多い回答となっています。職業生活と家庭生活の両立の難しさがみえることから、国、県や事業者、子育て支援に取り組む団体などと連携しながら、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組が必要とされていることが分かります。

(4) 育児休業について

アンケート調査によると、育児休業制度の利用は、就労している母親の8割以上が取得していますが、父親の取得は1割未満となっています。また、母親が育児休業を取得していない理由では、「職場に育児休業を取りにくくい雰囲気があった」という回答が最も多く、企業や職場の問題も指摘されています。男性、女性がともに育児休暇を取得しやすい環境を整えるためには、職場全体の意識改革と事業所が積極的に子育てを支援する環境を整備していくことが必要です。

※ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと

(5) ヤングケアラーについて

アンケート調査によると、家族の中に、自身が世話をしている人がいるかでは、約2割が「いる」と回答しており、家族の世話をしているため、我慢していることがあるかは、「自分の時間が取れない」、「睡眠が十分に取れない」、「宿題をする時間や勉強する時間が取れない」という回答がみられ、本来大人が担うはずの役割を子どもが担い負担となっていることが考えられます。現状の把握と適切な支援が求められます。

また、家族の世話をしているため、我慢していることがあるかという問い合わせで、9割が「特にない」と回答しており、そのことについて、子ども自身がやりがいを感じていたり、自身の状況を問題と認識していない場合もあるため、周りが気付き、解決に向けて支援をしていくことが求められます。

(6) いじめについて

アンケート調査によると、いじめられた経験では、「ときどきあった」と「よくあった」を合わせた約1割は『あった』と回答しています。また、社会生活等を円滑に送ることができなかつた原因では、「いじめを受けた」が最も多い回答としてあげられています。いじめはいかなる理由があろうとも許されるものではないことから、いじめ防止対策の推進と相談しやすい環境づくり、支援体制の充実が必要です。

(7) 教育について

アンケート調査によると、お子さんにどの段階までの教育を受けさせたいと考えているかについて、理想的な教育段階は、「大学またはそれ以上」が最も多い回答となっていますが、理想と現実の教育段階が異なる理由を尋ねると、「経済的に余裕がないから」という回答が最も多い回答としてあげられています。また、お子さんの進学について心配なことは、「学費等の確保」が最も多くなっています。生まれ育った家庭の経済的理由によって子どもの教育機会が制限されることのないよう、支援制度の充実が求められます。

(8) こどもの貧困について

アンケート調査によると、現在の暮らしの状況をどのように感じているかは、「やや苦しい」、「大変苦しい」を合わせた約6割が『苦しい』と回答しています。また、クラブ活動や部活動へ参加しているかは、経済的に困窮している家庭ほど参加割合が少なく、その理由を尋ねると、「費用がかかるから」の割合が多くなっています。子どもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、子どものその後の人生に影響を及ぼします。子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困の解消に向けた取組を推進することが必要です。

※ヤングケアラー：家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと

(9) 若者の生活について

アンケート調査によると、今後も黒石市に住み続けたいと思うかは、「これからも住み続けたい」が37.9%となっていますが、一方で、約4割は『市外へ出たい（出る予定がある）』と回答しています。また、どのようになれば黒石市に住み続けたい・離れても戻ってきたいと思うかは、6割以上が「税金が安いこと」と回答しており、生活基盤を安定させるための支援が重要です。

(10) 若者の成長支援について

アンケート調査によると、自分の将来について明るい希望を持っているかは、「どちらかといえば、希望がある」が41.7%と最も多く、「希望がある」(18.5%)と合わせた約6割が『希望がある』と回答していますが、「どちらかといえば、希望がない」(27.5%)と「希望がない」(11.8%)を合わせた約4割は『希望がない』と回答しています。多くの若者が将来の目標や夢を持つ一方で、将来に夢や希望を見いだせていない若者も多いため、誰もが夢や希望を持ち、夢に向かって挑戦できるとともに、かなえることができるよう、社会全体で若者の成長を支援する環境づくりが重要です。

第3章

計画の基本方針

第3章 計画の基本方針

1 計画の基本理念（案）

「こども大綱」では、全てのこども・若者の権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

こども・若者が未来に希望を持って成長し、自分らしく幸せな生活を送ることは、元気で賑わいのあるまちづくりにつながります。

こども・若者の健やかな成長を社会全体で支え、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、「こども・若者が未来に希望を持って、幸せに生活を送ることができるまちづくり」を基本理念として掲げ計画を推進します。

基本理念

こども・若者が未来に希望を持って、
幸せに生活を送ることができるまちづくり

2 計画の基本目標

基本理念に基づき、「こども大綱」を踏まえ、以下の4つの基本目標に沿って、総合的に施策を推進します。

I こども・若者の権利を保障し、ライフステージに応じた自分らしい成長を支援する

こどもは、未来を担う存在であるとともに、生まれながらに権利の主体です。こどもの幸せを第一に考え、こどもの利益や権利が最大限に尊重されるよう配慮し、こどもの視点に立った取組を推進します。

また、乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て成人期への移行期にある若者が自分らしく社会生活を送ることができるよう、ライフステージを通じて、社会全体で切れ目なく支えます。

II こども・若者と子育て家庭の安全・安心な暮らしを守る

貧困と格差はこどもやその家族の幸せな状態を損ね、人生における選択可能性を制約し、ひいては社会の安定と持続性の低下にもつながります。全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるように、良好な成育環境を確保します。

また、児童虐待やいじめ、不登校など様々な困難を抱えるこども・若者に対して、家庭、地域、学校をはじめ、保育・保健・福祉・医療などこどもを取り巻く様々な場での気づきや情報連絡による連携を強化し、相談・支援体制の充実に努めます。

III 子育てを行う家庭への支援

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた生活を送っていることは、こどもにとっての幸せにつながります。事業者の意識改革による労働環境の改善、家庭内での意識改革など、男女の働き方改革を進め、仕事と子育ての両立の推進を図ります。

また、こどもたちの成長を社会全体で支えていくためにも、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、行政・企業や地域社会を含めた社会全體が協働した支援施策を推進します。

IV 教育・保育環境の充実

こどもを育てながら、安心して働くことができる環境をつくるため、利用しやすい保育サービスの確保に努め、地域における多様な子育て支援サービスの充実を図るとともに、放課後の児童の居場所を確保し、児童の健全育成を推進します。

3 計画の体系

基本理念

子ども・若者が未来に希望を持って、
幸せに生活を送ることができるまちづくり

基本目標

I	子ども・若者の権利を保障し、 ライフステージに応じた 自分らしい成長を支援する
---	---

II	子ども・若者と子育て家庭の 安全・安心な暮らしを守る
----	-------------------------------

III	子育てを行う家庭への支援
-----	--------------

IV	教育・保育環境の充実
----	------------

主な取組

1	2	3	4	5	就職と結婚を支援するための取組
将来を見据えた教育の充実	適切な教育環境の整備	心身の健やかな成長を促す環境づくり	子ども・若者の権利についての理解促進・啓発		

1	2	3	4	5	こども・若者が安全に生活できる環境づくり
児童虐待防止対策と社会的養護の推進	様々な困難を抱えるこども・若者への支援	こどもの貧困対策	こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	就職と結婚を支援するための取組	適切な教育環境の整備

1	2	3	4	ひとり親家庭への支援
地域子育て支援、家庭教育支援	仕事と生活の調和の実現	子育てや教育に関する経済的負担の軽減	地域子育て支援事業の推進	幼児期の教育・保育の確保

1	2	3	地域子ども・子育て支援事業の推進
子ども・子育て支援制度について	子ども・子育て支援制度について	子ども・子育て支援制度について	幼児期の教育・保育の確保

I	1 こども・若者の権利についての理解促進・啓発	(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
	2 心身の健やかな成長を促す環境づくり	(1) 遊びや体験活動の推進
		(2) こども・若者の生活習慣の形成・定着
		(3) こどもまんなかまちづくりの推進
		(4) こども・若者が活躍できる機会づくり
		(5) こども・若者の可能性を拓げていくためのジェンダーギャップ解消 (6) 性的マイノリティに対する理解の促進
II	3 適切な教育環境の整備	(1) こどもたちのための学校教育の推進 (2) 体罰や不適切な指導の防止
	4 将来を見据えた教育の充実	(1) 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
		(2) 高等教育の修学支援、高等教育の充実
	5 就職と結婚を支援するための取組	(1) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
		(2) 結婚を希望する方への支援
	1 こどもや若者への切れ目がない保健・医療施策の推進	(1) 妊娠前から妊娠、出産、乳幼児期までの切れ目がない保健・医療の確保 (2) 小児医療体制の充実 (3) 学童期・思春期における保健・医療施策の推進 (4) 生涯にわたる保健・医療施策の推進 (5) 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援
		(1) こどもの貧困に対する理解促進 (2) 困難を抱える子どもの早期発見と支援につなげる体制づくり (3) 教育への支援 (4) 社会的な孤立を防ぐための支援 (5) 生活の安定と向上に向けた保護者の就労支援 (6) 生活困窮家庭への経済的支援
		(1) 障がい児・医療的ケア児等への支援 (2) ヤングケアラーへの支援と理解促進 (3) こども・若者の自殺対策 (4) いじめ防止対策の強化 (5) 不登校のこどもへの支援 (6) こども・若者の視点に立った居場所づくり (7) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援体制の充実
		(1) 児童虐待防止対策の強化 (2) 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

Ⅱ	5 こども・若者が安全に生活できる環境づくり	(1) こどもが安全・安心にインターネットを利用できる環境整備
		(2) こども・若者を犯罪被害や事故、災害から守るための環境整備
		(3) 非行防止と自立支援
Ⅲ	1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	(1) 子育てや教育に関する切れ目のない経済的負担軽減
	2 地域子育て支援、家庭教育支援	(1) 地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進
	3 仕事と生活の調和の実現	(1) 共働き・共育ての推進
	4 ひとり親家庭への支援	(1) ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援
Ⅳ	1 子ども・子育て支援制度について	(1) 子ども・子育て支援給付
		(2) 子どものための教育・保育給付の認定区分
		(3) 子育てのための施設等利用給付の認定区分
		(4) 教育・保育施設の状況
		(5) 地域子ども・子育て支援事業
		(6) 黒石市における区域設定
		(7) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保
	2 幼児期の教育・保育の確保	(1) 教育・保育給付事業
	3 地域子ども・子育て支援施策の推進	(1) 利用者支援事業
		(2) 地域子育て支援拠点事業
		(3) 妊婦健康診査事業
		(4) 乳児家庭全戸訪問事業
		(5) 養育支援訪問事業
		(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (その他要保護児童等の支援に資する事業)
		(7) 子育て世帯訪問支援事業《新規》
		(8) 児童育成支援拠点事業《新規》
		(9) 親子関係形成支援事業《新規》
		(10) 妊婦等包括相談支援事業《新規》
		(11) 産後ケア事業《新規》
		(12) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）《新規》
		(13) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
		(14) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)
		(15) 一時預かり事業
		(16) 延長保育事業（時間外保育事業）

IV	3 地域子ども・子育て支援施策の推進	(17) 病児保育事業
		(18) 放課後児童健全育成事業
		(19) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
		(20) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

第4章

取り組むべき施策の展開

第4章 取り組むべき施策の展開

I こども・若者の権利を保障し、 ライフステージに応じた自分らしい成長を支援する

《評価指標》

本計画が掲げる基本理念の実現に向けて、「I こども・若者の権利を保障し、ライフステージに応じた自分らしい成長を支援する」に関する評価指標を定め、計画の進捗状況の確認及び評価を行います。

評価指標	現状値	目標値 (R11)
学校開放施設延べ利用者数	36,171人 (R5)	36,500人
肥満傾向にある子どもの割合の減少 (小学5年生の軽度・中等度・高度肥満傾向の割合)	15.2% (R5)	12.7%
3歳児でう歯のない者の割合	81.7% (R4)	85.2%
就業体験学習の受入れ	実施 (R5)	実施
ひろさき広域出愛サポートセンター及びあおもり出会いサポートセンター新規利用者登録者数	17人 (R5)	30人
今後も黒石市に住み続けたいと思う人の割合	37.9%	50%

1 こども・若者の権利についての理解促進・啓発

国連の「子どもの権利条約」では、「全ての子どもが生命・生存・発達を保障されること」、「子どもに関することは、常に、子どもの最善の利益が第一に考慮されること」、「子どもは自らに関係のあることについて自由に意見が言え、大人はその意見を子どもの年齢や発達段階に応じて十分に考慮すること」、「全ての子どもが、個人としての尊厳が守られ、いかなる理由でも不当な差別的取扱いを受けることがないようにすること」といった4つの基本原則が定められています。

子ども・若者本人や、子どもと若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わる大人に対して子どもが権利の主体であることを広く周知し、子どもの権利や人権の問題について社会全体で共有することが重要です。

また、子どもが自らの権利について学び、自らを守る方法や困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、子どもの権利に関する理解促進や人権教育を推進していくことが必要です。

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

取組の方向性

- ▶いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等、子どもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させる取組をいじめ問題対策連絡協議会を中心に推進します。
- ▶困難を抱えながらもSOSを発信できていない子ども・若者にアウトリーチするために、子ども・若者や子ども・若者に関わり得る大人を対象に人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める啓発活動を実施します。

●関連する主な事業等●

事業・施策	内 容	担当課
人権尊重の理解促進・啓発	人権尊重理念の普及、高揚を図るため、人権相談、人権啓発事業、小学校児童を対象とした人権教室を実施し、生命の尊さ・大切さ等の啓発を推進します。	市民環境課
家庭相談事業	子どもの養育、家庭環境、心やからだの悩み、虐待など子どもや家庭が抱える様々な相談に応じます。	こども家庭センター
要保護児童対策協議会	支援対象児童等に関する情報交換、定期的な状況のフォロー、支援方針の見通しなど関係機関・団体と協議します。	こども家庭センター
いじめ問題対策連絡協議会	いじめの防止等に関する機関及び団体の連携強化を図ります。	指導課

※アウトリーチ：「手を伸ばすこと」を意味する英語から派生した言葉で、必要な人に必要なサービスと情報を届ける積極的な行動

2 心身の健やかな成長を促す環境づくり

将来、社会を生き抜く資質・能力を身に付けた大人になるためには、子どもの頃から様々な活動に挑戦し、多様な経験を積み重ねていくことが必要です。

遊びや体験活動は子ども・若者の健やかな成長の原点であり、言語や数量等の感覚などの認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの社会情動的スキルの双方を育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康の維持につながり、ひいては、生涯にわたる幸せにつながります。

このような遊びや体験活動の重要性、学びへのつながりや、その機会を保障することの重要性を改めて認識した上で、地域や成育環境によって体験活動の機会に格差が生じないよう、行政、地域、学校、教育・保育施設、家庭、民間団体等が連携・協働し、豊かな自然環境の中で文化芸術活動を行うことができる施設の整備を進めるほか、地域資源を活かした遊びや体験の場を創出していくきます。

また、子どもや若者が心身ともに健やかに成長していくため、食事をはじめとする基本的な生活習慣の形成から生活リズムの向上を図っていくことが求められます。

(1) 遊びや体験活動の推進

取組の方向性

- ▶子どもの主体的な活動を大切にしながら、多様な遊びや体験を通じて乳幼児の健全な心身の発達を図るため質の高い幼児教育・保育を推進します。
- ▶子どものリアルな体験活動の充実を図るため、様々な文化芸術に触れることができる環境づくりや創造性と感性を育むため、豊かな自然環境や地域資源を活かした体験ができる機会を創出します。
- ▶黒石市の生活文化や知恵、伝統芸能などの地域文化を子どもたちに教え、地域文化の保存・伝承を通じて、子どもと大人の郷土愛の醸成や社会力の育成を推進していきます。
- ▶言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにするための読書活動を推進します。

●関連する主な事業等●

事業・施策	内 容	担当課
りんごクラブと地区協議会との共同イベントの実施	各地区的りんごクラブ（放課後児童クラブ）と地区住民との交流を目的とし実施します。	子育て支援課
母親クラブへの活動支援	児童の健全な育成を図ることを目的とし、地域組織活動に対して補助金を交付します。	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子の相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供します。	子育て支援課
子ども体験学習会	市内の小学生を対象に、レクリエーションや軽スポーツなどの様々な体験活動を実施します。	社会教育課
(仮称) 黒石市立子ども美術館整備事業	幼少期の子どもから高齢者までの幅広い年代が共に芸術と文化を起点とした学びの場を創る地域教育の拠点とします。	文化スポーツ課
読書活動推進事業	黒石市立図書館及びくろいしほるふ子ども館において、おはなし会や工作イベント、出前おはなし会等を実施します。	社会教育課
ブックスタート事業	乳幼児の健やかな心の発達を促すため、絵本の贈呈と読み聞かせを行います。	健康推進課 社会教育課

(2) こども・若者の生活習慣の形成・定着

取組の方向性

- ▶子どもの生活リズムの向上を図っていくため「早寝早起き朝ごはん」運動など、子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる運動を推進します。
- ▶乳幼児期は、子どもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であり、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期です。青森県内は、幼児期から肥満傾向児は高い割合で推移しており、肥満対策も課題のひとつであることから、子どもの発達に応じた食生活や基本的生活習慣を身に付けることができるよう、普及啓発を推進します。

●関連する主な事業等●

事業・施策	内 容	担当課
食育推進事業	市内の小中学生を対象に、子どもの頃からの生活習慣や健康的な食生活（肥満を起因とする生活習慣病や重症化予防）に関する正しい知識について健康教育を行います。また、食育アンケート調査により、問題を把握し、学校・家庭と連携した取組を行います。	健康推進課
出前講座による健康教育	幼児の健康や生活習慣病について希望に応じて出向いて講話を行います。	健康推進課
食生活改善推進員と連携した取組	より良い食習慣の確立と改善により、生活習慣病を予防し、健康づくりの推進を図るため食生活改善推進員と連携して事業を実施します。	健康推進課
乳幼児健診	乳幼児健診実施時に、生活習慣・栄養・歯科保健指導の充実を図り、将来の生活習慣病予防につなげるよう支援します。	健康推進課
子宮頸がん検診	20歳以上の女性（2年に1回）を対象に実施し、早期発見、早期治療により、死亡率の減少を目指します。	健康推進課
歯周疾患検診	20・30・40・50・60・70歳の者を対象に実施し、歯周疾患予防をすることで生活習慣病予防や歯の喪失防止を図ります。	健康推進課
健康教室	生活習慣病の予防や心の健康などに関する正しい知識の普及を図るとともに、健康に対する意識の向上を促します。	健康推進課
地域健康づくり相談事業	住民の生活に近い公民館へ地区担当保健師と生活支援コーディネーターが出向き、健康や生活の困りごとに対し相談を受けます。また、健康機器を活用した健康づくり体験も実施します。	健康推進課
健康づくり市民のつどい	市民の健康意識の高揚と健康に関する正しい知識の普及を図るため、こころや健康に関する情報提供、相談などを実施し、健康づくりに積極的に取り組めるよう、黒石りんごまつりと連携し実施します。	健康推進課

(3) こどもまんなかまちづくりの推進

取組の方向性

- ▶こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速化し、令和8年度に予定されている市内10地区にある公民館等のコミュニティセンター化を機にあらゆる世代が交流する拠点となるよう地区協議会活動を支援します。
- ▶すべての人が安全・安心に外出できるように、道路、公園、公共施設等において、段差の解消等のバリアフリー化に努め、公共施設等への多目的トイレ、授乳コーナー、おむつ替えの場所の設置などを推進します。

●関連する主な事業等●

事業・施策	内 容	担当課
黒石運動公園長寿命化事業	こどもが安全に安心して利用することができるよう、運動公園内にある施設の改修をし、環境維持を図ります。	都市建築課
都市公園改修事業	憩いの場としての都市公園の遊具を補修し、誰でも安心して利用できる環境の維持に努めます。	都市建築課
子どもの遊び場の維持管理	市内にある遊具等の点検、改修を行い、子どもの遊び場を確保します。	子育て支援課
黒石市役所わのまちセンターの管理	こども広場、赤ちゃん広場など子育て世代を中心に幅広い世代の市民の利用を促進します。	総務課財産管理室 福祉総務課

(4) こども・若者が活躍できる機会づくり

取組の方向性

- ▶こども・若者が、一人一人異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、未来を切り開いていくよう、異文化や多様な価値観、地域の伝統文化への理解促進や、外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育、教養教育、国際交流を推進します。

●関連する主な事業等●

事業・施策	内 容	担当課
外国語指導助手配置事業	こどもたちの国際的な感覚を養うために学校に外国語指導助手を配置します。	指導課
英語検定受検費用補助	小学6年生及び中学生の英語の学力向上と人材育成を目的に英語検定受検料の一部を助成します。	指導課
算数・数学UPる先生事業	児童生徒が、より学習理解を深められるよう、算数・数学を中心とした教科指導を行う指導員を配置します。	指導課
(仮称) 黒石市立子ども美術館整備事業（再掲）	幼少期のこどもから高齢者までの幅広い年代が共に芸術と文化を起点とした学びの場を創る地域教育の拠点とします。	文化スポーツ課

(5) こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップ解消

取組の方向性

- ▶こども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、地域や家庭、職場、学校教育等を通じ、男女平等意識や男女共同参画意識の普及定着を図ります。
- ▶こどもに身近な存在の大である教職員や保護者等が、性別に基づく固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を持つことがないよう、男女共同参画を推進するための研修や周知啓発等の取組を推進します。

●関連する主な事業等●

事業・施策	内 容	担当課
くろいし男女共同参画推進プラン	性別や年齢にかかわりなく、全ての人が個性と能力を發揮し、誰にとっても住みよい社会を形成するという男女共同参画への理解と意識啓発を図るため、プランを策定しています。	企画課
未来塾「女・男・輝かせて」	すべての市民に多様な学習機会を提供することで意識の啓発を図り、個々がいきいきと暮らせる男女共同参画社会づくりを推進するため、セミナーを開催します。	企画課
生徒指導連絡協議会	市内小・中学校の生徒指導に関する諸問題について共通理解を図り、児童生徒の健全育成に努めます。	指導課

(6) 性的マイノリティに対する理解の促進

取組の方向性

- ▶性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の着実な普及等の必要な施策を講ずるよう努めます。
- ▶学校教育や社会教育における人権教育を通じて、多様性に対する理解、自他の人権尊重等の態度を育む取組を進め性的マイノリティのこども・若者に関する理解促進に努めます。

※ジェンダーギャップ：男女の性差によって生じる、社会進出や教育などの様々な格差のこと

※性的マイノリティ：性的における事象での少数派のことで、身体的性、性自認、性的志向、性的嗜好の4つの要素で判断される

※ジェンダーアイデンティティ：自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識

●関連する主な事業等●

事業・施策	内 容	担当課
くろいし男女共同参画推進 プラン（再掲）	性別や年齢にかかわりなく、全ての人が個性と能力を發揮し、誰にとっても住みよい社会を形成するという男女共同参画への理解と意識啓発を図るため、プランを策定しています。	企画課
未来塾「女・男・輝かせて」（再掲）	すべての市民に多様な学習機会を提供することで意識の啓発を図り、個々がいきいきと暮らせる男女共同参画社会づくりを推進するため、セミナーを開催します。	企画課
出前講座による性的マイノリティへの理解	性的マイノリティに関する基礎知識を学び、皆が自分らしく生きることができる社会について考えます。	企画課
生徒指導連絡協議会 (再掲)	市内小・中学校の生徒指導に関わる諸問題について共通理解を図り、児童生徒の健全育成に努めます。	指導課

3 適切な教育環境の整備

学童期は、子どもが身体的・心理的に大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性を育む大切な時期です。自らのことを客観的に捉えられるようになり、善悪の判断や規範意識を形成するとともに、集団生活で様々な課題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付けます。学童期の子どもが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要です。

また、思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、他者との関わりや社会との関わりの中で、アイデンティティを形成していく時期であるとともに、自らの存在について様々な葛藤を抱えたり、家族や友人関係、恋愛などの人間関係に悩む繊細な時期でもあることから、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されることがないよう支えていくことが望されます。

(1) こどもたちのための学校教育の推進

取組の方向性

- ▶学校が単に学ぶだけの場ではなく、子どもが安全に安心して過ごし、他者と関わりながら育つことができる大切な居場所の一つとなるように、子どもの最善の利益の実現を図る観点から学校教育の質の向上に努めます。
- ▶将来にわたり子ども・若者がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるよう、地域で子どもを育てる体制を構築した上で、部活動の地域移行やスポーツの推進を図るために、地域のスポーツ・文化芸術環境の整備に努めます。
- ▶学校における働き方改革、指導・運営体制の充実の一体的推進、1人1台端末やデジタル教科書の活用などを進め、一人一人の子どもの可能性を伸ばしながら、教職員が本来求められる役割に対してその力を存分に発揮できるよう支援します。

●関連する主な事業等●

事業・施策	内 容	担当課
黒石市立学校部活動の地域移行に関する検討委員会	部活動の地域移行に係る仕組みづくりに関すること等を検討します。	指導課 文化スポーツ課
児童生徒への1人1台端末の整備	市内小中学校の児童生徒へ端末を整備し、学習に活用します。	学校教育課
学校施設開放事業	地域住民に体育活動普及振興のため、市内4小学校・2中学校の学校施設を開放します。	文化スポーツ課

(2) 体罰や不適切な指導の防止

取組の方向性

▶体罰はいかなる場合も許されるものではなく、学校教育法で禁止されていることや生徒指導摘要等においても、教職員による体罰や不適切な指導等については、部活動を含めた学校教育全体で、いかなる子どもに対しても決して許されないと示されていることを踏まえ、教職員への講習、研修などを行い、体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組を強化します。

●関連する主な事業等●

事業・施策	内 容	担当課
部活動指導員研修会	部活動指導員、各中学校の部活動担当教諭に対して、体罰を行わないなど部活動での指導について研修を行います。	指導課 文化スポーツ課
スクールソーシャルワーカー等の配置	スクールソーシャルワーカーの配置やスクールカウンセラーの派遣をし、子ども、保護者、教職員への相談・支援体制の充実を図ります。	指導課

※スクールソーシャルワーカー：児童・生徒が抱えている問題に対して、保護者や教職員、関係機関と連携しながら解決に向けた支援を行う専門職

※スクールカウンセラー：学校に配置されている心理の専門職で、児童・生徒、教職員、保護者など、学校に関わる人々の心のケアを行う

4 将来を見据えた教育の充実

青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間として、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期です。また、人生における様々なライフイベントが重なる時期でもあり、自らの価値観や生き方を確立しようとしながらも、社会的な役割や責任に対する不安を感じる時期もあります。

青年期の若者が、自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組や相談支援が求められます。

(1) 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

取組の方向性

- ▶ こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達の程度等に応じて身に付けることができるよう、主権者教育を推進します。
- ▶ こども・若者が消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持つて行動できるよう、教育機関や関係団体との連携・協働による消費者教育を推進します。
- ▶ 社会保障の意義や仕組みを理解し、必要な制度を活用できるようにするとともに、変化する社会における社会保障について当事者意識を持てるようにするために、社会保障教育の取組を推進します。
- ▶ 学校、地域・社会、産業界等が連携・協働して取り組む体験的な活動など、各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育を推進します。

●関連する主な事業等●

事業・施策	内 容	担当課
選挙出前講座の実施	将来の有権者である小中学校の児童生徒や高校生を対象に、政治や選挙に対して関心を高めるよう、選挙の重要性について学習の機会を設けます。	選挙管理委員会
小学生キッズハローワークの開催	市内の小学5年生を対象にキャリア教育の一環として職業体験を実施します。	商工課 指導課
認知症サポーター養成講座	児童・生徒対象に、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を地域で見守るサポーターの養成講座を実施します。	地域包括支援センター

※キャリア教育：こども達が自分の将来を考えるときに必要な知識やスキル、心理的・社会的な力を身に付ける教育のこと

(2) 高等教育の修学支援、高等教育の充実

取組の方向性

- ▶家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育段階の修学支援を実施します。
- ▶在学段階から職業意識の形成支援を行い、学生のキャリア形成支援やライフプランニング教育を推進します。

●関連する主な事業等●

事業・施策	内 容	担当課
くろいし若者みらい応援奨学金返還サポート	黒石市に居住しながら奨学金を返還している方に対して、補助金を交付し、奨学金の返還を支援します。	企画課
就業体験学習の受入れ	学生に対して市における就業体験の機会を提供し、学生の職業意識の向上を深めることを目的とし、就業体験(インターンシップ)の受入れを積極的に行います。	総務課

※ライフプランニング教育：若者が各人の能力や適性、学びや職業、ライフイベント（結婚、出産、育児等）を総合的に考え、主体的に将来を選択する能力・態度を身に付ける教育

5 就職と結婚を支援するための取組

全国どの地域に暮らす若者にとっても、経済的な不安がなく、良質な雇用環境の下、将来への展望を持ち生まれ育った地域で生活できるよう、就業支援の取組を促進する必要があります。特に、地方から若者、中でも女性が都市部に流出していることは本市も同様であるため、地方においては、持続的に若い世代の所得が向上し、若者や女性が活躍できる就業環境の充実に向けた取り組みが必要です。

また、結婚は個人の自由意思によるものですが、結婚を望む若者にとって結婚の希望が叶えられない大きな理由としては、経済的事情や仕事の問題などのほか「適当な相手にめぐり会わないから」であることから、出会いの機会・場の創出支援について、より効果の高い取組を地域の実情に応じて行っていく必要があります。

(1) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

取組の方向性

- ▶就職活動段階におけるマッチングの向上を図るとともに、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるような支援や、離職した若者が早期に再就職するための支援をハローワーク等と連携して行います。
- ▶関係機関と連携しながら、失業や離職、病気など様々な理由により経済的に暮らしの不安や困りごとを感じている若者に対する相談支援を推進します。

●関連する主な事業等●

事業・施策	内 容	担当課
高校生企業説明会の開催	ハローワークと連携し、説明会を開催します。	商工課
ハローワークからの求人倍率・就職倍率等の月報告	ハローワークからの求人倍率等を月ごとにお知らせします。	商工課
国、県支援制度の紹介	国、県で実施している就労支援制度を紹介しています。	商工課
くろいし若者みらい応援奨学金返還サポート（再掲）	黒石市に居住しながら奨学金を返還している方に対して、補助金を交付し、奨学金の返還を支援します。大学等卒業後の新生活・結婚・子育て時期の経済的負担の軽減を図ります。	企画課
生活困窮者自立支援相談支援事業	さまざまな要因による就職や住まい、経済的な困りごと等、問題や悩みなどの生活全般について相談を受け、関係機関等と連携しながら問題解決に向けた支援を行います。	福祉総務課

(2) 結婚を希望する方への支援

取組の方向性

- ▶結婚の意欲はあるが、出会いの機会が少ない男女が結婚の希望が叶えられるよう、弘前圏域定住自立圏において連携します。
- ▶結婚に向けた「出会い」の機会・場の創出に取り組みます。

●関連する主な事業等●

事業・施策	内 容	担当課
あおもり出会い系サポートセンター共同運営	A I を活用したマッチングシステムを運用し、結婚を希望する男女の出会いを支援しています。	企画課
弘前圏域定住自立圏婚活連携施策	弘前圏域 8 市町村が連携し、会員制のお見合い事業を実施しています。	企画課

II こども・若者と子育て家庭の安全・安心な暮らしを守る

《評価指標》

本計画が掲げる基本理念の実現に向けて、「II こども・若者と子育て家庭の安全・安心な暮らしを守る」に関する評価指標を定め、計画の進捗状況の確認及び評価を行います。

評価指標	現状値	目標値 (R11)
出生数	142 人 (R5)	142 人
産前・産後サポート事業の延べ利用者数	595 人 (R5)	595 人
生活困窮者自立支援相談件数	75 件 (R5)	100 件
子ども発達巡回支援事業の利用施設数	11 施設 (R5)	15 施設
自分の将来が楽しみだと思う割合	36.4%	現状値より増加
放課後児童クラブの利用希望者受け入れ率	100%	100%

1 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付けることに加え、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進することが必要です。家庭生活に困難を抱える特定妊婦等に対しては、必要としている支援に確実につながるよう、切れ目のない支援体制を構築することが求められています。

また、慢性疾病や難病を抱えるこども・若者について、医療費の助成を行うとともに、自立を支援するための相談支援や就労支援等を推進していきます。

※プレコンセプションケア：妊娠前の健康管理という意味で、女性やカップルを対象として将来の妊娠のための健康管理を促す取組

(1) 妊娠前から妊娠、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

取組の方向性

- ▶安全・安心な妊娠・出産・育児ができるよう周産期医療の関係者と医療、保健、福祉等の関係者等との連携体制を強化し、あわせて、里帰り出産を行う妊産婦に対する支援及び医療と保健の連携を推進します。
- ▶母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行うことも家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目ない継続的な支援を提供できる体制を構築します。
- ▶産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実を図ります。
- ▶不妊症、不育症及び不妊治療に関する相談・指導や知識の普及啓発等の充実に努めます。

●関連する主な事業等●

事業・施策	内 容	担当課
利用者支援事業	こどもが心身共に健やかに成長できるよう、母子保健事業や子育て支援事業が円滑に利用できるように、相談窓口を設置し支援します。	こども家庭センター
妊婦等包括相談支援事業	妊娠届出と母子健康手帳交付時の面談、妊娠8か月頃のアンケート、出産後の赤ちゃん訪問で妊産婦の心身の健康状態や生活状況を把握し、必要な支援につなげます。	こども家庭センター
ハイリスク妊産婦アクセス支援事業	妊産婦が、治療や出産、子の面会のため、周産期母子医療センターへ通院した際に係る交通費等を助成します。	こども家庭センター
産後ケア事業	産後早期の母子に対して、母乳相談や乳房ケア、育児不安へのケアを実施し、安心して子育てができるように支援します。	こども家庭センター
産前・産後サポート事業	妊娠期から子育て期までの母子保健や育児に関する各種相談支援を行うとともに、母親同士、父親同士の交流の場を提供し、家庭や地域での孤立化の解消を図ります。	こども家庭センター
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭をすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスにつなぎます。	こども家庭センター
母子手帳の交付	妊娠期から乳幼児期までの母子の健康に関する情報を記録、管理し母子の健康を守ります。	健康推進課
妊産婦保健指導	妊婦連絡票に基づき指導をし、健康診査の重要性の普及啓発、確実な受診の勧奨をし、健康管理、異常の早期発見、適正医療等妊産婦の支援をします。	健康推進課
妊産婦健康診査	健康診査により妊婦・胎児・産婦の健康を守り、安心して妊娠・出産できる環境の充実を図ります。	健康推進課
妊娠糖尿病フォローアップ（糖尿病発症予防）事業	妊娠糖尿病と診断された者に対し、産後の健康状態を把握し保健指導を行います。産後医療管理下にない場合には年1回血液検査等を実施し、40歳まで経過観察を行います。	健康推進課

事業・施策	内 容	担当課
新生児聴覚検査	先天的な耳の聞こえの障がいを早期に発見し、適切な療育や医療を受けることができるよう、新生児聴覚検査を行います。	健康推進課
乳幼児健診（再掲）	健診を実施し、乳幼児の発育・発達の観察、異常の早期発見、早期治療を促し、受診結果に基づき適切な医療機関の受診等ができるよう支援するとともに、育児不安の傾聴、相談、指導を行い、健康の保持及び増進を図ります。	健康推進課
乳幼児発達相談・乳幼児療育相談	言語及び精神発達について早期発見、早期支援体制の充実を図り、子どもの心身の発達を促すとともに、育児不安の解消につなげます。	健康推進課
歯科疾患予防・歯科健（検）診事業	乳幼児、保護者、妊婦を対象に口腔清掃指導、歯科健（検）診を実施し、知識の普及や指導をすることで、保護者の口腔衛生意識を高め、保護者及び子どもの口腔衛生環境を守ります。 また、フッ化物歯面塗布の実施と重要性、かかりつけ歯科医をもつ必要性の普及啓発による、う歯予防対策を行います。	健康推進課
風しん抗体検査及び麻しん風しん混合、風しん任意予防接種費用助成事業	風しんのまん延、先天性風しん症候群の発生を予防し、安心して出産・子育てができる環境づくりを図ります。	健康推進課
訪問・相談支援	新生児・妊娠婦・未熟児等に対して訪問指導及び相談を行い、母子の健康の保持増進を図ります。	健康推進課

(2) 小児医療体制の充実

取組の方向性

- ▶ こどもが地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制の充実に努めます。
- ▶ 小児医療の関係者と医療、保健、福祉、教育等の関係者等との連携体制の構築を図り、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制を確保する等、地域の子どもの健やかな成育の推進を図ります。
- ▶ 保護者の不安軽減、小児医療に係る医療機関の負担軽減を図るため、「小児救急電話相談（#8000）」等の普及啓発に努めます。

●関連する主な事業等●

事業・施策	内 容	担当課
乳幼児定期予防接種の実施	こどもが健やかに育つために、予防接種に対する正しい知識の普及を図るとともに、感染の恐れがある疾病的発症及びまん延を予防するため、乳幼児定期予防接種を実施しています。	健康推進課
休日、救急医療に係る情報提供	休日の市内の救急当番医、休日・夜間の救急医療の情報を提供しています。	健康推進課

(3) 学童期・思春期における保健・医療施策の推進

取組の方向性

- ▶ こども・若者が、自らの発達の程度に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよう、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を推進します。
- ▶ 思春期は、こどもから大人へと成長・発達していく重要な時期であることから、飲酒や喫煙、薬物乱用等の防止に関する教育・相談・情報提供等について、家庭や学校、関係機関と連携を図りながら啓発活動を進めます。

●関連する主な事業等●

事業・施策	内 容	担当課
思春期教室	こども・若者が自らの発達の程度に応じて、心身の健康や「性」に関する正しい知識を身に着けられるよう、専門職による出前授業等を行います。	こども家庭センター
出前講座による健康教育（再掲）	幼児の健康や生活習慣病について希望に応じて出向いてお話をします。	健康推進課
各小・中学校における性教育、薬物乱用防止教育の推進	市内各小・中学校において、性教育及び喫煙、飲酒などの心身に与える悪影響について教育しています。	指導課

(4) 生涯にわたる保健・医療施策の推進

取組の方向性

- ▶ 男女を問わず、性や健康に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアを推進します。
- ▶ 思春期、妊娠、出産等のライフステージに応じ、家庭・学校・地域・関係機関と連携を図りながら、健康教育と相談事業の充実を図ります。

●関連する主な事業等●

事業・施策	内 容	担当課
健康相談	心身の健康に関すること等個別の相談に応じ、助言指導を行います。	健康推進課
健康教室（再掲）	生活習慣病の予防や心の健康などに関する正しい知識の普及を図るとともに、健康に対する意識の向上を促します。	健康推進課

(5) 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

取組の方向性

- ▶慢性疾患を抱え、その治療が長期間にわたり身体面、精神面及び経済面で困難な状況に置かれているこどもやその家族を支援するため、医療費助成を行います。
- ▶幼少期から慢性疾病に罹患しているため、学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られ、自立を阻害しているこども等について、自立を支援するための相談支援や就労支援等を推進します。
- ▶慢性疾病・難病を抱えるこども・若者の養育者が、一時的に養育や介護から離れて休息できるようレスパイトケアを推進します。

●関連する主な事業等●

事業・施策	内 容	担当課
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病により長期にわたり療養を必要とする児童が、在宅で安心して生活できるよう、日常生活用具を給付します。	福祉総務課
障害児相談支援	障害児通所支援を利用しようとする障がいのあるこどもの心身の状況、家庭環境、保護者の意向等を総合的に勘案し、サービスの適切な利用ができるよう計画を作成し、必要な支援を行います。	福祉総務課
未熟児養育医療給付事業	未熟児の養育に係る医療費を助成します。	子育て支援課
子ども医療費給付事業	0歳から18歳までの児童の医療費自己負担分を無料化し、保護者の負担軽減を図ります。	子育て支援課

※レスパイトケア：介護等をおこなう家族や養育者が一時的に介護から離れ、休息やリフレッシュをするために実施されるサービス

2 子どもの貧困対策

貧困によって、日々の食事に困る子どもや、学習の機会や部活動・地域クラブ活動に参加する機会を得られない子ども、進学を諦めざるを得ないなど権利が侵害されている子どもがいます。子どもの貧困を解消し、貧困による困難を強いられることがないような社会をつくることが求められています。

子どもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、子どもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題であることから、子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切り、一人一人の豊かな人生の実現につなげていく必要があります。

貧困の状況にある子ども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援が必要です。

また、保護者の就労支援において、子育て当事者の安定的な経済基盤を確保する観点から、単に職を得るにとどまらず、所得の増大、職業生活の安定と向上のための支援を進め、仕事と両立して安心して子どもを育てられる環境づくりを推進する必要があります。

(1) 子どもの貧困に対する理解促進

取組の方向性

- ▶子どもの貧困は家庭の自己責任ではなく社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識の下、市、民間の企業・団体等の連携・協働により、子どもの貧困に対する市民の意識啓発に取り組みます。

●関連する主な事業等●

事業・施策	内 容	担当課
生活困窮者自立支援相談支援事業（再掲）	さまざまな要因による就職や住まい、経済的な困りごと等、問題や悩みなどの生活全般について相談を受け、関係機関等と連携しながら問題解決に向けた支援を行います。	福祉総務課
家庭相談事業（再掲）	子どもの養育、家庭環境、心やからだの悩み、虐待など子どもや家庭が抱える様々な相談に応じます。	こども家庭センター

(2) 困難を抱える子どもの早期発見と支援につなげる体制づくり

取組の方向性

- ▶子どもが抱えている貧困の状況は多様で見えにくいことから、社会全体で子どもの貧困に関する理解を深め、学校や地域、関係機関と連携し、プライバシーに配慮しながら支援を必要とすることの見守りやアウトリーチ支援を行います。

●関連する主な事業等●

事業・施策	内 容	担当課
要保護児童対策協議会（再掲）	支援対象児童等に関する情報交換、定期的な状況のフォロー、支援方針の見通しなど関係機関・団体と協議します。	こども家庭センター
スクールソーシャルワーカー等の配置（再掲）	スクールソーシャルワーカーの配置やスクールカウンセラーの派遣をし、子ども、保護者、教職員への相談・支援体制の充実を図ります。	指導課

(3) 教育への支援

取組の方向性

- ▶全ての子ども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、夢や希望を持ち、挑戦できるよう、学習環境の整備や教育費の負担軽減など総合的な対策を進めます。

●関連する主な事業等●

事業・施策	内 容	担当課
就学援助事業	経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し必要な援助を行い、保護者の負担軽減を図ります。	学校教育課
学校給食費無償化	小中学校の給食費を無償化し保護者の負担軽減を図ります。	学校教育課
くろいし若者みらい応援奨学金返還サポート（再掲）	黒石市に居住しながら奨学金を返還している方に対して、補助金を交付し、奨学金の返還を支援します。大学等卒業後の新生活・結婚・子育て時期の経済的負担の軽減を図ります。	企画課
英語検定受検費用補助（再掲）	小学6年生及び中学生の英語の学力向上と人材育成を目的に英語検定受検料の一部を助成します。	指導課

(4) 社会的な孤立を防ぐための支援

取組の方向性

- ▶親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図ります。
- ▶様々な環境にあるこどもが安全で安心できる居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進めます。

●関連する主な事業等●

事業・施策	内 容	担当課
家庭相談事業（再掲）	子どもの養育、家庭環境、心やからだの悩み、虐待などこどもや家庭が抱える様々な相談に応じます。	こども家庭センター
利用者支援事業（再掲）	こどもが心身共に健やかに成長できるよう、母子保健事業や子育て支援事業が円滑に利用できるように、相談窓口を設置し支援します。	こども家庭センター
妊婦等包括相談支援事業（再掲）	妊娠届出と母子健康手帳交付時の面談、妊娠8か月頃のアンケート、出産後の赤ちゃん訪問で妊娠婦の心身の健康状態や生活状況を把握し、必要な支援につなげます。	こども家庭センター
産前・産後サポート事業（再掲）	妊娠期から子育て期までの母子保健や育児に関する各種相談支援を行うとともに、母親同士、父親同士の交流の場を提供し、家庭や地域での孤立化の解消を図ります。	こども家庭センター

(5) 生活の安定と向上に向けた保護者の就労支援

取組の方向性

- ▶ひとり親家庭を含む生活が困難な状況にある世帯に対し、生活基盤の安定を図るため、就業相談を受けるとともに関係機関へつなぐまでの一貫した伴走支援を行います。

●関連する主な事業等●

事業・施策	内 容	担当課
被保護者就労支援事業	被保護者の就労の支援に関する問題について、必要な情報の提供及び助言を行い、経済的自立の促進を図ります。	福祉総務課
一時預かり事業	育児疲れや緊急の場合など、一時的に家庭での保育が困難となった児童を保育所等で保育します。	子育て支援課
延長保育事業	通常の利用日及び利用時間以外の日、及び時間において延長保育を実施します。	子育て支援課
母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業	ひとり親家庭の母又は父が看護師等の資格取得のため養成機関に通う場合給付金等を支給し経済的支援を行います。	子育て支援課

(6) 生活困窮家庭への経済的支援

取組の方向性

- ▶子育て当事者の日々の生活を安定させる観点から、様々な支援を組み合わせて経済的支援の効果を高めるとともに、支援を必要とする世帯が相談しやすい機会や場所づくりに努めます。

●関連する主な事業等●

事業・施策	内 容	担当課
生活困窮者自立支援相談支援事業（再掲）	さまざまな要因による就職や住まい、経済的な困りごと等、問題や悩みなどの生活全般について相談を受け、関係機関等と連携しながら問題解決に向けた支援を行います。	福祉総務課
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立促進、児童の福祉の増進を図るために手当を支給します。	子育て支援課
子ども医療費給付事業（再掲）	0歳から18歳までの児童の医療費自己負担分を無料化し、保護者の負担軽減を図ります。	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費給付事業	ひとり親家庭等の父又は母及び児童の医療費を負担します。	子育て支援課
母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業（再掲）	ひとり親家庭の母又は父が看護師等の資格取得のため養成機関に通う場合給付金等を支給し経済的支援を行います。	子育て支援課
居住環境の向上	住宅に困窮する子育て世代等が安心して暮らせることを目的とし、老朽化した公営住宅の建替え整備と改修整備を進めます。	都市建築課
市営住宅入居要件の緩和	就学前のこどもがいる世帯の入居にあたり、基準額を一般世帯より緩和しています。	都市建築課

3 様々な困難を抱えるこども・若者への支援

こども基本法に加え、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するとともに、医療的ケア児等の専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応を含め、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、その発達や将来の自立、社会参加を支援する必要があります。

また、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく必要があります。

若者の自殺者対策は本市の重要な課題です。誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺対策を強力に推進する必要があります。

（1）障がい児・医療的ケア児等への支援

取組の方向性

- ▶障がいの有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能強化や保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における障がい児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進します。
- ▶医療的ケア児等の専門的支援が必要なこども・若者とその家族への対応のため、相談支援や関係機関相互の連携など地域における連携体制を強化します。
- ▶特別支援教育については、障がいのあるこどもと障がいのないこどもが可能な限りともに安全・安心に過ごすための条件・環境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を進めます。

※インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み

●関連する主な事業等●

事業・施策	内 容	担当課
子ども発達巡回支援事業	発達障害等に関する専門的な知識を有する専門員が保育施設等を巡回することにより、発達が気になる子どもを早期に発見し対応するための助言等の支援を職員及び保護者に対して行います。	福祉総務課
障害児通所給付事業	障がいのある子どもとその保護者に対し、効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保し、障がいのある子どもに対する居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の専門的な支援を行います。	福祉総務課
障害児相談支援	障害児通所支援を利用しようとする障がいのある子どもの心身の状況、家庭環境、保護者の意向等を総合的に勘案し、サービスの適切な利用ができるよう計画を作成し、必要な支援を行います。	福祉総務課
身体障害者・知的障害者相談員による指導・助言	身体及び知的障害者相談員を設置し、障がいのある方の家庭における養育、生活等に関する相談に応じ、必要な指導、助言を行います。	福祉総務課
日中一時支援事業	障がいのある子どもの家族の就労支援や障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図るために、障がいのある子どもが日中活動できる場を提供します。	福祉総務課
重度心身障害者医療費助成事業	重度心身障がい者の医療費にかかる経済的な負担を軽減し、健康の保持及び福祉の増進を図るため、重度心身障がい者の医療費の助成を行います。	福祉総務課
特別障害者手当等給付事業	障がい児やその家族への経済的な支援のため、障害児福祉手当を支給します。	福祉総務課
自立支援医療費の助成	対象となる疾病的医療費を一部助成します。	福祉総務課
訪問・相談支援（再掲）	育児等の不安が解消できるよう、保健師等による訪問、相談を行います。	健康増進課
特別児童扶養手当	精神または身体に障がいを有する児童について手当を支給します。	子育て支援課
障害児保育事業	障がい児の健全な社会性の成長発達を促進し、福祉の増進を図るために、障がい児を受け入れる認定こども園、放課後児童クラブに対し、経費を補助します。	子育て支援課
医療的ケア児保育支援事業	医療的ケア児を保育所等で受け入れることによって地域生活支援の向上を図ることを目的とし、医療的ケア児を受け入れる施設に対し、経費を補助します。	子育て支援課
教育支援委員会事業	医師、校長、関係機関の職員等が委員となり、教育上特別な支援を必要とする者への教育支援の内容について適正な判断をするため、教育学、医学、心理学等の観点から適切な就学指導のための調査及び審議を行っています。	学校教育課

(2) ヤングケアラーへの支援と理解促進

取組の方向性

- ▶地域や社会全体でヤングケアラーについて理解を深めるため、必要な広報や啓発活動を積極的に行っていきます。
- ▶家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、世帯全体を支援する視点を持った対策を推進します。

●関連する主な事業等●

事業・施策	内 容	担当課
ヤングケアラーに関する普及・啓発	広報や各種イベントなどの機会を活用し、ヤングケアラーに関する情報を発信します。	こども家庭センター
家庭相談事業（再掲）	子どもの養育、家庭環境、心やからだの悩み、虐待など子どもや家庭が抱える様々な相談に応じます。	こども家庭センター
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、不安や悩みを聞くとともに家事・子育て等の支援をします。	こども家庭センター
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	ヤングケアラーについて、福祉、介護、医療、教育関係者と情報共有し、連携を図ります。	地域包括支援センター
家族介護支援事業		
スクールソーシャルワーカー等の配置（再掲）	スクールソーシャルワーカーの配置やスクールカウンセラーの派遣をし、こども、保護者、教職員への相談・支援体制の充実を図ります。	指導課

(3) こども・若者の自殺対策

取組の方向性

- ▶こどもが自身の心の危機に気づき、身近な信頼できる人に相談できる力を培うため「SOSの出し方に関する教育」を実施し自殺予防教育を推進します。
- ▶地域の関係機関・団体と連携しながら心の健康に関する相談窓口を広く周知し、自殺予防を促しています。
- ▶こども・若者の自殺が増加する傾向にある時期の集中的な啓発活動などの総合的な自殺予防対策を進めます。

●関連する主な事業等●

事業・施策	内 容	担当課
こころの相談	専門的な立場から対象者の心配事や悩みに寄り添った相談を行います。	健康推進課
こころの健康教室	こころの健康や自殺予防に関する正しい知識等について理解を深めるための健康教室を実施しています。	健康推進課
傾聴講座・ゲートキーパー研修	市民や市職員等を対象に相談者に寄り添いながら支援する役割を担っていけるよう研修を実施します。	健康推進課
生徒指導連絡協議会（再掲）	市内小・中学校の生徒指導に関する諸問題について共通理解を図り、児童生徒の健全育成に努めます。	指導課
スクールソーシャルワーカー等の配置（再掲）	スクールソーシャルワーカーの配置やスクールカウンセラーの派遣をし、こども、保護者、教職員への相談・支援体制の充実を図ります。	指導課

(4) いじめ防止対策の強化

取組の方向性

- ▶いじめは、子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会全体でいじめ問題に取り組みます。
- ▶「黒石市いじめ防止基本方針」に基づき、人権学習の充実といじめの未然防止・早期発見・適切な対応力向上のため、教職員研修を推進するとともに、学校医や関係機関との多職種連携を推進し、相談体制の充実に努めます。
- ▶全ての学校において、いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図るとともに、道徳科や学級・ホームルーム活動等における子ども主体でのいじめ防止に資する取組の実施、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進など、いじめ防止対策を強化します。
- ▶全ての子どもが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう働きかけるなど、いじめの未然防止教育を推進します。

●関連する主な事業等●

事業・施策	内 容	担当課
いじめ問題対策連絡協議会（再掲）	いじめの防止等に関する機関及び団体の連携強化を図ります。	指導課
家庭相談事業（再掲）	子どもの養育、家庭環境、心やからだの悩み、虐待など子どもや家庭が抱える様々な相談に応じます。	こども家庭センター

(5) 不登校のこどもへの支援

取組の方向性

- ▶スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備、ＩＣＴ等を活用した学習支援、NPOやフリースクール等との連携など、不登校のこどもへの支援体制を整備し、アウトリーチを強化します。

●関連する主な事業等●

事業・施策	内 容	担当課
学習適応指導教室	相談員が不登校などの児童生徒に対して助言指導を実施し、日常の生活や学習面における不安や悩みの軽減を図り、社会的自立や学校復帰に向けて支援します。	指導課
家庭相談事業（再掲）	子どもの養育、家庭環境、心やからだの悩み、虐待など子どもや家庭が抱える様々な相談に応じます。	こども家庭センター
スクールソーシャルワーカー等の配置（再掲）	スクールソーシャルワーカーの配置やスクールカウンセラーの派遣をし、こども、保護者、教職員への相談・支援体制の充実を図ります。	指導課

(6) こども・若者の視点に立った居場所づくり

取組の方向性

- ▶子どもの居場所を新たにつくっていくことに加え、子ども会、こども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所が、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組みます。
- ▶全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの安定的な運営を確保します。

●関連する主な事業等●

事業・施策	内 容	担当課
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。	子育て支援課

※ＩＣＴ：情報通信技術のこと、また、情報処理や通信技術そのものだけでなく、通信機器やソフトウェア、それを活用した多様なサービスのこととも含む

(7) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援体制の充実

取組の方向性

- ▶ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。
- ▶悩みや不安を誰にも相談できず孤独やストレスを感じている若者を相談支援やサポートにつなげができるよう、こころのSOSサインに気づいた時の対処の仕方をはじめ、こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報の周知を図ります。

●関連する主な事業等●

事業・施策	内 容	担当課
生活困窮者自立支援相談支援事業（再掲）	ひきこもり状態にある方へのひきこもりの居場所作りを開催し、社会参加への一歩に繋がるよう支援します。	福祉総務課
家庭相談事業（再掲）	子どもの養育、家庭環境、心やからだの悩み、虐待など子どもや家庭が抱える様々な相談に応じます。	こども家庭センター
学習適応指導教室（再掲）	相談員が不登校などの児童生徒に対して助言指導を実施し、日常の生活や学習面における不安や悩みの軽減を図り、社会的自立や学校復帰に向けて支援します。	指導課

4 児童虐待防止対策と社会的養護の推進

児童虐待は、子どもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであり、虐待はどのような状況下においても決して許されるものではありませんが、虐待に至った親にも自らの被虐待経験や、貧困、疾病、障がい等の様々な困難が背景にある場合が多いという現実もあり、子から親になった養育者自身が置かれている困難に対する支援を社会全体で提供することにより、どのような困難があっても子どもへの虐待につながらないようにしていく必要があります。本市における虐待相談対応件数は横ばい状態ですが、長期間見守りが必要なケースや問題の複雑化などの状況を踏まえ、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制を強化していく必要があります。

また、孤立した環境の中で予期せぬ妊娠に悩む若年女性等に対する相談・日常生活の支援や関係機関との調整等の支援の強化に取り組むとともに、こうした支援の存在が、予期せぬ妊娠に悩む若年女性などの支援を必要としている本人に届くよう、相談窓口の周知などに取り組む必要があります。

さらに、社会的養護を必要とする全ての子どもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、社会的養護の下にある子どもの権利保障や支援の質の向上を図ります。また、社会的養護経験者は、進学・就労や自立した生活を営む上で、家族からのサポートが期待できないといった背景から、様々な困難に直面している場合が多いことを踏まえ、多職種・関係機関の連携による自立支援を進めるとともに、一人一人段階を経て自立をしていくような地域社会とのつながりをもてるよう支援する必要があります。

(1) 児童虐待防止対策の強化

取組の方向性

- ▶児童虐待の背景には、家族内の葛藤や子育てにおける孤立に加え、社会的要因があるとされ、どこの家庭にでも起こり得ることであることから、早期の発見・防止のために、相談体制の強化と充実を推進します。
- ▶子ども家庭センターが、地域の保育所、学校などや支援の担い手である民間団体を含め、要保護児童対策協議会などの地域のネットワークと一緒にとなって継続的に支え、虐待予防の取組を強化します。
- ▶虐待が重大な子どもの人権侵害であることを住民や関係機関に啓発し、地域全体で虐待防止に取り組む機運を醸成するとともに、虐待に関する通告義務の周知を図っていきます。
- ▶子どもとの親としての関わりの工夫や体罰等が子どもに与える悪影響等を親に伝えるなど、体罰によらない子育てに関する啓発を進めます

●関連する主な事業等●

事業・施策	内 容	担当課
家庭相談事業（再掲）	子どもの養育、家庭環境、心やからだの悩み、虐待など子どもや家庭が抱える様々な相談に応じます。	こども家庭センター
要保護児童対策協議会（再掲）	支援対象児童等に関する情報交換、定期的な状況のフォロー、支援方針の見通しなど関係機関・団体と協議します。	こども家庭センター
児童相談所との連携	こども家庭相談や要保護児童等の支援において、子どもの権利保障を第一に考え、児童相談所と連携した支援を実施します。	こども家庭センター

(2) 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

取組の方向性

- 社会的養護を必要とする全ての子どもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、関係機関と連携しながら社会的養護の下にある子どもの権利保障や支援の質の向上を図ります。

●関連する主な事業等●

事業・施策	内 容	担当課
利用者支援事業（再掲）	子どもが心身共に健やかに成長できるよう、母子保健事業や子育て支援事業が円滑に利用できるように、相談窓口を設置し支援します。	こども家庭センター
乳児家庭全戸訪問事業（再掲）	生後4か月までの乳児のいる家庭をすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスにつなぎます。	こども家庭センター
養育支援訪問事業	乳児全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる妊産婦に対して、養育に関する相談、指導、助言等の必要な支援を行います。	こども家庭センター
子育て世帯訪問支援事業（再掲）	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、不安や悩みを聞くとともに家事・子育て等の支援をします。	こども家庭センター
子育て短期支援事業	保護者が疾病やその他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合や経済的な理由により緊急一時に親子を保護することが必要な場合に、児童養護施設等で養育・保護を行い、保護者のレスパイトケア、相談支援等を行います。	こども家庭センター

5 こども・若者が安全に生活できる環境づくり

社会の情報化が進展し、子どものインターネット利用の低年齢化が進む中、子どもの健やかな成長を著しく阻害する有害情報も氾濫し、犯罪被害につながるといった重大な問題が起きています。子どもが情報を適切に取捨選択して利用することができ、情報活用能力を身に付け、安全に安心してインターネットを利用できる環境を推進する必要があります。

また、子どもが一生に残る傷を負う事件や子どもが生命を失う事故が後を絶たず、子どもの生命・尊厳・安全を脅かす深刻な状況があること等を踏まえ、子どもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することにより、全ての子どもが健やかに成長するための対策を推進するとともに、子ども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだ子ども・若者とその家族への相談支援と自立支援を、学校や警察等の地域の関係機関・団体と連携しながら推進していくことが求められています。

(1) こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

取組の方向性

- ▶子どもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や、情報リテラシーの習得支援、子どもや保護者等に対する啓発、フィルタリングの利用促進、ペアレンタルコントロールによる対応の推進など、子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組んでいきます。

●関連する主な事業等●

事業・施策	内 容	担当課
生徒指導連絡協議会 (再掲)	市内小・中学校の生徒指導に関する諸問題について共通理解を図り、児童生徒の健全育成に努めます。	指導課

※情報リテラシー：情報と識字（リテラシー）を合わせた言葉で、情報を自己の目的に適合するよう使用できる能力のこと

※ペアレンタルコントロール：子どもがインターネットやゲーム機、パソコン、スマートフォンなどを利用する際に、保護者が制限を設定できる機能のこと

(2) こども・若者を犯罪被害や事故、災害から守るための環境整備

取組の方向性

- ▶ こども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるように、体験的な学びを含め、発達の程度に応じて、体系的な安全教育を推進します。
- ▶ 警察、学校、保育施設の職員、地域住民、保護者などが連携し、こども・若者を犯罪・事故等の被害から守るため、必要な情報の共有化など情報交換の取り組みを進めていきます。
- ▶ 犯罪やいじめ、児童虐待等により被害を受けたこどもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するためのこどもに対するカウンセリング、保護者に対する助言など、学校や関係機関と連携を図り、児童相談所、保健所等の機能を活用したきめ細かな支援を行います。
- ▶ 登下校時、通学路における事件・事故の発生からこどもたちを守るため、見守り活動や通学路の歩道の整備、除雪等、安全の確保に努めます。

●関連する主な事業等●

事業・施策	内 容	担当課
こども 110 番の家	登下校時などに不審者からの声かけ、痴漢、つきまとい行為等の被害からこども達の身を守るため、避難場所として、こども110番の家を設置します。	各小学校
通学路の安全確保	学校、行政、警察が連携して、対策箇所の合同点検等を行った上で必要な対策を実施し、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図ります。	学校教育課
青少年相談センター事業	年間を通じて街頭指導を行います。	社会教育課
防災マップの周知	災害時における「自分の身は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちが守る」という意識のもと、浸水、土砂警戒区域や指定避難所などの情報を示した総合的な「防災マップ」を市ホームページに掲載し、家庭や地域で日頃から活用できるようにします。	防災管理室
避難所・福祉避難所の開設	災害発生時に地域住民が災害から逃れるための指定避難所や福祉避難所を開設し、自宅での生活が困難となった場合の一時的な滞在の場を確保します。	防災管理室 福祉総務課
中央防災公園施設整備事業	平常時は人々の日常的な憩いの場や防災訓練等の活動の場として、災害時は一時避難地と救援物資の受け入れや搬送拠点となる公園を整備します。	都市建築課

(3) 非行防止と自立支援

取組の方向性

- ▶こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援、自立支援を推進します。
- ▶子どもの非行防止のため、地域、学校での取り組みを支援していくとともに、家庭や地域の協力を得ながら関係機関・団体等と連携を図り、共通の理解と認識のもとに非行防止活動と保護の充実を推進していきます。

●関連する主な事業等●

事業・施策	内 容	担当課
教育相談	市内の生徒・保護者に対する教育に関する指導・助言を行います。	指導課
家庭相談事業（再掲）	子どもの養育、家庭環境、心やからだの悩み、虐待など子どもや家庭が抱える様々な相談に応じます。	こども家庭センター

III 子育てを行う家庭への支援

《評価指標》

本計画が掲げる基本理念の実現に向けて、「III 子育てを行う家庭への支援」に関する評価指標を定め、計画の進捗状況の確認及び評価を行います。

評価指標	現状値	目標値 (R11)
病後児保育の利用者数	238 人 (R5)	294 人
父親の育児休業の取得状況	8.7%	17.0%
母子家庭等高等職業訓練促進給付金交付件数	3 人 (R5)	3 人
教育段階の理想と現実が一致している保護者の割合	50.0%	現状値より増加

1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

令和5年度子供の学習費調査によると、子ども一人にかかる教育費は、幼稚園から高校まですべて国公立に進学した場合で約600万円、すべて私立に進学した場合約2,000万円になります。教育費の負担が、理想の子どもの数を持てない大きな理由の一つとなっており、教育費負担の軽減は喫緊の課題となっています。

児童手当については、国において次世代を担う全ての子どもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化し、拡充されました。現在ある、幼児教育・保育の無償化や義務教育段階における就学援助、高等教育段階の修学支援など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない経済的支援を確実に実施するとともに、段階的な支援の拡充を検討していきます。

(1) 子育てや教育に関する切れ目のない経済的負担の軽減

取組の方向性

▶子育てや教育に関する経済的負担を軽減するため、各種手当や助成による経済的支援を行います。

●関連する主な事業等●

事業・施策	内 容	担当課
妊婦のための支援給付事業	全ての妊婦が安心して出産できるよう、支援給付金支給し、経済的支援を行います。	こども家庭センター
くろいし若者みらい応援奨学金返還サポート（再掲）	黒石市に居住しながら奨学金を返還している方に対して、補助金を交付し、奨学金の返還を支援します。	企画課
就学援助事業（再掲）	経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し必要な援助を行い、保護者の負担軽減を図ります。	学校教育課
学校給食費無償化（再掲）	小中学校の給食費を無償化し保護者の負担軽減を図ります。	学校教育課
子ども医療費給付事業（再掲）	0歳から18歳までの児童の医療費自己負担分を無料化し、保護者の負担軽減を図ります。	子育て支援課
保育料の軽減	保育料について、国が定める基準額から軽減します。また、同一世帯にいる18歳未満の子どものうち3人目（第3子）以降の子どもについて保育料を無料とします。	子育て支援課
こどもインフルエンザ予防接種費用助成事業	生後6カ月児から未就学児までを対象に、インフルエンザ予防接種費用の一部を助成することにより、予防接種の受診を促し発症予防や重症化予防が図られるとともに保護者の経済的負担軽減を図ります。	健康推進課
定期予防接種再接種費用助成事業	造血幹細胞移植の医療行為により、接種済の定期予防接種で得た免疫が低下、または消失した者に対して、予防接種の再接種の機会を与え、その費用を助成し経済的負担軽減を図ります。	健康推進課

2 地域子育て支援、家庭教育支援

少子化、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、子育てを取り巻く環境は変化しており、保護者や家庭だけで子育てを行うことは大きな負担となっています。加えて、子育て家庭の地域との関わりが薄れていることから、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にあり、「地域のこどもは地域で守り、地域で育てる」といった地域としての意識や機能が失われつつあります。

子育ての第一義的な責任は保護者や家庭にありますが、地域社会全体で子育てを支えていくネットワークづくりや、地域の様々な主体による連携の強化などを推進し、子育てをしやすい地域環境の整備を図る必要があります。

また、家庭内で子どもの基本的な生活習慣、自立心等を育む教育を行うための保護者の学びを促すことや、身近に相談相手がない状況にある保護者に対する切れ目のない支援していくため、保護者に寄り添った家庭教育支援を推進していく必要があります。

(1) 地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進

取組の方向性

- ▶地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全ての子どもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。
- ▶子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供を行います。

●関連する主な事業等●

事業・施策	内 容	担当課
地域子育て支援拠点事業 (再掲)	子育て中の親子の相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供します。	子育て支援課
利用者支援事業（再掲）	こどもが心身共に健やかに成長できるよう、母子保健事業や子育て支援事業が円滑に利用できるように、相談窓口を設置し支援します。	こども家庭センター
子育て世帯訪問支援事業 (再掲)	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、不安や悩みを聞くとともに家事・子育て等の支援をします。	こども家庭センター
子育て短期支援事業 (再掲)	保護者が疾病やその他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合や経済的な理由により緊急一時的に親子を保護することが必要な場合に、児童養護施設等で養育・保護を行い、保護者のレスパイトケア、相談支援等を行います。	こども家庭センター
家庭教育講座	市内小中学校、幼稚園、保育所等で保護者や児童・生徒を対象とした講座を開催します。	社会教育課

※プッシュ型：提供する側が利用者に対して能動的にアプローチする手法

3 仕事と生活の調和の実現

仕事と家庭が両立でき、ライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に豊かさと潤いをもたらすと考えられます。

仕事と子育てを両立していくためには、男性を含めた働き方の見直しや多様な働き方が実現できるよう努め、育児や家事、仕事に対するこれまでの男女の意識を変えていくことによって、女性に一方的に負担が偏る状況を解消していくことが必要です。

また、職場の文化・雰囲気を抜本的に変え、男性、女性ともに、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を使えるなど、事業所や雇用主が積極的に子育てを支援する環境を整備していくことが必要です。

(1) 共働き・共育ての推進

取組の方向性

- ▶ 育児期を通じて多様な働き方を組み合わせることで、男女で育児・家事を分担しつつ、育児期の男女がともに希望に応じてキャリア形成と子育てを両立できるような環境整備について事業所や雇用主へ働きかけを行い、「共働き・共育て」を推進します。
- ▶ 男性の育児休業が当たり前になる社会の実現に向けて、就労者や雇い主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発や研修、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら、積極的に推進します。
- ▶ 男性の家事・子育てへの参加を促進するため、父親向けの育児セミナーやワークショップを開催します。

●関連する主な事業等●

事業・施策	内 容	担当課
くろいし男女共同参画推進プラン（再掲）	性別や年齢にかかわりなく、全ての人が個性と能力を發揮し、誰にとっても住みよい社会を形成するという男女共同参画への理解と意識啓発を図るため、プランを策定します。	企画課
未来塾「女・男・輝かせて」（再掲）	すべての市民に多様な学習機会を提供することで意識の啓発を図り、個々がいきいきと暮らせる男女共同参画社会づくりを推進するため、セミナーを開催します。	企画課
育児休業制度や働き方等についての周知	国、県などと連携し、育児休業や介護休業制度、働き方等についての情報提供を図ります。	商工課
父親相談支援事業	妻の妊娠・出産や子どもの誕生・成長によって生じる父親自身のライフスタイルの変化における悩みに対応するため、父親同士の交流支援や育児に関する相談などに応じます。	こども家庭センター

4 ひとり親家庭への支援

母子家庭の場合は、厳しい社会経済情勢のなか、就業面で不利な状況に置かれたり、また、養育費が得られにくいなど、経済的基盤が不安定な場合も多くあります。また、ひとり親家庭は、仕事と子育てを一手に担わざるを得ない状況にあり、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすく、親子で心穏やかに過ごす時間を持てないなど、日常生活面で様々な困難に直面する場合があります。

ひとり親のこどもの健全な育成を図るために、きめ細かな福祉サービスの展開と子育て・生活の安定、自立の支援についての事業を推進するとともに、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援を行うことが重要です。

(1) ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援

取組の方向性

- ▶ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組みます。
- ▶ひとり親家庭の悩みや課題に応じ、様々な支援メニューを組み合わせ、また、必要に応じて、他の支援機関につなげるなど総合的・包括的な相談支援を行います。

●関連する主な事業等●

事業・施策	内 容	担当課
児童扶養手当の支給 (再掲)	ひとり親家庭等の生活の安定と自立促進、児童の福祉の増進を図るために手当を支給します。	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費給付事業 (再掲)	ひとり親家庭等の父又は母及び児童の医療費を負担します。	子育て支援課
母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業 (再掲)	ひとり親家庭の母又は父が看護師等の資格取得のため養成機関に通う場合給付金等を支給し経済的支援を行います。	子育て支援課

※時間の貧困：生活に最低限必要な時間が労働や通勤によって確保できず、睡眠や余暇、育児などの時間を不本意に削減している状態

IV 教育・保育環境の充実（子ども・子育て支援事業計画）

1 子ども・子育て支援制度について

（1）子ども・子育て支援給付

子ども・子育て支援給付は、「子どものための教育・保育給付」及び「児童手当交付金」、「子育てのための施設等利用給付」から構成され、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行います。

■子ども・子育て支援給付

子ども・子育て支援給付	
子どものための教育・保育給付	子育てのための施設等利用給付
■施設型給付 ○保育所 ○認定こども園 ○幼稚園	■施設等利用費 ○認定こども園（国立・公立大学法人立） ○幼稚園（子ども・子育て新制度未移行の園） ○特別支援学校 ○特別支援学校 ○預かり保育事業 ○認可外保育施設等 ・認可外保育施設 ・一時預かり事業 ・病児・病後児保育事業 ・子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)
■地域型保育給付 ○小規模保育（利用定員：6人以上・20人以下） ○家庭的保育（利用定員：5人以下） ○居宅訪問型保育 ○事業所内保育	
児童手当交付金	
■児童手当法に基づく児童手当の給付	

(2) 子どものための教育・保育給付の認定区分

「子どものための教育・保育給付（施設型給付、地域型保育給付）」に基づく保育所、認定こども園、幼稚園の利用にあたっては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（認定区分）します。

■子どものための教育・保育給付の認定区分

認定区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	満3歳以上	保育の必要性なし	幼稚園、認定こども園
2号認定		保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満		保育所、認定こども園、地域型保育

(3) 子育てのための施設等利用給付の認定区分

「子育てのための施設等利用給付」を受けるためには、下記の認定を受ける必要があります。

■子育てのための施設等利用給付の認定区分

認定区分	対象となるこども	主な利用施設
新1号認定	・新2号認定こども、新3号認定こども以外	幼稚園、特別支援学校等
新2号認定	・満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前のこども ・保育の必要性あり	認定こども園、幼稚園、特別支援学校(満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号) 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(2歳児まで新3号、3歳児からは新2号)
新3号認定	・満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前のこども ・保育の必要性あり ・市町村民税非課税世帯	

(4) 教育・保育施設の状況

本市の教育・保育施設は、全て新制度に加入しており、認定こども、幼稚園、保育所合わせて17施設となっています。

■教育・保育施設一覧

事 業	対 象 事 業
特定教育・保育施設	幼稚園・保育園、認定こども園
特定地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none">・小規模保育（定員6～19人）・家庭的保育（定員5人以下）・居宅訪問型保育・事業所、院内保育所（事業所の従業員のこどもに加えて、地域の保育を必要とするこどもの保育を実施するものに限る）
認可外（地方単独事業）	その他の認可外施設、事業所、院内保育所（従業員こども専用）
確認を受けていない幼稚園	私学助成の幼稚園 (子ども・子育て支援制度以前の制度の継続を希望する園)

※黒石市では特定教育・保育施設事業のみ実施

■黒石市内の各教育・保育施設の状況（令和6年4月1日現在）

	定員 (I)	在籍児童数							
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計 (II)	II ÷ I
①保育所	280	8	29	47	36	49	39	208	74.3%
アリス保育園	130	5	16	21	18	23	14	97	74.6%
千徳保育園	50	2	2	6	5	5	7	27	54.0%
黒石若葉保育園	50	1	7	14	9	7	12	50	100.0%
幸成保育園	50	0	4	6	4	14	6	34	68.0%
②認定こども園	825	24	106	125	122	132	153	662	80.2%
認定こども園美しの森	80	2	9	11	12	15	14	63	78.8%
認定こども園東雲幼稚園	55	0	3	5	9	4	8	29	52.7%
つくし第一こども園	60	2	8	9	9	8	13	49	81.7%
六郷保育園	65	6	9	11	10	14	10	60	92.3%
認定こども園たけみ	60	2	8	8	12	7	7	44	73.3%
つくし第二こども園	80	1	12	14	12	16	12	67	83.8%
中郷こども園	100	3	16	18	14	13	24	88	88.0%
美郷こども園	110	3	15	16	16	23	21	94	85.5%
山形こども園	25	1	3	1	1	3	4	13	52.0%
あけばのこども園	60	0	5	8	10	9	15	47	78.3%
上十川保育園	55	2	9	9	7	6	9	42	76.4%
幼保連携型認定こども園 黒石保善園	75	2	9	15	10	14	16	66	88.0%
③幼稚園	15	0	0	0	2	4	3	9	60.0%
聖テレジア幼稚園	15	0	0	0	2	4	3	9	60.0%
合計 (①+②+③)	1,120	32	135	172	160	185	195	879	78.5%

(5) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業とは、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする事業です。

すべての子育て家庭を対象に、市町村が地域の実情やニーズに応じて様々な子育て支援を行っています。

なお、「⑦子育て世帯訪問支援事業」、「⑧児童育成支援拠点事業」、「⑨親子関係形成支援事業」は、令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業です。「⑩妊婦等包括相談支援事業」、「⑪産後ケア事業」、「⑫乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）」は、令和6年の児童福祉法、子ども・子育て支援法の改正に伴い新設された事業です。

■事業一覧

地域子ども・子育て支援事業
①利用者支援事業
②地域子育て支援拠点事業
③妊婦健康診査事業
④乳児家庭全戸訪問事業
⑤養育支援訪問事業
⑥子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）
⑦子育て世帯訪問支援事業《新規》
⑧児童育成支援拠点事業《新規》
⑨親子関係形成支援事業《新規》
⑩妊婦等包括相談支援事業《新規》
⑪産後ケア事業《新規》
⑫乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）《新規》
⑬子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
⑭子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
⑮一時預かり事業
⑯延長保育事業（時間外保育事業）
⑰病児保育事業
⑱放課後児童健全育成事業
⑲実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑳多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(6) 教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」は、計画期間における教育・保育及び地域子育て支援事業の「必要量の見込み」、「提供体制の確保方策」、「その実施時期」を定める基本単位です。

市町村は、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況やその他の条件を総合的に勘案して区域を設定する必要があります。

本市は、コミュニティエリアが10地区に分かれていますが、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の各事業の利用状況が地区を超えての利用となっていることから、本市の教育・保育提供区域を、「黒石市」で「1区域」と設定し、必要な提供体制を確保していきます。

(7) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て新制度に移行していない幼稚園の利用料、幼稚園や認定子ども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されています。

子育てのための施設等利用給付の実施は、保護者の利便性や過誤請求・支払の防止等を考慮し、毎月法定代理受領とします。

また、特定子ども・子育て施設等の確認や指導監査等については、県との連携や情報共有を図り、円滑に実施できるよう努めます。

2 幼児期の教育・保育の確保

(1) 教育・保育給付事業

■教育・保育給付事業の実績

(単位 人)

区分	第2期計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	1,082	1,035	984	1,010	968
1号認定	3～5歳	113	106	101	97
2号認定	3～5歳	482	453	428	475
3号認定	0歳	161	154	148	144
	1・2歳	326	322	307	294
②実績	1,035	987	927	910	864
1号認定	3～5歳	87	86	76	70
2号認定	3～5歳	532	511	491	493
3号認定	0歳	72	46	49	40
	1・2歳	344	344	311	307
③確保方策（第2期計画）	1,128	1,080	1,025	1,108	1,072
1号認定	3～5歳	119	111	105	101
2号認定	3～5歳	489	461	435	540
3号認定	0歳	163	156	150	146
	1・2歳	357	352	335	321

※実績値の令和6年度は見込み

※量の見込み：ニーズ調査から得たニーズ量とこれまでの実績を考慮し、市民が必要とする量を見込んだもの

※確保方策：それぞれの年度に市が確保を目指す量

〈量の見込みと確保方策〉

現在、待機児童は発生しておりませんが、就業率の上昇、就労形態の多様化などに伴う保育サービスのニーズに対応するよう、引き続き量的確保に努めます。

■教育・保育給付事業の量の見込みと確保方策

(単位 人)

区分	第2期計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	965	969	953	968	959
1号認定	3～5歳	95	95	95	95
2号認定	3～5歳	439	447	432	449
3号認定	0歳	127	129	126	126
	1歳	150	149	151	148
	2歳	154	149	149	150
②確保方策	1,064	1,058	1,060	1,058	1,055
1号認定	3～5歳	99	99	99	99
2号認定	3～5歳	520	520	520	520
3号認定	0歳	141	141	141	141
	1歳	150	149	151	148
	2歳	154	149	149	150
過不足 (②-①)	99	89	107	90	96

※1号認定児には、保育の必要性の認定を受けた新2号認定児を含む

※過不足：確保方策から量の見込みを引いたもので、確保方策の量が量の見込みを上回ったものは十分な受け入れ態勢ができている状態

3 地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 利用者支援事業

事業概要

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

現状

本市では、黒石市子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施してきました。

令和6年度、母子保健と児童福祉の機能を併せ持つ黒石市こども家庭センターを開設し、子育て世代包括支援センターの事業はこども家庭センターで実施しています。

■利用者支援事業の実施状況

(単位 か所)

区分	第2期計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	-	-	-	-	-
②実績	1	1	1	1	1

※実績値の令和6年度は見込み

〈量の見込みと確保方策〉

市の保健師や助産師等の専門職がすべての妊産婦、子育て家庭に対し、関係機関と連携し、切れ目のないサポートを行います。

■量の見込みと確保方策

(単位 か所)

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	-	-	-	-	-
②確保方策	1	1	1	1	1
過不足 (②-①)	-	-	-	-	-

(2) 地域子育て支援拠点事業

事業概要

地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的に、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

現状

本市では、4つの教育・保育施設に委託をしています。また、この4施設では、お互いに連携・協力して、週2回、合同で子育てひろば「ま～な」をスポカルイン黒石で実施しています。

■地域子育て支援拠点事業の実施状況

(単位 人回)

区分	第2期計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,967	2,895	2,768	2,668	2,579
②実績	2,626	3,315	2,432	2,550	2,688

※実績値の令和6年度は見込み

※人回：回数を基準とした年間延べ人数

〈量の見込みと確保方策〉

乳幼児のいる保護者への子育ての支援のため、ニーズを把握するとともに事業の周知に努めます。また、今後の新たな実施場所について検討していきます。

■量の見込みと確保方策

(単位 人回)

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
②確保方策	3,320	3,320	3,320	3,320	3,320
過不足 (②-①)	20	20	20	20	20
実施か所数 (か所)	5	5	5	5	5

(3) 妊婦健康診査事業

事業概要

母子保健法に基づき、妊婦の健康診査の普及徹底を図り、疾病又は異常を早期発見し対処するとともに、安全な妊娠・出産を支援し、健全な出産の環境づくりに努めることを目的に妊婦に対する健康診査を実施する事業

現状

母子健康手帳とともに交付される妊婦委託健康診査受診票を委託医療機関に提出し、1人につき14回（多胎妊娠の場合は、更に7回追加）、公費で健康診査を受けることができます。

■妊婦健診事業の実施状況

(単位 人)

区分	第2期計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	170	165	159	152	148
②実績	180	167	148	149	160

※実績値の令和6年度は見込み

〈量の見込みと確保方策〉

安全・安心な妊娠・出産のため、必要な健診回数の確保及び公費負担の実施、里帰り出産などへの受診の配慮を継続します。

■量の見込みと確保方策

(単位 人)

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	170	170	170	170	170
②確保方策	170	170	170	170	170
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、乳児及びその保護者的心身の状況及び養育環境の把握を行い、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

現状

市の助産師、保健師等が出産後1か月以内に訪問するように努め、育児に関する不安や悩みの傾聴、養育環境の状況把握を行っています。

■乳児家庭全戸訪問事業の実施状況

(単位 人)

区分	第2期計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	158	154	148	142	138
②実績	168	171	145	138	144

※実績値の令和6年度は見込み

〈量の見込みと確保方策〉

母子健康手帳の交付や出生届時などの機会を活用し、積極的な事業の周知を図り、事業を継続します。

■量の見込みと確保方策

(単位 人)

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	153	155	150	150	147
②確保方策	153	155	150	150	147
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

(5) 養育支援訪問事業

事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

現状

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、若しくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者、又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

本市では、助産師による専門的相談や家事援助を行っています。

■養育支援訪問事業の実施状況

(単位 人)

区分	第2期計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②実績	3	4	3	3	1

※実績値の令和6年度は見込み

〈量の見込みと確保方策〉

こども家庭センターの機能を活かし、複雑化する子育て家庭の問題に母子保健と福祉の両面から支援していきます。

■量の見込みと確保方策

(単位 人)

区分	第3期計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	4	4	4	4	4
②確保方策	4	4	4	4	4
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

事業概要

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業

現状

要保護児童対策協議会の連携強化を図り、調整機関職員やネットワーク構成員の専門性強化と関係機関間の連携強化を図っています。

地域住民への周知を図る取り組みとして、黒石りんごまつりにおいてグッズの配布やオレンジリボン運動をPRし、児童虐待防止の普及活動を行っています。

〈量の見込みと確保方策〉

調整機関職員の専門性強化を図るとともに、ネットワーク構成員との連携強化を継続します。また、地域住民への周知を引き続き実施します。

■要保護児童対策協議会の実施状況

(単位 回)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
実務者会議開催実績	4	4	4	4	4

※実績値の令和6年度は見込み

(7) 子育て世帯訪問支援事業《新規》

事業概要

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業

〈量の見込みと確保方策〉

支援を必要とする方のニーズを把握し、適切な支援を提供できるよう委託先の確保及び事業の周知を図ります。

■量の見込みと確保方策

(単位 人日)

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保方策	10	10	10	10	10
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

(8) 児童育成支援拠点事業《新規》

事業概要

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業

〈今後の取り組み〉

本市での実施はありませんが、子どもに関連する各機関が実施している事業との連携を行い、今後の必要性について検討していきます。

(9) 親子関係形成支援事業《新規》

事業概要

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業

〈今後の取り組み〉

本市での実施はありませんが、ペアレント・プログラム及びペアレント・トレーニング事業などのニーズの把握に努めます。

(10) 妊婦等包括相談支援事業《新規》

事業概要

令和6年の児童福祉法改正に伴い新設され、妊婦、その他配偶者等に対して面接等により、情報提供や相談等を継続して行い、必要な支援につなげていく事業

現状

これまでにも伴走型相談支援事業の一環として子育て世代包括支援センターが実施してきましたが、令和6年度からはこども家庭センターの助産師が実施しています。

〈量の見込みと確保方策〉

母子保健健康手帳交付時の妊婦との面談、妊娠8か月ころの電話によるアンケート実施及び希望者との面談、出産後の産婦への家庭訪問を行います。

■量の見込みと確保方策

(面談回数 単位 回)

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	459	465	450	450	441
②確保方策	459	465	450	450	441
こども家庭センター	459	465	450	450	441
こども家庭センター以外	0	0	0	0	0
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

※ペアレント・プログラム：子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの行動の理解の仕方を学び、楽しく子育てをする自信をつけること、子育ての仲間を見つける機会とすることを目的としたプログラム

※ペアレント・トレーニング：子どもの持つ特性を理解し、保護者が子どもの行動に対して適切に対応するための知識やスキルを身につけるプログラム

(11) 産後ケア事業《新規》

事業概要

妊娠・出産、子育てに関する悩み等に対して、保健師、助産師等の専門職等が、母子に対して授乳指導及び乳房ケア、育児指導等を行う。

現状

これまで子育て世代包括支援センターで実施してきましたが、令和6年度からはこども家庭センターの助産師が、母子とその家族が健やかな育児ができるよう、家庭訪問やデイケアサービスを通して、母体ケア、育児ケアなどの支援を行っています。

■産後ケア事業の実施状況

(単位 人日)

区分	第2期計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	137	84	68	112	80

※実績値の令和6年度は見込み

〈量の見込みと確保方策〉

引き続き、母親の身体的回復と心理的な安定が得られるよう、産後の支援の充実と体制強化を図り提供体制の確保に努めます。

■量の見込みと確保方策

(単位 人日)

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	110	110	110	110	110
②確保方策	110	110	110	110	110
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

(12) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）《新規》

事業概要

令和6年の児童福祉法改正により新設された制度であり、満3歳未満の就学前で、保育所、幼稚園、認定こども園等の教育・保育施設に通っていない子どもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、面談や子育てについての情報の提供等の援助を行い、月一定時間まで教育・保育施設を利用することができる事業

現状

乳児等通園支援事業は、令和7年度については地域子ども・子育て支援事業として位置づけられますが、令和8年度からは、子ども・子育て支援法において「乳児等のための支援給付」が新設され「こども誰でも通園制度」として制度化されます。

〈量の見込みと確保方策〉

令和8年度からの本格実施に向けて、ニーズ量や地域の実情の把握をし、保育所・認定こども園での実施体制の確保を図ります。

■量の見込みと確保方策

(単位 人日)

区分	第3期計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	—	36	36	36	36
0歳児	—	12	12	12	12
1歳児	—	12	12	12	12
2歳児	—	12	12	12	12
②確保方策	—	36	36	36	36
0歳児	—	12	12	12	12
1歳児	—	12	12	12	12
2歳児	—	12	12	12	12
過不足 (②-①)	—	0	0	0	0

(13) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

事業概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業

〈量の見込みと確保方策〉

令和7年度から実施予定です。市内には実施場所がないため、乳児院や里親への委託によりニーズに対応できる提供体制の確保に努めます。

■量の見込みと確保方策

(単位 人日)

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	70	70	70	70	70
②確保方策	70	70	70	70	70
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

(14) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業概要

幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

〈今後の取り組み〉

現在、本市では実施していませんが、黒石市・平川市・藤崎町・田舎館村の社会福祉協議会が協同で実施しています。

(15) 一時預かり事業

事業概要

①幼稚園型

幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受けることができる。幼稚園で実施している預かり保育を含む。

②一般型

保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児が開設している施設において一時的に保護を受けることができる。

③余裕活用型

保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児が、開設している施設において当該施設等に係る利用児童数が利用定員総数に満たない場合に利用定員数を限度に一時的に保護を受けることができる。

現状

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行っています。

現在、市内では幼稚園型が6か所、一般型が7か所、余裕活用型が1か所となっており、実施場所等は施設一覧のとおりです。

■施設一覧

種別	施設名	幼稚園型	一般型	余裕活用型
①保育所	アリス保育園		○	
	千徳保育園 ※1			
	黒石若葉保育園			
	幸成保育園		○	
②認定こども園 (幼保連携型)	つくし第一こども園			
	つくし第二こども園			
	中郷こども園	○	○	
	美郷こども園	○	○	
	認定こども園美しの森			
	六郷保育園	○		
	上十川保育園	○		○
	山形こども園 ※2			
	あけぼのこども園		○	
	黒石保善園			
(幼稚園型)	認定こども園東雲幼稚園	○	○	
(保育所型)	認定こども園たけみ			
③幼稚園	聖テレジア幼稚園	○	○	

※1 千徳保育園は令和7年度より認定こども園（幼保連携型）へ移行予定

※2 山形こども園は令和6年度末にて廃園予定

■幼稚園型の一時預かりの実施状況

(単位 人日)

区分	第2期計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	7,856	7,391	6,977	10,185	9,975
②実績	12,081	11,714	10,961	12,297	15,156

※実績値の令和6年度は見込み

■一般型・余裕活用型の一時預かりの実施状況

(単位 人日)

区分	第2期計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	503	482	458	443	430
②実績	642	449	517	479	518

※実績値の令和6年度は見込み

〈量の見込みと確保方策〉

日常生活の突発的な事情や社会参加、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するため、まずは、既存開設施設の周知徹底をした上でどの施設でも受け入れ可能となることをを目指します。

幼稚園型一時預かり（預かり保育を含む。）については、保育を必要としながら1号認定として教育を受けている子どもが幼児教育・保育無償化の制度を受けられるように、それ以外の一時預かりについては市内の全教育・保育施設で受けられるよう、一時預かり事業開設施設の拡充に努めます。

■幼稚園型一時預かりの量の見込みと確保方策

（単位 人日）

区分	第3期計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	12,800	12,800	12,800	12,800	12,800
②確保方策	12,800	12,800	12,800	12,800	12,800
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

■一般型・余裕活用型の量の見込みと確保方策

（単位 人日）

区分	第3期計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	500	479	455	441	428
②確保方策	500	500	500	500	500
過不足 (②-①)	0	21	45	59	72

(16) 延長保育事業（時間外保育事業）

事業概要

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

現状

本市では、市内の全教育・保育施設が実施しています。

■延長保育事業の実施状況

(単位 人)

区分	第2期計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	579	554	526	509	495
②実績	380	438	338	348	408

※実績値の令和6年度は見込み

〈量の見込みと確保方策〉

様々な雇用形態に対応できるよう、全施設での実施を継続します。

■量の見込みと確保方策

(単位 人)

区分	第3期計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	396	396	388	394	390
②確保方策	696	699	686	698	691
過不足 (②-①)	300	303	298	304	301

(17) 病児保育事業

事業概要

- 病児保育事業（病児対応型）：児童が病気の「回復期に至らない場合」かつ「当面の症状の急変が認められない場合」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業
- 病児保育事業（病後児対応型）：児童が病気の「回復期」かつ「集団保育が困難な期間」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業
- 病児保育事業（体調不良児対応型）：児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合に、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応や保健的な対応等を図る事業
- 病児・緊急対応強化事業：ファミリー・サポート・センター事業として、病児・病後児を預かる事業

現状

本市では、病後児保育事業を市内の2施設に委託し実施しています。コロナ禍により落ち込んだ利用が回復できない状況が続いています。

■病児保育事業の実施状況

(単位 人日)

区分	第2期計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	415	397	377	366	354
②実績	191	174	144	238	179

※実績値の令和6年度は見込み

〈量の見込みと確保方策〉

アンケート結果では病児・病後児保育の利用希望が高いため、引き続き利用体制を確保するとともに、市ホームページや広報等への掲載により、開設施設の周知に努めます。

■量の見込みと確保方策

(単位 人日)

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	300	301	294	298	294
②確保方策	870	870	870	870	870
過不足 (②-①)	570	569	576	572	576

(18) 放課後児童健全育成事業

事業概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

現状

家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図っています。

本市では、市内10地区に放課後児童クラブ「りんごクラブ」を設置しています。

■りんごクラブの施設一覧

施設名	種別	設置場所
西部地区りんごクラブ	市立	西部地区りんごクラブ内（境松一丁目）
上十川地区りんごクラブ	市立	上十川地区りんごクラブ室内（上十川字留岡一番）
中部地区りんごクラブ	市立	幸成児童館内（北美町三丁目）
東地区りんごクラブ	市立	東地区りんごクラブ内（東町）
北地区りんごクラブ	市立	中郷公民館内（小屋敷）
浅瀬石地区りんごクラブ	市立	千徳なかよしこも館内（浅瀬石字村上）
山形地区りんごクラブ	市立	山形公民館内（温湯字派）
牡丹平地区りんごクラブ	市立	牡丹平公民館内（牡丹平字諏訪野平）
第一追子野木地区りんごクラブ	市立	追子野木公民館内（追子野木三丁目）
第二追子野木地区りんごクラブ	市立	美郷こども園内（追子野木二丁目）
六郷地区りんごクラブ	市立	黒石市農村環境改善センター内（赤坂字野崎）

■りんごクラブの実施状況

(単位 人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
設置数	10	11	11	11	11
定員	514	532	532	532	544
①量の見込み	608	589	571	540	509
小学1年生	149	135	135	118	112
小学2年生	146	143	130	130	114
小学3年生	151	148	144	132	132
小学4年生	79	81	79	77	70
小学5年生	44	44	45	44	43
小学6年生	39	38	38	39	38
②実績	492	494	496	472	505
小学1年生	142	128	129	126	116
小学2年生	124	141	124	123	126
小学3年生	102	107	122	97	110
小学4年生	80	63	67	77	73
小学5年生	26	41	33	32	56
小学6年生	18	14	21	17	24

※実績値の令和6年度は見込み

〈量の見込みと確保方策〉

本市で開設している放課後児童クラブ「りんごクラブ」については、小学校の統廃合に関わらず地区のコミュニティエリアを崩さないようにし、既設の場所を活用しながら、クラブ数の確保に努めます。

現在待機児童は発生しておりませんが、こどもたちの家庭環境の変化に対応し、安全、快適に過ごせるよう、引き続き利用児童の受入れ体制を整備していきます。

■量の見込みと確保方策

(単位 人)

区分	第3期計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	476	454	446	420	414
小学1年生	126	108	120	98	113
小学2年生	126	122	105	117	95
小学3年生	102	105	102	88	98
小学4年生	71	70	72	70	61
小学5年生	35	31	31	32	31
小学6年生	16	18	16	15	16
②確保方策	544	544	544	544	544
過不足 (②-①)	68	90	98	124	130

(19) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

現状

現在、本市では実施していません。

〈今後の取り組み〉

現在、ニーズはありませんが、子どもの貧困対策として現状把握に努め、必要性について検討していきます。

(20) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

現状

現在、本市では実施していません。

〈今後の取り組み〉

現時点で実施の予定はありませんが、今後必要に応じて実施の検討をします。

第 5 章

計画の推進と評価

第5章 計画の推進と評価

1 計画の推進

計画を効果的に推進していくために、家庭や地域、企業、学校などの社会全体がそれぞれの役割を果たすとともに相互に交流し、協働を図りながら、次代を担うこどもたちが心身ともに健やかに成長し、安心してこどもを産み育てられるように一体となって取り組むことを目指します。

家庭においては、こどもにとって基本的な生活習慣、他人に対する思いやり、社会的な礼儀作法、善悪の判断能力などのしつけを行う重要な役割があります。特に保護者は、子育ての基本は家庭にあることを十分自覚し、家庭において助け合いながら家事や育児に参加し、保護者として求められる優しさと厳しさを持って子育てすることが必要だと考えます。

地域においては、市民一人ひとりがこどもや子育てへの関心を持ち、地域社会の中での積極的な子育て参加を望みます。

市においては、住民と行政との協働による施策の推進を図るため、町内会や地域団体などの連携の強化を図り、地域ぐるみで子育てを支援する環境づくりに努めます。

本計画の実現をめざし、地域や関係機関との連携を強化し、効果的な子育て支援に取り組みます。

2 計画の評価

本計画の進行状況の管理及び実施状況の点検評価については、黒石市子ども・子育て会議において、各事業の実施状況及び進捗状況を点検し、評価した上で今後の対策を講じていきます。

また、計画は、

1	P l a n	計画	従来の実績や将来の予測などを基にして業務計画を作成する。
2	D o	実施・実行	計画に沿って業務を行う。
3	C h e c k	点検・評価	業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する。
4	A c t i o n	処置・改善	実施が計画に沿っていない部分を調べて処置をする。

のP D C Aサイクルを毎年度、継続的に実施していくことで、目標の達成を目指します。



資料

資料

1 黒石市子ども・子育て会議条例

平成25年9月19日

条例第27号

改正 令和5年3月17日条例第7号

令和6年9月24日条例第31号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、黒石市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。
(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務その他市長が必要と認める事務を処理する。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長と副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 子育て会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 5 部会の会議については、前条の規定を準用する。
(関係者の出席等)

第8条 会長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。
(黒石市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 黒石市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成9年黒石市条例第3号）の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

附 則（令和5年3月17日条例第7号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月24日条例第31号）

この条例は、令和6年10月15日から施行する。

2 黒石市子ども・子育て会議 委員名簿

任期：令和5年11月1日から令和7年10月31日まで

No.	区分	役職	氏名
1	子どもの保護者	東地区母親クラブ会長	村 元 泉
2		黒石市連合PTA副会長	増 川 博 基
3		黒石市子ども会育成連合会会長	大 溝 雅 昭
4	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	黒石市保育連合会会長	工 藤 悟
5		黒石幼稚園会副会長	板 東 由 桂
6		黒石市子育てひろば連絡協議会代表	谷 君 雄
7		黒石市校長会	近 藤 正 翳
8		黒石市民生委員児童委員協議会主任児童委員副部会長	千 葉 ひとみ
9		黒石市社会福祉協議会会长	鳴 海 勝 文
10	子ども・子育て支援に関する学識経験を有する者		津 軽 寿 美
11			大 沢 陽 子
12			齋 藤 有
13			奈良岡 和 保

3 策定経過

実施日	内 容
令和6年1月～2月	教育・保育や子育て支援に関するニーズ調査の実施
令和6年9月～10月	子どもの生活についての調査の実施 こども・若者意識調査の実施
令和6年12月18日	第1回 黒石市子ども・子育て会議 〔協議内容〕 1. 黒石市こども計画について 2. 特定教育・保育施設の利用定員について 3. その他
令和6年12月26日	第1回 黒石市こども計画検討委員会
令和7年1月15日	第2回 黒石市こども計画検討委員会
令和7年1月28日	第2回 黒石市子ども・子育て会議 〔協議内容〕 1. 黒石市こども計画（素案）について 2. その他
令和7年2月26日	第3回 黒石市こども計画検討委員会
令和7年3月5日 ～3月21日	パブリックコメントの実施
令和7年3月 日	第3回 黒石市子ども・子育て会議 〔協議内容〕 1. 2.

黒石市こども計画

(令和7年度～令和11年度)

発行年月 令和7年3月

発行・編集 黒石市 健康福祉部 子育て支援課

〒 036-0396

青森県黒石市大字市ノ町 11 番地 1

TEL 0172-52-2111(代表)
